

官報 号外

平成十四年五月二十一日

○ 第百五十四回 参議院会議録第二十六号(その一)

平成十四年五月二十二日(水曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成十四年五月二十二日

正午開議

第一 國際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求める件(衆議院送付)

第二 國際労働基準の実施を促進するための三者間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求める件(衆議院送付)

第三 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十一条の改正の受諾について承認を求める件

(衆議院送付)

第四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 身体障害者補助犬法案(衆議院提出)

第七 身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十 土壌汚染対策法案(内閣提出、衆議院送付)

第十一 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第十二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、地球温暖化対策の推進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。大木環境大臣。

〔國務大臣大木浩君登壇、拍手〕

○國務大臣(大木浩君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その防止は人類共通の課題であることから、平成六年三月、気候変動に関する国際連合枠組条約が発効し、さらに、本条約に基づいて、平成九年十二月、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京

都議定書が採択されました。この京都議定書の運用細目が、昨年十一月、条約の第七回締約国会議において合意されたことを受け、政府は、今国会における京都議定書の締結の承認を日指すこととしております。

このような状況の中で、京都議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、今般、京都議定書の締結に必要な国内法としての本法律案を提案した次第であります。

このほか、京都メカニズムの活用のための国内制度の在り方の検討に関する規定を整備することといたします。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小宮山洋子君。

〔小宮山洋子君登壇、拍手〕

○小宮山洋子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました政府提出の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。

温暖化対策をどのように行っていくかは、一世紀の日本をどのような価値観に重きを置いて作っていくかという、日本の将来を考える基盤に

めの体制を整備することといたします。

第三に、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等のための施策として、地球温暖化防止活動推進員の活動に、いわゆる地球温暖化対策診断センターの指定対象に特定非営利活動法人の追加、地方公共団体、事業者、住民等から成る地球温暖化対策地域協議会の設置等に関する規定を整備することとしております。

第四に、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化として、森林・林業基本計画等に基づき、森林の整備等を推進することとしたしま

なる哲学にかかる重要な問題だと考えています。ところが、政府の今回提出の法案、その基礎となっている新大綱には、そうした哲学が全く感じられないことをまず指摘しておきたいと思います。

環境の分野で現在、世界が注目をしているのは、温暖化防止のための京都議定書を、八月二十六日から九月四日まで南アフリカのヨハネスブルクで開かれる持続可能な開発のための世界サミット、いわゆるリオ・プラス10で発効させることだと思います。日本が、このための条約に確實に批准することはもとより、世界各国に早期の批准を働き掛けて、環境の分野でこそリーダーシップを発揮するべきだと考えていました。まず、この点について、環境大臣に御決意のほどを伺います。

本日の議題である地球温暖化対策推進法の改正案は、京都議定書の的確な実施を目的としていますが、ここに書かれている程度のこととて実効性のある実施は難しいのではないかと言われています。この法案の内容で的確な実施ができるとお考えなのかどうか、併せてお答えください。

京都議定書の目標達成計画は、今年の三月十九日に政府の地球温暖化推進本部で決定された新たな地球温暖化対策推進大綱を基礎として作成することとし、京都議定書の六%削減約束の達成に向けて具体的裏付けのある対策の全体像を示すとされています。

ところが、産業界が七%削減、民生部門は二%削減、運輸部門は一七%の増加に抑えるという分野別の削減数値は、目安の数値とされています。法案の目的とされている京都議定書の的確な実施のためには、しっかりと定めた定量的な目標とするべ

きではないでしょうか。

この法案の基礎となっている新大綱では、量的基準の達成が法的に担保されている政策や措置は全体の一割未満にすぎないと見られていました。これでは実効性は期待できそうもありません。削減量全体のおよそ四割は量的な達成基準がなく、普及啓発などのみです。また、削減量全体の三割は、業界団体の自主的な取組に依存しています。これも削減量を担保するものではありません。

量的基準の達成が法的に担保されているかどうかは、実効性のある、意味のある法案かどうかにかかる問題ですので、環境大臣、しっかりとお答えいただきたいと思います。

また、改正案では、計画の策定、見直しは政府が行うとしていて、情報の公開や市民参加の仕組みが全く盛り込まれていません。温暖化防止の計画の確実な実施のためには、国民、市民がどれだけ主体的にかかわるかが最も重要なと見えます。

新大綱を作るとともに、密室で省庁間の数字合戦に終わったのではないかという疑惑を持たれています。京都メカニズムで他国から排出枠を買ふと将来国が金を出すことが前提になるとして財務省が反対し、その分を民生部門に振り向けて、当初、プラス・マイナス・ゼロとするはずだったものが二%削減になったといった様々な報道がありました。市民が不信感を持つていては実効性のある実施はできないと思います。

そもそも、六%のCO₂削減の産業、民生、運輸の分野の割り振りはどのように決定されたのでしょうか。総理は本日はいらっしゃいませんので、官房長官に伺います。

現在、よく行われているパブリックコメントを行っており、それが反映されたのかされないのかも

求めても、それが反映されたのかされないのかも分からぬといった形だけの市民参加ではなく、地域の具体的な排出実態などを把握し、公表する仕組みが不可欠です。こうした情報公開の仕組みと事業者の取組についての第三者評価が欠かすことできません。温暖化対策の基盤とも言えるこうした仕組みが今回の法案で整備されていないことは問題だと考えますが、環境

はないでしょうか。

法案では、見直しの時期を平成十六年及び平成十九年としています。実施期間を三つに区切っています。日本政府の考え方の各ステップの区切りくのではなく、随時、見直しをし、追加的な対策を実施できるようにするべきではないでしょうか。この点について伺います。

産業界からの七%削減に反対の声が強いためか、二〇〇一年から二〇〇四年までの第一ステップではほとんど何もしないような計画になってしまいます。京都メカニズムで他国から排出枠を買ふことでも将来国が金を出すことが前提になるとして財務省が反対し、その分を民生部門に振り向けて、最初、プラス・マイナス・ゼロとするはずだったものが二%削減になったといった様々な報道がありました。市民が不信感を持つていては実効性のある実施はできないと思います。

また、地球温暖化対策地域協議会は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置を協議するため組織するとされています。日常生活だけに限らず、地域であらゆる排出の削減の取組について幅広く協議する場にすべきだと言えます。お答えください。

国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進として挙げられている、家族が同じ部屋で団らんする、シャワーを使う時間を家族全員が一日一分減らすなどといったことは、政策や措置によって削減量を見込む性質のものではなく、普及啓発のみに依存した全く裏付けのない削減行動の羅列にすぎません。例えばイギリスでは、目標達成効果ガスの排出状況の公表を義務付けるべきで、官房長官に伺います。

成のために様々な施策で確実に削減できるものの数値を積み上げ、ライフスタイルの転換による削減分はそれに上乗せする形で、余裕を持たせて計画を立てています。この点について、環境大臣のお考えを伺います。

次に、森林整備等による吸收源対策として、日本の削減目標六%のおよそ三分の一に当たる二・九%を科学的根拠のない森林吸収源に頼るのは非常におかしいと思いますが、どのようにお考えか伺います。

これまで政府は、全森林の純吸収量が三・七%としましたが、いつの間にか森林全体の七割が人為活動が行われた森林となり、この場合確保できる吸収量は三・九%と推計されるという説明に変わりました。それまでの数字の十分な根拠は示されていません。ただ、国際的に定められた上限値である千三百万トン、三・九%を使い切ろうということなのではありませんか。数字の根拠を、環境大臣、お答えください。

当初、京都議定書が作られたときには、新規植林、再植林、森林減少の三つの活動に限定して、その吸収量を計上することになっていました。その後の交渉によって、その三つ以外の森林経営等の人為活動で、一九九〇年以降に実施された分について、その吸収量を計上することが追加的人為活動として加えられました。ただでさえどれだけ森林がCO₂を吸収するか測る方法も確立していないのに、新たな植林などからあいまいな森林経営まで対象を広げてしまっては、あいまいになります。政府の森林吸収源についての基本的な考え方と達成の可能性について、農林水産大臣と環境大臣に伺います。

温室効果ガス削減のためには、インセンティブを働かせるための経済的措置が必要だと考えます。EUなどで実効性を上げている炭素税、エネルギー税などの環境税について、なぜ全く触れられていないのでしょうか。川口前環境大臣は、環境税はインセンティブを働かせるために重要な要素だと考えていると質疑の中で答えられています。また、推進本部として、環境税についての考え方を官房長官と経済産業大臣にも伺います。

環境税については、二十一世紀の日本を何に価値を置いた社会にしていくのかという根本的な考え方に基づいて、税の仕組みを見直していく中で考える必要があります。環境税だけを入れればよいということではありません。政府の考え方を早く示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

京都議定書が発効するためには、五十五か国以上が批准し、批准した先進国のCO₂の排出量の合計が一九九〇年のCO₂排出量の五五%を占めなければならぬので、ロシアの批准が間に合うかどうかが焦点になっています。日本としてロシアにどのような働き掛けをしているのかを官房長官と環境大臣に伺います。

一方、アメリカは京都議定書に代わる米国案を二月に出しましたが、これは過去十年のトレンドをほぼそのまま継続し、排出増加を続けることを意味します。しかも自主的な目標で、この目標をら担保するものではないなどの理由から、イギリスを始めとするヨーロッパ諸国、各国のNGOなどから非難され、アメリカの議会の中からも実効性に疑問が出ているものです。それなのに、小泉

総理は、日米首脳会談で建設的と評価されました。アメリカに追随するのではなく、眞の友人であります。E.U.などで実効性を上げている炭素税、エネルギー税などの環境税について、なぜ全く触れられていないのでしょうか。川口前環境大臣は、環境税はインセンティブを働かせるために重要な要素だと考えていると質疑の中で答えられています。また、推進本部として、環境税についての考え方を官房長官と経済産業大臣にも伺います。

十年前のブラジルのリオデジャネイロでの地球サミットで、世界各団体は、地球環境を守るために多くの項目についてのアジェンダ21を採択しました。中でも地球温暖化防止は、未来の子供に責任を果たしていくためにも各国が協力して取り組まなければならぬ重要な課題です。日本は、環境問題を二十一世紀の重要な柱としてとらえ、こうした分野でのリーダーシップを取っていくべきです。そのためには、京都議定書を確実に批准し、実効性ある国内の制度、仕組みを本腰を入れて作っていく必要があることを強く訴えて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣大木浩君登壇、拍手〕

○國務大臣(大木浩君) 小宮山議員から私の勘定では十七御質問をいたしましたと思っておりますので、順次お答えをしたいと思います。

まず、京都議定書を批准して、環境分野で日本が大きいリーダーシップを發揮すべきだというお話をございました。

京都会議では日本が議長国でございましたし、盛り込んで、これを節目節目に定量的に評価し、また、我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を促進するための施策を盛り込んで、これを節目節目に定量的に評価し、必要な追加的対策・施策をも講じていくこととしておりまますので、六%の目標は十分に達成されると考えております。

次に、京都議定書の的確な実施のために、目標数値を目標とするのではなくて、しっかりと定量的な目標とすべきではないかというお話をございました。

これは、地球温暖化対策推進大綱、これも法案とともに一緒に皆様方にお示ししておるわけでございました。

ざいますけれども、達成しなければならない各部門の目標数値を日安ではなく定量的な目標にすべきということにつきましては、確かに、産業、民生、運輸と、それぞれの各部門の排出削減目標は諸条件の下でこれから達成できるものと試算され、一応の試算はしておりますけれども、細かなところでは、これから実際に実施していく場合にいろいろな動きがあるわけござります。いろいろな数字といふものは、これから十年ほどの数字でありますから、その中ではやっぱり全体としての目標はびしっと立てておりますけれども、その間の状況によりましては、言つねればいろんな数字の移替とか修正とか、そういうことは別に排除をしなくてもいいと思っておりますので、全体といたしましては、今申し上げました三部門を合わせましてエネルギー起源の二酸化炭素全体としては一九九〇年比プラス・マイナス・ゼロというところに抑えるということが一つの数値目標として定められているところであります。この目標は十分にできると、定量的にそういうふうに考えております。

次に、国民、市民の自主的な参加によって計画

の策定、見直しを行う、どういうふうにするんだと、こういうお話をございました。

目標達成計画の作成に当たりましては、もちろんその案の段階から公表いたしまして、あるいは公聴会あるいはパブリックコメント等々の方式によりまして、市民団体も含めて、国民各界各層の御意見を幅広く徴し、それを十分に尊重して計画の作成に生かしてまいります。そのように御理解いただきたいと思います。

次に、計画全体の国会承認のお話がございましたが、これは、本法案に基づく計画は、いろいろとこの種の計画といふのは政府が作ってお示しするというのが慣例になつておりますけれども、取りあえず政府の責任において作成させていただきまして、計画に盛り込まれた対策の進捗状況についていろいろな機会にいろいろな場を通じて国で御審議いただけるように、そのようにして、また必要に応じて対策の見直しにも生かしてまいりたいというふうに考えております。

次に、いろんなステップでの区切りということで申しておるわけございますが、これを随時見直しをして追加的な対策も実施できるようになりますが、御承知のとおりに、これは平成十六年と十九年に総合的な見直しを行つて、ひとつそれを意識しながらいろいろな計画の方もきちっと見直しなりあるいはその実施状況を検索するということです。しかし、計画の進捗状況については常にフォローいたしまして、必要があればそれ以外にも、今言いました十六年、十九年以外にも随時見直しを行うことを排除するということではございません。

次に、一定規模以上の事業者には計画の策定と温室効果ガスの排出状況の公表を義務付けるべきではないかと、こういうお話をございます。

これは、取りあえず、まず第一ステップといったまでは、事業者のできるだけ自主性、創意工夫を生かし、自主的な計画の策定と排出量の公表等、公表も含めてであります。そこで、事業者が一体どういう形でどういうふうも促進することが適当と考えております。

ただ、事業者が一体どういう形でどういうふうに公表するんだということ、あるいはどういうふうに計算してその数字を皆様方にお示しするというのも、余りばらばらでは駄目ですから、そういうものにつきましては、公表のための、あるいはいろいろと数字を積み上げるための手引の策定等の形では、私どもとしても、環境省としても協力をしてまいりたいと考えています。

ただ、教育と申しましても、狭い意味の、例えば学校教育とかそういうことだけではなくて、やはりもう小さな子供、幼児から高齢者に至るまでのすべての年代を対象に、多様な場を通じて、もちろん学校もありますけれども、例えば地域社会でのいろいろな会合などいうようなものもありますから、そういうたような多様な機会を生かして環境教育を積極的に推進することが重要であります。環境省としても、関係省庁と連携を図りながら、例えば、授業で使えるような環境学習プログラムの提供とか、あるいはこどもエコクラブの事業等環境教育に係る事業を自らも強化してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策地域協議会、これは、日常生活だけに限らず、地域でのあらゆる排出削減の取組について幅広く協議する場にすべきじゃないかと、こういうお話をございました。

確かに、別に日常生活、狭い意味の日常生活に限ることはないんで、個々の家庭の中だけでの議論ということではなくて、これはやはり、地域協議会は、地域公共団体が中心となつて、いろんな立場の住民の方、あるいは地元の商店とか工務店とかそういった方々も入つておられますから、例えばですけれども、建物の断熱化、あるいは自転車の利用のための自転車道の整備等の街づくりなど、地域の実情に応じた具体的な取組を企画し、また関係地方団体等との協力を進めてまいりたいと思っております。

て、実施するための場として組織していきたいと考えております。

次に、国民各層による更なる地球温暖化防止活動についてということをございますが、この皆様方にお示ししております大綱におきまして、国民による個々の行動の例とそれによる数量的な削減量を示すとともに、これらを促すための温暖化対策診断、環境家計簿などの手法を明らかにしております。こうした取組も民生部門の削減の貴重な手段でありまして、こうした取組が国民に定着するように、これからまた環境省としても、政府全体としても普及活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、森林整備等による吸収源の問題であります。日本は六%の約三分の一に当たる三・九%を森林に依存するのかと、こういうお話をございまして、森林成長量や木材伐採量等を用いて我が国の一〇一〇年ころの全体の吸収量がどうなるかということを推計したものでございまして、片や三・九%という数字は、二〇一〇年、昨年の十月に策定されておりまして、森林・林業基本計画、こういうのを作っておりますが、この目標どおりに計画が達成されたとすれば、それを前提として、その際の森林成長量や木材伐採量の計画数値等を基に推計をして三・九という数字を出したわけでありまして、多少の差はありますけれども、時期的に少し動いておるということを御理解いただきたいと思っております。

それから、森林吸収源についての基本的な考え方についてお話ししますが、これは農水省の方からもいろいろとまた御意見があると思います。

それから、森林吸収源についての基本的な考え方についてお話ししますが、これは農水省の方からもいろいろとまた御意見があると思います。しかし、私も協力してこれから実際の対策は進めていくわけでありますけれども、森林の整備等の吸収源対策というのは、やはり温室効果ガスの削減、要するに、いざるものをおこなうと出たものをまた吸収するのと同様にこれはやはり重要な施策であると考えておりますけれども、京都議定書の約束を達成するためには、両方上手に掛け合わせて、結び合わせて推進していくことが必要だと考えております。

目標の、先ほど申し上げましたが、三・九%と

いざれにいたしましても、こういった数字は、別に勝手に日本が思い付きで数字を出しているわけではありませんので、基本的には、気候変動に関する政府間パネル、IPCCの中での科学的な検討結果等も踏まえて、COP7の場で国際的にそういった数字が妥当だということで合意をされてしまいますので、そのように御理解いただきたいと思います。

それから、その吸収量の今の三・七%から三・

九%に何か話をしているうちに少しずつ変わっていったと、こういうお話をございますが、実はた。

環境税についてなぜ触れていないのかということを

とでございますが、実は今度の法案には直接環境税云々ということは申しておりませんけれども、

地球温暖化対策のこの推進大綱の方では、環境税を含めたいろいろな経済的な手法が必要だという

こと

が国の一〇一〇年ころの全体の吸収量がどうなるかということを推計したものでございまして、片

や三・九%という数字は、二〇一〇年、昨年の十月に策定されておりまして、森林・林業基本計画、こういうのを作っておりますが、この目標どおりに計画が達成されたとすれば、それを前提として、その際の森林成長量や木材伐採量の計画数値等を基に推計をして三・九という数字を出したわけでありまして、多少の差はありますけれども、時期的に少し動いておるということを御理解いただきたいと思っております。

それから、森林吸収源についての基本的な考え方についてお話ししますが、これは農水省の方からもいろいろとまた御意見があると思います。

それから、森林吸収源についての基本的な考え方についてお話ししますが、これは農水省の方

からもいろいろとまた御意見があると思います。

それから、京都議定書が発効するためにはロシ

アの批准が本当に間に合うのかというところであ

りますが、日本としては、今申し上げましたよう

に、まずは日本としてのまず会議を始めるとい

うことです。

それから、京都議定書が発効するためにはロシ

アの批准が本当に間に合うのかというところであ

りますが、日本としては、今申し上げましたよう</p

題に関する税制面での対応につきましては、規制的措置、経済的措置、自主的取組によります環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、今後の税制の在り方を検討する中で考えていくたいと思っております。

なお、地球温暖化対策推進大綱においても、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、様々な場で引き続き総合的に検討することとしております。

次に、ロシアに対する京都議定書締結の働き掛けについてのお尋ねがございました。

我が国は、これまでに二月一日の日ロ外相会談等様々な機会を通じて、ロシアによる京都議定書の早期締結を働き掛けております。京都議定書のできるだけ速やかな効果を目指して、ロシアに対し引き続き京都議定書の早期締結を積極的に働き掛けてまいります。

最後に、米国への働き掛けについてのお尋ねがございました。

我が国は、世界最大の温室効果ガスの排出国である米国の地球温暖化問題に対する取組が今後一層強化されていくことが重要と考えております。米国や途上国を含むすべての国が参加する共通のルール構築に向け、米国の建設的対応を期待しており、日米首脳会談や外相会談等の場を通じまして、京都議定書の重要性を訴え、米国への働き掛けを行ってきています。引き続き、気候変動に関する日米ハイレベル協議等の場を通じて、米国に対する働き掛けに努めてまいります。(拍手)

〔国務大臣平沼赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(平沼赳夫君) 小宮山議員にお答えを

され、実効性ある温暖化対策のための経済産業省の取組についてのお尋ねがありました。

産業界におきましては、これまで自ら削減目標を掲げてまいりまして、それに向けた自主的取組を積極的に行うことによりまして、御承知のように、産業部門におきましては二酸化炭素の排出量が一九九〇年と一九九九年を比べますと横ばいというような形で推移をしております。民生部門、運輸部門における排出量が非常に大きな伸びを示していく、そういう中で、産業界の取組はある意味では着実な成果を上げている、そういうふうに私どもは考えております。

産業界の取組については、創意工夫を生かしながら有効な排出削減対策を実施する観点から、こうした自主的取組を基軸とした対策が重要であると考えております。この産業界の真剣な取組が、地球温暖化対策の解決に有効な技術開発あるいは新市場の創出につながりまして、これがある意味では経済再生につながるものと期待をいたしているところであります。

以上のことを踏まえまして、引き続き、民間企業等が効果的そして効率的に技術開発を行いまして、成果が円滑に事業化されるための取組を私もとしては推進をしてまいりたいと、このように思っております。

次に、環境税についてのお尋ねであります。環境大臣からもお答えがございましたけれども、税でございますとか課徴金等の経済的手法につきましては、自主的手法、規制的手法といった他の手法との比較を行なながら、様々な場で引き続き総合的に検討をしていることが大切だと思って

させていただきます。

まず、実効性ある温暖化対策のための経済産業省の取組についてのお尋ねがありました。

産業界におきましては、これまで自ら削減目標を掲げてまいりまして、それに向けた自主的取組を積極的に行うことによりまして、御承知のように、産業部門におきましては二酸化炭素の排出量が一九九〇年と一九九九年を比べますと横ばいとい

います。その際、環境保全上の効果でございますとか、マクロ経済、産業競争力等、国民経済に与えます影響あるいは諸外国における取組の現状等の論点につきまして、地球環境保全上の効果が適切に確保されるように、国際的な連携、これに配慮しつ私どもは検討をしてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣武部勤君登壇、拍手〕

○国務大臣(武部勤君) 小宮山議員の御質問にお答えいたします。

森林吸収源についてのお尋ねであります。気候変動枠条約第七回締約国会議におきまして、基準年の温室効果ガス排出量の約三・九%分に当たる年間千三百万炭素トンが我が国の森林吸収量の上限値として認められたところであります。この場合、算入し得る吸収量は、一九九〇年以降に手入れ等の人の活動が行われた森林の吸収量に限られておりまして、森林整備を通じて森林吸収源の確保に努めることは大変重要な意味を持つていると考えております。

このよう中で、森林整備等が現状程度の水準で推移した場合には、確保できる吸収量は三・九%を大幅に下回るおそれがあります。そのことから、関係府省と連携を図りつつ、地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策として検討を進め、健全な森林の整備、保全や木材利用の推進等を強力に進めてまいりたいと存じます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 岩佐恵美君。

〔岩佐恵美君登壇、拍手〕

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、地

球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、関係大臣に質問いたします。

気候変動に関する国際的な専門家会議は、地球の平均気温が二十一世紀末までに一・四度から五・八度上昇すると予測しています。これは過去一万年間になかつた急激な気温上昇です。そして、温暖化の原因となる炭酸ガス濃度は、過去二百年で三一%も上昇しております。最近二十年の増加率は三倍にスピードアップしています。

今、人類は、地球と地上の生物が三十数億年かけて作り上げてきた大気のバランス、地球の生命維持装置をわずか数十年から数百年で壊してしまふかどうかという大変な岐路に立たされています。その原因が、化石燃料を大量に消費してきた先進工業国のが經濟構造そのものにあることが科学的に明らかにされました。その結果、先進国のお仕事が国際的に問われ、温室効果ガス削減を義務付ける京都議定書が九七年に合意されました。

ところが、世界の炭酸ガス排出量の四分の一近くを占めるアメリカは京都議定書から離脱し、排出量を今後更に三五%も増加させる全くひどい提案をしています。このアメリカの態度は、自國の経済発展のために地球と人類の未来を乱暴に踏みにじるものと言わざるを得ません。ところが、小泉首相は、このアメリカの姿勢を批判するどころか、建設的提案と評価しました。地球の未来のことを考えない、自分さえ良ければいいというアメリカのやり方がどうして建設的と言えるのでしょうか。

むしろ、日本政府として、アメリカの身勝手な態度を厳しく批判し、国際的な取決めを厳格に守るよう強く言つべきではありませんか。外務、環

境両大臣の答弁を求めます。

京都議定書の発効は、五十五か国参加の必要条件は満たされる見通しです。しかし、先進国の排

出量五五%要件を満たすためには日本とロシアの批准が不可欠です。ところが、ロシアは排出権取引を自國に有利に進める思惑から、批准を大幅に遅らせる見通しだと言われています。これでは、ヨハネスブルク・サミットまでに京都議定書が発効できないどころか、そのめどさえ立たなくなるおそれがあります。

京都議定書の発効を推進すべき議長国として、ロシア政府に対しても国際社会の責任を果たすよう早期批准を求めるべきだと考えます。外務大臣の答弁を求めます。

さて、地球温暖化による被害についての認識が、京都会議のときより一層深まっています。ヒマラヤでは、氷河が解けて湖の水位が上昇し、下流の住民が洪水の危険にさらされています。南太平洋の島々では、サイクロンが頻発し、かつてない高潮に襲われるなど、現地の人々はこのままでは住むところがなくなってしまうと必死に訴えています。

生態系、生物多様性への危険も既に現実に表れています。南極では、大規模に氷が崩壊し、プランクトンの生息状況が変わって、鯨やアザラシへの悪影響が報告されています。北極でも、氷の面積が三割以上も減少し、ホッキョクグマが生存の危機にさらされています。

新聞の世論調査では、国民の七割近くが地球は病気と答え、七四%の人々が地球環境は一層悪くなると心配しています。政府は、このような現実的な危機感をどう認識していますか。環境大臣の

見解を求めます。

次に、日本政府の国際的な責任についてです。世界で四番目の炭酸ガス排出大国である日本の責

任は重大です。ところが、政府の地球温暖化対策推進大綱は、二〇〇四年まではほとんど何もしな

いといふのです。

削減を業界の自主的な取組に任せてしまいまして。そこには、非効率の個別審査への削減から事

た。そして、掛出株の個別事業者への割当でや事業所ごとの削減計画の義務付け、第三者機関の検

証などの実効ある措置を盛り込みませんでした。国内の炭酸ガス排出量の四割を占める産業界の

七%削減、これは単なる日安とされ、規制的措置や経済的手法などは二〇〇五年以降に検討すると

先送りしてしまいました。

ても仕方がありません。一〇〇五年までの間に、少なくとも、研究機関やNGOの提案など)を金村

し、現状の対策のレビューを行うべきだと考えます。異議申し立てを受けました。

す環境大臣の答弁を求めます

タイルについて、電子レンジの買換えや食器洗い機の導入、同じ部屋で家族団らんし、暖房と照明

を一割減らす、番組を厳選してテレビを見る時間を一時間減らす、シャワーを一分減らす、風呂の

残り湯で洗濯する、ジャーの保温をやめるなど、
国民に事細かな対策を求め、それを政府の数値田

標にまで盛り込んでいます。このことは、本来自主性に富まれるべき国民のライフスタイルへの干

涉、押しつけとなりかねません。政府は、消費者への対応、客観的、こうつけ三重の背景の是れ

への啓蒙・啓発とりわけ正確な情報の提供は、そ力を入れるべきではありませんか。

平成十四年五月十一日 参議院会議録第一十六号(その一) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

七

の抑制について、きちっとできることをまずやつてもらいたいと、そしてその過程におきまして、さらに将来に向かってできるだけ早く京都議定書にも参加してもらいたいということは繰り返し申し上げておりますところでござりますし、もちろん、申入れをしていきたいというふうに思つております。

私ばかりではなくて、あるいは総理におかれましても、また外務大臣におかれましても、いろいろなところで申し上げておりますところでございまして、今後もそのようにアメリカには引き続き強く申入れをしていきたいというふうに思つております。それから、温暖化の被害が発生していることなど、現実的な危機感を政府としてはどうきつちりと認識しておるのかというお話をございますが、これは、議員も先ほど触れられましたけれども、気候変動に関する政府間パネル、いわゆるIPCC等においていろいろなその具体的な科学的な知見等も出しておられますから、温暖化によって、既に高山植物の生息域の減少あるいは氷河が解けるなどの影響が表れておるということでありまして、さらに、今後、高潮による浸水被害の拡大とか、生態系の破壊とか、伝染病の拡大などいろいろと言つておるところでござりますから、私ももも当然これは非常に緊急な危険ということを感じておりますし、そのための措置を国際的にもまた国内的にも進めてまいりたいということを考えておりますから、取りあえずはまず、世界的には地球温暖化の対策のこの京都議定書の批准を各国に早く進めてもらいたいということとも含めて働き掛けておるところであります。

それから、二〇〇五年までの間に、少なくとも、いろいろと研究機関やらNGOの提案などを

検討して、現状の対策が固定したものじゃなくて、今後もどんどんとレビューしたらいじやないかと、こういうお話をございまして、それはもうそのとおりだと思います。

これは、対策のいろいろと評価あるいは見直しの際には、これはもちろん、だからその見直しの際というのは、大きくは総合的に二〇〇五年なり九年に行いますけれども、その途中の期間におきまして、事に応じまして随時それは見直しすることは十分できるわけでござりますから、すべての主体の英知を結集して取り組むべき課題として、研究機関やNGOからの提案も積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、民生部門の削減についての取組方ということでお話がございました。国民のライフスタイルを変えるということについての干渉、押し付けというそういうことではなくて、啓蒙、開発に力を入れるということではありますが、もちろんそれは一般的に言えばそのとおりでありますし、私が国といしましては、公共事業の見直しについてのお尋ねがございました。

もちろん、公共事業につきましては、その価値と申しますか、その可否と申しますか、その実施につきましては、地球温暖化を含めて環境面からの適切な考慮がなされ、何かその適否については総合的に判断されるということだと思っておりますが、もちろんそれは一般的に言えばそのとおりでありますし、私が国といしまして、公共事業にもお触れになりまして、公共事業の見直しについてのお尋ねがございました。

次に、いろいろと公共事業について、具体的な公共事業にもお触れになりました。もちろん、公共事業につきましては、その価値と申しますか、その実施につきましては、地球温暖化を含めて環境面からの適切な考慮がなされ、何かその適否については総合的に判断されるということだと思っておりますが、もちろんそれは一般的に言えばそのとおりでありますし、私が国といしまして、公共事業の見直しについてのお尋ねがございました。

次に、いろいろと公共事業について、具体的な公共事業にもお触れになりました。もちろん、公共事業につきましては、その価値と申しますか、その実施につきましては、地球温暖化を含めて環境面からの適切な考慮がなされ、何かその適否については総合的に判断されるということだと思っておりますが、もちろんそれは一般的に言えばそのとおりでありますし、私が国といしまして、公共事業の見直しについてのお尋ねがございました。

また、エアコン、テレビなどの電気製品や自動

車につきましては、トップランナー基準、要するに、最も優れたメーカーさんと申しますか、あるいは機器と申しますか、そういったものの性能の達成度というものを見て、それに向かってみんなが達成するように努力してもらうというようなことを一つの義務として義務付けておるわけでありまして、今後、更にこういったものの対象製品も拡大していくないと考えております。これにつきましては、経済産業省の方からもいろいろと御検討いただいておるところであります。

我が国といしましては、米国が地球温暖化問題に対する取組を今後一層強化して、また、米国

や途上国も参加する共通のルール構築に向けて建設的に対応するよう強く期待をいたしております。先般の日米首脳会談及び日米外相会談、さらには、日米ハイレベル協議等の場でこうした我が国の考えを申し入れております。

今後とも、あらゆる機会を活用して、米国に対する働き掛けを積極的に行っていく考えです。次に、ロシアに対する京都議定書締結の働き掛けについてのお尋ねですが、ロシア政府は、京都議定書締結に関する公式決定は行っていないものの、締結の効果に関する分析や締結に伴い取るべき措置等につきまして準備作業を進めていると承知をいたしております。

ロシアに対しても、先般、二月の二日の日ロ外相会談の際に、私からも京都議定書の早期締結を働き掛けました。また、イワノフ外務大臣に書簡を発出する等、外交ルートを通じて働き掛けております。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○國務大臣(川口順子君) 米国の態度を厳しく批判し、国際的な取決めを守るように申し入れるべきであるというお尋ねでございます。

京都議定書の排出削減約束の達成は、地球温暖化防止に向けた国際的な取組の第一步といたしま

ます国民の方々からの御意見を聴取し、また実践行動を促すために、普及啓発の方法あるいはエコ住宅の促進など、いろいろと具体的、効果的な方

法についても検討を行つておるところでございま

ます。

また、エアコン、テレビなどの電気製品や自動

車につきましては、トップランナー基準、要するに、最も優れたメーカーさんと申しますか、あるいは機器と申しますか、そういったものの性能の達成度というものを見て、それに向かってみんなが達成するように努力してもらうというようなことを一つの義務として義務付けておるわけでありまして、今後、更にこういったものの対象製品も拡大していくないと考えております。これにつきましては、経済産業省の方からもいろいろと御検討いただいておるところであります。

我が国といしましては、米国が地球温暖化問題に対する取組を今後一層強化して、また、米国や途上国も参加する共通のルール構築に向けて建設的に対応するよう強く期待をいたしております。先般の日米首脳会談及び日米外相会談、さらには、日米ハイレベル協議等の場でこうした我が国の考えを申し入れております。

今後とも、あらゆる機会を活用して、米国に対する働き掛けを積極的に行っていく考えです。

次に、ロシアに対する京都議定書締結の働き掛けについてのお尋ねですが、ロシア政府は、京都議定書締結に関する公式決定は行っていないものの、締結の効果に関する分析や締結に伴い取るべき措置等につきまして準備作業を進めていると承知をいたしております。

ロシアに対しても、先般、二月の二日の日ロ外相会談の際に、私からも京都議定書の早期締結を働き掛けました。また、イワノフ外務大臣に書簡を発出する等、外交ルートを通じて働き掛けております。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣川口順子君登壇、拍手〕

○國務大臣(平沼赳夫君) 岩佐議員にお答えをさせていただきます。

民生部門のエネルギー消費の削減について、啓蒙、啓発に力を入れるとともに、商品づくりの省エネ対策を事業者に義務付けるべきではないかとの御指摘であります。

当省いたしましては、情報提供や広報活動に加えまして、省エネ教育等を通じて、国民の省エネの取組に対する意識を高めるための啓発を鋭意行つてゐるところであります。

また、先ほど環境大臣からお話をございましたけれども、省エネルギーの基準につきまして、省エネルギー法に基づくいわゆるトップランナー方式、これは今十一を選定しておりますけれども、更に八つを加えまして、更に状況に応じまして製品事業者に對して商品づくりの省エネ対策を義務付ける、こういうことで今後も対象機種を拡大をしていかなければならぬと、このように思つております。

次に、自然エネルギーの活用を優先すべきだと、こういう御指摘でござります。

原子力につきましては、現実に我が国の電力の約三分の一を供給しております、引き続き基幹電源としての役割を期待しているところであります。

また、新エネルギーのうちの廃棄物利用につきましては、循環型社会形成推進基本法、これを踏まえつつ、原則いたしまして、廃棄物発生の抑制を第一といたしまして、廃棄物となつてしまつたものについては再使用、それから再生利用の順で十分に利用いたしまして、その上で焼却せざるを得ないものからエネルギーを取り出す、そういうものであるために、資源有効利用の観点からある意味では有益であると、このように感じております。

ます。

原子力に關しましては安全性を一番担保しなければならない、これは第一義でありますけれども、その発電過程におきましてCO₂の発生がゼロであると、こういうことを考えれば、やはりその安全性を担保しつつ、有用な、いわゆる地球環境、それに対するエネルギー源として私は利用する意味が非常にあると、そういうふうに思つております。

もちろん、御指摘の太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーにつきましても、エネルギーの安定供給でございますとか地球環境の問題への対応を図る觀点から、その導入は非常に必要だと思つておりまして、私どもは最大限の努力をしていかなければならぬ、このように思つておられます。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣扇千景君登壇、拍手〕

○國務大臣扇千景君登壇、岩佐議員の御質問でござりますけれども、地球温暖化は、人類の生存基盤にかかわります最も重要な環境問題でございますので、その防止は人類共通の課題として私どもは認識しておりますし、また、このために、我が国として京都議定書の実現に全力で取り組んでいくという必要があるのは当然のことでござります。

このような環境の下あるいはその認識の下に、国土交通省いたしまして、低公害車の開発とかあるいは普及促進、そして住宅の省エネ化を始めといたしますあらゆる各種の施策を全力で推進しているところでございます。

社会資本整備の観点からは、環状道路あるいはバイパス等の整備とかあるいは交差点の立体化等

によります自動車交通の分散や円滑な走行の確保が必要不可欠であると考へておられます。

例えば、その効果を具体的に述べますと、東京二十三区の平均速度、現在は時速十八キロですが、これを十キロ向上させれば、排出されま

す二酸化炭素を約一割削減することが可能となります。

このように、温暖化防止のためには、交通の円滑化に資する道路整備等、むしろ、必要な公共工事を着実に進めていくことが肝要と考えておられることであります。この姿勢こそ、良識の府としての参議院の未だございませんが、地球温暖化防止のためには公共工事を見直すべきとの御指摘は当たらないものと思つております。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) 高橋紀世子君。

〔高橋紀世子君登壇、拍手〕

○高橋紀世子君登壇、高橋紀世子でございます。地球温暖化対策の推進に関する法律案の一部を改正する法律案に対し質問させていただきます。

本題に入る前に、一言申し述べさせていただき

ます。

私は、国会改革連絡会の代表としてここに立つてはおりますが、これからいたします発言の趣旨は、必ずしも他のメンバーの考え方を代表していいわけではありません。このことは、現在の国会運営の在り方からすると、奇妙なものであり、慣習に反しているとの批判もあるかとは思います。

しかし、私は、もっと大切なもののために、古くなつた慣習を超えていく必要があると身をもつて訴えておきたいと思います。

国会改革連絡会は、国民の多様化する意思を国政に反映するため、大会派を中心の議会運営の在

り方を改めようという目的に結成されました。

が代表しているのは、この国会改革連絡会の精神です。大きな組織に所属していなければ議会活動が制約されてしまうような古い慣習に縛られることがなく、国民の声に真摯に耳を傾け、その声を代表して自由闊達に議論を交わすことが、私たち国議員の役目だと思います。

民主主義とは、人々が社会の主であるという考え方のことであって、多数決のことではありません。この姿勢こそ、良識の府としての参議院の未来を切り開くものだと私は信じております。まずこの点をお断りさせていただいた上で、本題に入らせていただきたいと思います。

私たちのふるさと地球、私たちの愛してやまないこの美しい星の環境は、年々、人類にとって住みにくいものとなっております。地球環境の専門家ではない私としては、そうなつてきているらしいと言つた方が正直だと思います。しかし、素人の私でも、どうも近年の気候は少しおかしいと言わざるを得ません。今年の桜は例年に比べて驚くくらい早く開花しました。私の育つころの東京は、冬になると決まって雪が降っていましたが、近年では余り降らなくなっています。専門家の警

告書を読むよりも、これらの変化に地球温暖化の現実を私は思い知らされます。

自然とのつながりを感じながら独自の文化を作っていた私たち日本人にとって、四季のバランスを失うことは深刻な問題です。私たちは、日本の文化を守るために、何としても地球の温暖化を食い止めなければならないと思います。地球は一つであるという視点に立った新しい人類の可能性を用意することこそが、自然との調和を何より

も大切にしてきた私たち日本人の使命だと思いま
す。自然のあらゆる側面に美を見いだす感性や自

然との一体感を心で感じる能力は、私たちが祖先から受け継いできた輝かしい才覚です。今ほどこれらのが世界から必要とされていることは、かつてありませんでした。そのことを深く自覚して、私たちは行動しなければいけません。

そこで、大木環境大臣にお尋ねいたしました。
地球温暖化の防止に懸ける意気込みを、もし御自身が肌で感じておられる地球温暖化の現象がありになれば、その体験談とともにお聞かせください。

自然との調和をめざす日本の「日本文化」の本質を生かした独創的な法整備を進めることができ、私たち日本の世界に対する使命であると思います。この点についても御見解をお伺いいたします。具体的な施策などのお考えがあれば、また併せてお聞かせください。

年々、環境のための国際会議の数は増えています。当然、環境保全のための法や制度も増加する一方です。しかし、肝心の地球の環境はとう

と、私たちにとって良くなるどころか、ますます危険な状況に近づいています。なぜ、このようなことになってしまふのでしょうか。

森林の吸収量の算定方法について、先日、環境省の方から説明を受けたときほど京都議定書の限界を感じたことはありませんでした。衆議院で詐欺的ではないかと指摘されていた、一九九〇年の森林吸収量をゼロとして一〇一〇年の吸収量をそのまま算定するという方法が、実は京都議定書で認められているものだということを知ったからです。環境大臣の答弁が、活用できるものは活用す

べきだといった趣旨であつたことの意味がそのと
き分かりました。

京都議定書は、薄い氷の上に建ったガラスの城です。数字合わせの上の数字合わせ、妥協の上の妥協を重ね、京都メカニズムという排出量買賣を可能にする制度まで作って何とかこぎ着けることができた合意。しかし、これでは地球の温暖化に

歯止めを掛けることにはなりません。
私たちにとって、法律や制度はあくまで道具で
あるということを忘れてはならないと思うんで
す。京都議定書の約束を守ることも、国際会議に
欠かさず出席することも確かに大事なことかもし

環境大臣、私たちは京都議定書の約束をただ守ることで満足すべきではないと思います。京都議定書の目指す地球温暖化の阻止という最終目的にければならないのは、地球の温暖化を阻止するというゴール自体です。

焦点を定めた法制度の再構築や日標達成計画の策定をしていくべきだと考えますが、いかがで
しょうか。

私たちが取り組むべきは、数字のやりくりではなく、温室効果ガスの排出との縁の切れない今の産業構造の本質的な転換を促すような新しいテク

ノロジーの開発ではないでしょうか。技術開発への大規模な投資を行うなどの努力を何にも優先させて行うべきだと考えますけれども、いかがですか。

また、排出者責任を明確にする法の整備も速急に着手せねばならない大きな仕事であると思います。温室効果ガスを実質的に削減するに当たって、これほど即効性ある施策はないかと思います。

出した者が出したことへの責任を取る。この当た
り前の精神を制度として形にすることが大きな変

化の第一歩となるはずです。今後、排出者責任を明確にした実効性のある法制度を作っていくお考えがおありかどうか、お伺いいたします。

いう計画について、どうしても見直す必要がある
と思います。

そこで、平沼経済産業大臣に質問させていただ
か。

日本は、現在、エネルギー政策の大きな転換期に差し掛かっていると思いますが、いかがでしょ

うか。原発の新增設を止めるお考えはおありで
しょうか。御見解をお聞かせください。

為についても見直しをする必要があると思うんです。一方で環境保全を叫びながら、もう一方で環境破壊行為の典型である戦争を支持するという矛盾は解消しなければなりません。軍事産業や戦争によって一体どれくらいの温室効果ガスが排出されているのか、もし分かる方がおられたら是非教えていただきたいと思います。ただ人を殺してはいけない、戦争はいけないという倫理だけではな

く、どう戦争行為が自分たちに結果的に返ってくるかに思いを巡らせてることで、平和への新しい道

が見えてくるのではないで
しょうか。
環境大臣もされていた川口外務大臣にお伺いし
ます。戦争行為を環境問題ととらえた日本らしい
平和外交を開拓していただきたいと思うのです。
いかがで
しょうか。

今、人類は大きな分かれ道に差し掛かっていいます。一つは、私たちがありのままの自然と自らを受け入れられなかつたときには、進むだらう自滅への道。もう一つは、この星に息づくすべての命とつながりを意識しながら進む豊かさと喜びにあふれ

る道です。以前に延びるこの二つの道の前で立ち往生する人類にどちらの道が進むべき道なのかをはつきりと示すことが、いにしえの知恵を受け継ぐ私たち日本人の役割ではないでしょうか。未来に生きる子供たちのために、ふるさとの明日のためにと考えます。

質問を終わります。(拍手)

分野にわたる御質問をいただきましたので、できるだけ取りまとめてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地球温暖化防止に懸けるおまえの意気込みはどうだと、こういうお話でございましたけれども、既に先ほどからお話がござりますとおりに、IPCC等の客観的な、科学的な知見というようなものが得られておりますし、正にこれは非常に緊急な問題だと感じておりますので、それに応じて懸命に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もう肌を感じておるかといふことではあります。が、最近は日本の桜ばかりじゃなくて、いろんなところへ行きましていろいろと気候が非常に不順だというようなことの現象も表れておりますので、そういうことも頭に置きながら、これからしっかりと対処したいと思っております。

次に、日本の文化の特質を生かした創造的な法整備ということがございましたけれども、確かに日本文化は昔から、例えば、日本の家づくりの伝統とか、あるいはいろいろな生活の、リサイクル型の生活とか、そういったよなことで昔から環境とは非常に密接な関係のあるライフスタイル、あるいはその生活全体として日本文化というものがそういうものをパックにして存在しているということになりますから、そういうものも十分尊重しながらこれから対策を進めたいと思っております。

次に、地球温暖化の阻止を目指して高い目標にということになりましたが、これも、気候変動枠組条約の中では、人類の生存を脅かさない水準にまで温室効果ガスの濃度を安定させる、まずは安定させる必要でございまして、これが一つの基本的な目標としてこれから京都議定書の発効等々、全力で取り組んでまいりたいとうふうに考えております。

次に、産業構造を根本から変えるためにいろいろと技術の開発ということについてしっかりと投資をせよ、こういうお話をございますが、これにつきましては、もちろん温室効果ガスの排出が少ない産業構造への転換というようなことにつきましてこれからもいろいろ勉強してまいりたいと思いますし、例えば、燃料電池あるいは超高効率

の太陽光発電などの新技術につきましては、これから精力的に、具体的に取り組みたいと考えております。

最後に、排出者責任を明確にし、また明確にした排出者責任にしっかりと負担をというようなことがございましたけれども、これはもちろん、排出者責任、排出者というものがどこでどういうふうに責任あるいはその排出の原因になつた一つ、責任を取つていただくという観点からいろいろの措置を進めてまいりたいと思っております。

まことに、当然そいつの方々を対象にして、また一つ、責任を取つていただくという観点からいろいろの措置を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

(國務大臣平沼赳氏君登壇、拍手)

○國務大臣(平沼赳氏君) 高橋議員にお答えをさせさせていただきます。

原子力発電の新增設をやめるべきでないか、この御指摘がございました。

原子力発電につきましては、燃料供給や価格の安定性に加えまして、先ほどもちょっと触れさせていただきました。

また、環境問題は人類の生存に対する脅威でござります、なり得るものでございまして、極めて重要な問題であります。我が国は、引き続き、環境問題にも積極的に取り組んでいく考え方であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○○○年度の実績で発電力量の三四・三%に相

なっております。したがいまして、今後とも、我が国のエネルギー供給において重要な位置付けを担っていくものと私どもは認識しております。

政府いたしましては、本年三月に地球温暖化対策推進本部にて決定された地球温暖化対策推進大綱でうたわれておりますとおり、原子力の導入を積極的に進めていくことが不可欠の認識、

そういう認識は変わっておりません。したがいまして、引き続き、安全確保を前提に、地元の住民の皆様方の御理解を得つつ、一步一歩着実に、安

全性に力を入れて、その立地に努めています。

このように思つております。

以上であります。(拍手)

(國務大臣川口順子君登壇、拍手)

○國務大臣(川口順子君) 平和外交についてお尋ねがありました。

以上であります。

(武見敬三君登壇、拍手)

○武見敬三君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、インテルサット協定の改正は、国際電気通信衛星機構がその宇宙システムを移転する会社組を一層強化してまいります。

また、環境問題は人類の生存に対する脅威でござります、なり得るものでございまして、極めて重要な問題であります。我が国は、引き続き、環境問題にも積極的に取り組んでいく考え方であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○○○年度の実績で発電力量の三四・三%に相

なっております。したがいまして、今後とも、我が国のエネルギー供給において重要な位置付けを担っていくものと私どもは認識しております。

政府いたしましては、本年三月に地球温暖化対策推進本部にて決定された地球温暖化対策推進大綱でうたわれておりますとおり、原子力の導入を積極的に進めていくことが不可欠の認識、

二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敬三君。

全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(倉田克之君) これより三件を一括して採決いたします。

○議長（倉田寛之丞）

○議長（倉田寛之君） 投票の結果を報告いたしました。
〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君） 日程第四 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔田村公平君登壇、拍手〕

○田村公平君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体の行政の高度化及び専門化の進展に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、地方公共団体の一般職の職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、任期付職員の採用が想定される具体的業務、特定任期付職員業績手当の在り方、人事委員会、公平委員会の機能の充実等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して宮本岳志委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君)　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

<p>○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 二百二十四 賛成 一百四 反対 二十</p> <p>よって、本案は可決されました。(拍手)</p> <hr/> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <hr/> <p>〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕</p> <hr/> <p>〔保坂三蔵君登壇、拍手〕</p> <hr/> <p>○保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。</p> <p>本法律案は、大規模会社の株式保有を制限していく規定を廃止するとともに、現行の持株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立を禁止する規制に改める等の措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、事業統合と競争政策との関係、持株会社設立による労働者への影響、公正取引委員会の執行体制の強化等につきまして質</p>

引の確保に関する法
二二

疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて
御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本
共産党の緒方委員より反対する旨の意見が述べら
れました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて
原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひま
す。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたし
ます。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 一二百二十三
賛成 一二百三
反対 二十
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第六 身体障害者補助犬
大法案

日程第七 身体障害者補助犬の育成及びこれ
を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のな

めの障害者基本法等の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、身体障害者補助犬法案は、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬の訓練事業者及び補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等の管理する施設等を利用する場合において補助犬を同伴することができるようになります。

次に、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案は、公共的施設における補助犬の同伴についての配慮義務を障害者基本法に規定するとともに、社会福祉法

れましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○議長(倉田寛之君)　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君)　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたします。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社制度、重要財産委員会制度、種類株主による取締役等の選解任制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百一の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたします。

○議長(倉田寛之君)　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君)　投票の結果を報告いたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長堀利和君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

○堀利和君登壇、拍手

○堀利和君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年、工場跡地等の再開発の際に

どにおける土壤汚染調査の実施等に伴い、重金属等の有害物質による土壤汚染が顕在化してきており、こうした土壤汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることにかんがみ、土壤汚染

対策の実施を図るため、土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、汚染原因者の特定に当たっての都道府県及び国の対応の在り方、汚染の除去等の措置としての浄化の位置付け、指定区域台帳の掲載内容及びその公開の在り方、操業中の特定有害物質を使用する工場等の汚染防止対策の必要性、本案による土地取引への影響等について質疑が行われたほか、参考人から意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、本法律案に対し、民主党・新緑風会及び日本共産党を代表して福山理事より、目

日程第一二 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

未然防止についての文言を明記すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

一百一十五

○

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百一十五

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百五

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二十一

○

賛成

反対

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(倉田寛之君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

官 報 (号 外)

出席者は左のとおり。

副大臣	國務大臣 (内閣官房長官)	福田 康夫君	行政監視委員	辞任
環境副大臣	山下 栄一君	鶴保 庸介君	樺葉賀津也君	補欠
池口 修次君			若林 秀樹君	岩本 司君
			大塚 耕平君	司君
議員派遣中の議員				
議院運営委員				
辞任				
岩本 司君				
羽田雄一郎君				
議長の報告事項				
一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の				
辞任を許可し、その補欠を指名した。				
経済産業委員				
辞任				
片山虎之助君				
段本 幸男君				
池口 修次君				
補欠				
藤原 正司君				
国土交通委員				
辞任				
片山虎之助君				
補欠				
藤原 正司君				
環境委員				
辞任				
片山虎之助君				
補欠				
藤原 正司君				
同日議長において、次のとおり常任委員の				
同日議長は、ニコラエ・ヴァカロイウ・ルーマニア上院議長より				
ア上院議長宛、議長就任に際し寄せられた祝辞に				
ある。				
決算委員会				
理事 佐々木知子君 (佐々木知子君の補欠)				
理事 三浦 一水君 (三浦一水君の補欠)				
理事 今井 澄君 (今井澄君の補欠)				
理事 八田ひろ子君 (八田ひろ子君の補欠)				
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教				
科学委員会に付託した。				
教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法				
第三六号)				
同日次の質問主意書を内閣に転送した。				
在瀋陽日本本總領事館への北朝鮮住民駆け込み事				
件に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一三				
号)				
アスペクト禁止措置に関する質問主意書(中村				
敦夫君提出)(第二四号)				
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する				
協力に関する法律第七条の規定に基づく東チモー				
ル国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領				
した。				
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する				
協力に関する法律第七条の規定に基づく東チモー				
ル国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領し				
た。				
決算委員				
辞任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
山根 隆治君				
辯任				
池口 修次君				
決算委員				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				
補欠				
辯任				
山根 隆治君				
辯任				
大塚 耕平君				
若林 素樹君				</

官 報 (号外)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
更生保護事業法等の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案(閣法第五〇号)審査報告書
国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
(閣条第一号)審査報告書
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書
身体障害者補助法案(第百五十二回国会衆第一二八号)審査報告書
身体障害者補助法の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(第百五十三回国会衆第二九号)審査報告書
商法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第七八号)審査報告書

土壤汚染対策法案(閣法第二七号)審査報告書
農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(閣法第二二号)審査報告書
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。
参議院議員櫻井充君提出歯科訪問診療料の算定基準に関する質問(第二二号)(答弁することができる期限 六月十九日)
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

更生保護事業法等の一部を改正する法律

同日議長は、二十日の東チモール民主共和国の独立に際し、ル・オロ同国議長宛、祝電を発送した。

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第百四十四号)の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書
身体障害者補助法案(第百五十二回国会衆第一二八号)審査報告書
身体障害者補助法の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(第百五十三回国会衆第二九号)審査報告書
商法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第七八号)審査報告書

賛成者氏名
(衆議院送付)
一二三三名

阿南 一成君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	阿部 正俊君
入澤 肇君	岩城 光英君	市川 一朗君	西田 吉宏君
荒井 正吾君	上野 公成君	有馬 朗人君	野上浩太郎君
泉 信也君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野沢 太三君
	大仁田 厚君	太田 豊秋君	南野知恵子君
	加藤 紀文君	小野 清子君	橋本 聖子君
	狩野 安君	大野つや子君	日出 英輔君
	柏村 武昭君	片山虎之助君	保坂 三蔵君
	金田 勝年君	景山俊太郎君	松谷蒼 郎君
	河本 英典君	木村 郁夫君	松村 龍二君
	岸 宏一君	森山 秀樹君	三浦 一水君
	久世 公義君	森田 次夫君	宮崎 善彦君
	沓掛 哲男君	森山 裕君	森下 博之君
	小林 温君	山崎 正昭君	森元 恒雄君
	鴻池 祥馨君	山下 善彦君	矢野 哲朗君
	佐々木知子君	吉田 博美君	山崎 力君
	佐藤 泰三君	若林 正俊君	山下 英利君
	斎藤 十朗君	山崎 善彦君	中原 爽君
	清水嘉与子君	吉村剛太郎君	西田 吉宏君
中島 真人君	伊達 忠一君	山下 一太君	野上浩太郎君
	武見 敬三君	吉村剛太郎君	野沢 太三君
	段本 幸男君	山崎 善彦君	南野知恵子君
	中川 義雄君	高嶋 良充君	橋本 聖子君
	中島 啓雄君	佐藤 雄平君	日出 英輔君
	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	保坂 三蔵君

阿南 一成君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	阿部 正俊君
入澤 肇君	岩城 光英君	市川 一朗君	西田 吉宏君
荒井 正吾君	上野 公成君	有馬 朗人君	野上浩太郎君
泉 信也君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野沢 太三君
	大仁田 厚君	太田 豊秋君	南野知恵子君
	加藤 紀文君	小野 清子君	橋本 聖子君
	狩野 安君	大野つや子君	日出 英輔君
	柏村 武昭君	片山虎之助君	保坂 三蔵君
	金田 勝年君	景山俊太郎君	松谷蒼 郎君
	河本 英典君	木村 郁夫君	松村 龍二君
	岸 宏一君	森山 秀樹君	三浦 一水君
	久世 公義君	森田 次夫君	宮崎 善彦君
	沓掛 哲男君	森山 裕君	森下 博之君
	小林 温君	山崎 正昭君	森元 恒雄君
	鴻池 祥馨君	山下 善彦君	矢野 哲朗君
	佐々木知子君	吉田 博美君	山崎 力君
	佐藤 泰三君	若林 正俊君	山下 英利君
	斎藤 十朗君	山崎 善彦君	中原 爽君
	清水嘉与子君	吉村剛太郎君	西田 吉宏君
中島 真人君	伊達 忠一君	山下 一太君	野上浩太郎君
	武見 敬三君	吉村剛太郎君	野沢 太三君
	段本 幸男君	山崎 善彦君	南野知恵子君
	中川 義雄君	高嶋 良充君	橋本 聖子君
	中島 啓雄君	佐藤 雄平君	日出 英輔君
	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	保坂 三蔵君

阿南 一成君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	阿部 正俊君
入澤 肇君	岩城 光英君	市川 一朗君	西田 吉宏君
荒井 正吾君	上野 公成君	有馬 朗人君	野上浩太郎君
泉 信也君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	野沢 太三君
	大仁田 厚君	太田 豊秋君	南野知恵子君
	加藤 紀文君	小野 清子君	橋本 聖子君
	狩野 安君	大野つや子君	日出 英輔君
	柏村 武昭君	片山虎之助君	保坂 三蔵君
	金田 勝年君	景山俊太郎君	松谷蒼 郎君
	河本 英典君	木村 郁夫君	松村 龍二君
	岸 宏一君	森山 秀樹君	三浦 一水君
	久世 公義君	森田 次夫君	宮崎 善彦君
	沓掛 哲男君	森山 裕君	森下 博之君
	小林 温君	山崎 正昭君	森元 恒雄君
	鴻池 祥馨君	山下 善彦君	矢野 哲朗君
	佐々木知子君	吉田 博美君	山崎 力君
	佐藤 泰三君	若林 正俊君	山下 英利君
	斎藤 十朗君	山崎 善彦君	中原 爽君
	清水嘉与子君	吉村剛太郎君	西田 吉宏君
中島 真人君	伊達 忠一君	山下 一太君	野上浩太郎君
	武見 敬三君	吉村剛太郎君	野沢 太三君
	段本 幸男君	山崎 善彦君	南野知恵子君
	中川 義雄君	高嶋 良充君	橋本 聖子君
	中島 啓雄君	佐藤 雄平君	日出 英輔君
	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	保坂 三蔵君

中原 爽君	西田 吉宏君	野上浩太郎君	西銘順志郎君
西田 吉宏君	野上浩太郎君	野沢 太三君	野沢 太三君
野上浩太郎君	野上浩太郎君	南野知恵子君	南野知恵子君
野沢 太三君	野沢 太三君	橋本 聖子君	橋本 聖子君
南野知恵子君	橋本 聖子君	日出 英輔君	日出 英輔君
橋本 聖子君	日出 英輔君	保坂 三蔵君	保坂 三蔵君
日出 英輔君	保坂 三蔵君	松谷蒼 郎君	松谷蒼 郎君
保坂 三蔵君	松谷蒼 郎君	松村 龍二君	松村 龍二君
松谷蒼 郎君	松村 龍二君	三浦 一水君	三浦 一水君
松村 龍二君	三浦 一水君	宮崎 善彦君	宮崎 善彦君
三浦 一水君	宮崎 善彦君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君
宮崎 善彦君	佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	斎藤 十朗君
佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	小川 敏夫君	小川 敏夫君
斎藤 十朗君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	岡崎トミ子君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君	江本 孟紀君	江本 孟紀君
岡崎トミ子君	江本 孟紀君	鈴木 政二君	鈴木 政二君
江本 孟紀君	鈴木 政二君	斎藤 伸君	斎藤 伸君
鈴木 政二君	斎藤 伸君	佐藤 元君	佐藤 元君
斎藤 伸君	佐藤 元君	鈴木 寛君	鈴木 寛君
佐藤 元君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	高嶋 良充君
鈴木 寛君	高嶋 良充君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君
佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君	佐藤 泰介君

高橋	谷林	千葉	景子君
角田	正昭君	辻	博之君
直嶋	千秋君	泰弘君	内藤
廣中	和歌子君	正光君	正光君
藤井	俊男君	羽田雄一郎君	福山
堀	利和君	正司君	哲郎君
松井	孝治君	本田	健二君
峰崎	直樹君	良一君	円
柳田	稔君	より子君	より子君
山本	孝史君	山根	隆治君
若林	秀樹君	和田ひろ子君	篠瀬
荒木	清寛君	満治君	進君
加藤	修一君	糸科	
草川	昭三君	魚住裕一郎君	
澤	たまき君	風間	
高野	博師君	祐君	
鶴岡	洋君	木庭健太郎君	
日笠	勝之君	白浜	
浜田	卓二郎君	一良君	
森本	潤一君	遠山	
福本	勝之君	清彦君	
山下	晃司君		
山本	保君		
井上	栄一君		
池田	哲士君		
緒方	幹幸君		
小泉	智子君		
富樫	靖夫君		
練三君	親司君		
西山登紀史君	大門実紀史君	小池	
		晃君	

煙野 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
岩本 莊太君	大江 康弘君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西岡 武夫君
西川きよし君	平野 達男君
平野 達男君	広野ただし君
松岡満壽男君	森 ゆうこ君
山本 正和君	渡辺 秀央君
大渕 絹子君	大脇 雅子君
大田 昌秀君	田嶋 陽子君
福島 瑞穂君	渕上 貞雄君
又市 征治君	黒岩 宇洋君
椎名 素夫君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

景山俊太郎君	加納時男君
金田勝年君	岸宏一君
河本英典君	久世公堯君
松村龍二君	岸哲男君
三浦一水君	小林溫君
宮崎秀樹君	鴻池祥暉君
松谷蒼一郎君	佐々木知子君
日出英輔君	佐藤泰三君
保坂三藏君	斎藤十朗君
橋本聖子君	清水嘉与子君
野上浩太郎君	鈴木政二君
野間赳君	関谷勝嗣君
西田中原	田中直紀君
伊達忠一君	伊達敬三君
中川義雄君	武見幸男君
中島真人君	段本幸人君
吉宏君	大庭義雄君

森下	恒雄君	矢野	哲朗君
山崎		山下	力君
山本		英利君	
吉村剛太郎君		一太君	
脇	雅史君	朝日	俊弘君
今井		岩本	澄君
江田		江田	五月君
小川		小川	勝也君
大塚		大塚	平君
勝木		勝木	健司君
北澤		北澤	耕平君
川橋		川橋	俊美君
佐藤		佐藤	幸子君
輿石		輿石	道夫君
小林		東君	元君
角田		直嶋	正行君
谷林		長谷川	清君
高橋		広中和歌子君	義一君
鈴木		堀井	俊男君
齋藤		松井	利和君
佐藤		孝治君	

森田	次夫君	森山	裕君
内藤	俊夫君	山内	俊夫君
山崎	正昭君	山崎	善彦君
吉田	博美君	吉田	正俊君
若林	浅尾慶一郎君	若林	正俊君
伊藤	基隆君	伊藤	昭君
今泉	海野	今泉	海野
江本	孟紀君	江本	敏夫君
小川	敏夫君	小川	敏夫君
岡崎トミ子君	神本美恵子君	岡崎トミ子君	木俣
郡司	彰君	郡司	佳丈君
小宮山洋子君	泰介君	小宮山洋子君	木俣
佐藤	雄平君	佐藤	雄平君
佐藤	良充君	佐藤	良充君
高嶋	充君	高嶋	充君
千葉	博之君	千葉	景子君
谷	泰弘君	谷	泰弘君
辻	正光君	辻	正光君
内藤	正司君	内藤	正司君
羽田雄一郎君	正司君	羽田雄一郎君	正司君
平田健二君	哲郎君	平田健二君	哲郎君
福山良一君	より子君	福山良一君	より子君

平成十四年五月二十二日

参議院会議録第二十六号(その一)

投票者氏名

反対者氏名

井上 哲士君	井上 美代君	浜田 卓一郎君	日笠 勝之君	福本 潤一君	森本 晃司君	浜田卓一郎君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	白浜 一良君	木庭健太郎君	魚住裕一郎君	薬科満治君	和田ひろ子君	山根隆治君	峰崎直樹君
池田 幹幸君															
	二〇名														
市田 忠義君															

日程第五私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

後藤 博子君	鶴岡 洋君	西川きよし君	高橋紀世子君	岩本 茂君	山下 栄一君	山本 保君	森本 潤一君	浜田卓一郎君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	白浜 一良君	木庭健太郎君	魚住裕一郎君	薬科満治君	和田ひろ子君	山根隆治君	峰崎直樹君	
北岡 秀二君	大庭 大介君	大渕 紀文君	大田 昌秀君	黒岩 瑞穂君	宇洋君	中村 敦夫君	福島 達男君	西川 伸也君	西岡 康弘君	田嶋 武夫君	渡辺 孝男君	森 順一君	平野 順一君	山本 香苗君	山口 那津男君	遠山 清彦君	白浜 一良君	
久野 恒一君	木村 仁君	木村 郁夫君	木村 武昭君	木村 順雄君	木村 安君	木村 仁君	木村 武昭君	木村 公成君	木村 光英君	木村 伸也君	木村 信也君	木村 伸也君	木村 伸也君	木村 伸也君	木村 伸也君	木村 伸也君	木村 伸也君	
小泉 顯雄君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君															
祥肇君	井上 美代君	井上 美代君	井上 美代君	井上 美代君														

二〇三名

朝日 俊弘君																		
伊藤 基隆君																		
伊藤 基隆君																		
伊藤 基隆君																		
伊藤 基隆君																		

今井 澄君																		
佐藤 泰三君																		
佐藤 泰三君																		
佐藤 泰三君																		
佐藤 泰三君																		
佐藤 泰三君																		

官報(号外)

平成十四年五月二十二日 參議院議録第二十六号(その一)

投票者氏名

反対者氏名	森 渡辺 秀央君	山本 正和君
	大脇 雅子君	大渕 純子君
本岡 昭次君	田嶋 陽子君	福島 昌秀君
	椎名 素夫君	瑞穂君
岸 久世	澁上 貞雄君	中村 黒岩
	入澤 泉	宇洋君
河本 金田	荒井 太田	大田 大渕
	柏村 犬仁田	昌秀君
公堯君 宏一君	岩城 上野	福島 瑞穂君
	加藤 豊秋君	中村 敦夫君
久野 北岡	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	河本 公成君	中村 敦夫君
岸 久世	豊秋君 信也君	大田 昭次君
	大仁田 厚君	中村 敦夫君
河本 金田	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	柏村 犬仁田	中村 敦夫君
英典君 武昭君	岩城 上野	大田 昭次君
	加藤 豊秋君	中村 敦夫君
久野 恒一君	太田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
北岡 秀二君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
吉村剛太郎君 雷史君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
脇 雅史君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
正俊君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
正昭君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
正彦君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
正利君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
吉村剛太郎君 雷史君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
高野 博師君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木村 亀井	中村 敦夫君
白浜 一良君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木庭健太郎君 雷史君	大田 昭次君
風間 風間	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	木庭健太郎君 雷史君	大田 昭次君
澤 たまき君	大仁田 尾辻	大田 昭次君
	高野 博師君	大田 昭次君
反対者氏名	日程第一 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	日程第一 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
	○名	○名
賛成者氏名	阿南 一成君	阿部 正俊君
	愛知 治郎君	青木 幸弘君
佐藤 泰三君	岩城 光英君	有馬 朗人君
	佐々木知子君	伊達 忠一君
斎藤 十朗君	大仁田 尾辻	伊達 直紀君
	佐藤 泰三君	伊達 政二君
清水嘉与子君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
齊藤 佐藤	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
近藤 昭郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
後藤 刚君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 徹君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今泉 昭君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 孟紀君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
江田 俊宣君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小川 滋宣君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
木俣 敏夫君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岡崎トミ子君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
江本 海野君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今井 俊弘君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
岩本 朝日君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
小泉 顯雄君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
海野 浩一郎君	太田 泉	伊達 勝嗣君
	佐藤 泰三君	伊達 勝嗣君
今		

官 報 (号 外)

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第一十六号(その一)

一一四

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

締約国は、前文に掲げる原則を十分に考慮して、国際電気通信衛星機構(以下「ITSO」という。)を設立する。

第五条(監督)

ITSOは、会社が中核的な原則、特に、宇宙部分容量が商業的基礎の上に利用可能である場合に会社が提供する現存の及び将来の公衆電気通信業務のための会社のシステムへの無差別のアクセスの原則を履行することを監督するため、公的業務契約の締結を含むすべての適当な措置をとる。

(b) 締約国総会は、ITSOの一般方針及び長期
規則を改める。

(c) 締約国総会は、主権国としての締約国に主として関係のある問題を審議し、及び特に会社が

(i) 気通信業務を提供することを確保する。
全世界的な接続及び全世界的な範囲を維持する。

(ii) ライフライン接続の対象となる顧客に業務を提供すること。

(d) 締約国総会は、次の任務及び権限を有する。
（i）
供する」といふ。

に直接関係する会社の活動を I T S O の事務局が検討することについて、同事務局に指示する。

(ii) 第十五条の規定に従いこの協定の改正案を審議し、これについて決定すること。
五 次条の規定に依る事務局司会と士官（又は幹部）

(iv) 事務局長が会社の中核的な原則の遵守に関して提出する報告を審議し、これについて決定すること。

(vi) 事務局長の勧告を審議し、自己の裁量により、これについて決定すること。

(vii) 第十四条(b)の規定に従い I T S O からの締約国の脱退について決定すること。

(viii) I T S O といずれかの国（締約国であるかどうかを問わない。）又は国際機関との間の公式の関係に関する問題について決定すること。

(ix) 締約国から提出される苦情を審議すること。

(x) 第四条(b)に規定する承認について決定すること。

(xi) 締約国総会が合意する期間についての I T S O の予算を審議し、承認すること。

(xii) 承認された予算の範囲外で発生する給付事由に關し必要な決定を行うこと。

(xiii) I T S O の支出及び決算報告を検査するための会計検査専門家を任命すること。

(xiv) 附屬書A第二条に規定する法律専門家の選定を行うこと。

(xv) 事務局長が公的業務契約に従い会社に対し仲裁手続を開始する条件を定めること。

(xvi) 公的業務契約の改正案について決定すること。

(xvii) この協定の他の条の規定に基づいて与えられる他の任務を遂行すること。

(xviii) 締約国総会は、通常会期として、I T S O の宇宙システムが会社に移転された後十二箇月以内に起算日を置いて二年に一回会合する。締約国総会は、通常会期のほかに臨時会期として会合することができます。締約国総会は、臨時会期として、事務局が次条(k)の規定に基づいて要請する場合又は締約国が当該会期の目的を示した書面により事務局長に要請する場合に会合を招集する。もつとも、締約国が要請する場合には、締約国三分の一（要請する締約国を含

む。)以上の支持を必要とする。締約国総会は、事務局長が締約国総会の臨時会期として会合を招集する条件を定める。

第七条(f)中第二段を削り、同条(f)に次のように加える。

締約国は、代理投票又は締約国総会が適当と認める他の方法により投票する機会を与えられ、及び締約国総会の会期の前に十分な時間的余裕をもつて必要な情報を見提供される。

第七条(h)中「運用協定第八条の規定の適用上、インテルサット」を「ITSO」に改め、(h)を同条(i)とし、同条(g)中「規定」の次に「並びに参加及び投票に関する規定」を加え、(g)を同条(h)とし、同条(f)の次に次の(4)を加え、同条を第九条とする。

(g) 締約国総会のいかなる会合においても、各締約国は、一の票を有する。

第六条の表題中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条条名及び表題を除く。)を次のように改め、同条を第八条とする。

ITSOは、次の機関で構成する。

(a) 締約国総会

(b) 締約国総会に対し責任を負い、事務局長を有する事務局

第四条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七条(財政原則)

(a) ITSOの経費については、ITSOの宇宙システムを会社に移転する時に一定の金融資本を保有することにより第二十一条に定める十二年間支弁する。

(b) ITSOが十二年を超えて存続する場合には、ITSOは、公的業務契約を通じて資金を得る。

第三条の表題を次のように改める。

(対象となる国内公衆電気通信業者)

- (c) 事務局長の任命及び事務局のその他の職員の選定に当たり、地域的及び地理的な多様性に基づく採用及び配置による利益の可能性を考慮して、最高水準の誠実性、能力及び能率を確保することに最大の考慮を払う。事務局長及び事務局のその他の職員は、ITSOに対する各自の責任と両立しない行動を慎む。
- (d) 事務局長は、締約国総会の指導及び命令について、職員及び使用人の構成、定員及び標準雇用条件を決定し、並びに事務局の職員を任命する。事務局長は、事務局のコンサルタントその他顧問を選定することができる。
- (e) 事務局長は、会社が中核的な原則を遵守することを監督する。
- (f) 事務局長は、次のことを行う。
- (i) 会社がライフル接続義務契約を遵守することによってライフル接続義務顧客に業務を提供するという中核的な原則を遵守することを監視すること。
- (ii) ライフル接続義務契約を締結する資格を得るために申請に関して会社が行つた決定を審議すること。
- (iii) 調停業務を提供することにより、会社との紛争を解決するに当たつてライフル接続義務顧客を援助すること。
- (iv) ライフル接続義務顧客が会社に対して仲裁手続を開始することを決定した場合には、コンサルタント及び仲裁人の選定に関しても助言を与えること。
- (g) 事務局長は、(d)から(f)までに規定する事項について締約国に報告する。
- (h) 事務局長は、締約国総会が定める条件に従い、公的業務契約に基づき会社に対して仲裁手続を開始することができる。
- (i) 事務局長は、公的業務契約に従い会社との関係を処理する。
- (j) 事務局長は、ITSOを代表して、締約国との共同の財産から生ずるすべての問題を考慮し、

選定された主管庁がこの協定の承認、受諾及び締約国の見解を通告を行なう主管庁に通知する。

- (k) 事務局長は、締約国が次条(c)に規定する措置をとらないことが会社が中核的な原則に従うことを妨げるとの見解を有する場合には、事態の解決を求めるためにその締約国と連絡を取るものとし、また、前条(e)の規定に基づいて締約国総会が定める条件に従つて締約国総会の臨時会期として会合を招集することができる。
- (l) 締約国総会は、事務局長が不在であり若しくはその任務を遂行することができなくなつた場合は事務局長の職が空席となつた場合に事務局長代理となる者一人を事務局の上級職員の中から指名する。事務局長代理は、この協定によつて事務局長に属するすべての権限を行使する能力を有する。事務局長の職が空席となつた場合には、事務局長代理は、(b)(iv)の規定に従つてできる限り速やかに任命されかつ確認を経た事務局長が就任するまでの間、その任務を遂行する。

第十一條を削る。

第十四条の表題を次のように改める。

- (締約国の権利及び義務)

- 第十四条(a)中「及び署名当事者」を削り、「条項」の次に「及び第三条に定める中核的な原則」を加え、同条(b)中「及び署名当事者」及び「及び運用協定」を削り、「インテルサット」を「ITSO」に改め、「又は署名当事者」を削り、同条(c)から(g)までを削り、同条に次の(c)を加え、同条を第十一條とする。
- (c) すべての締約国は、会社が中核的な原則を履行できるようするため、透明、無差別かつ競争中立的な方法で、関係国内手続及び自國が締約国となつてゐる関連する国際協定に従い、必要な措置をとる。
- 第十二条を次のように改める。
- (d) 第十二条(周波数割当て)
- (e) 通告を行う主管庁として(c)の規定に従つて行動するためには、(i) ITS0の加盟国は、ITS0を代表する事務局長と協同すること。
- (ii) 全世界的な接続及びライフル接続使用者への業務の提供を維持することを確保するため、会社のために行われる国際電気通信連合の衛星システムの調整に従事し、事務局長に通知し及び協議すること。
- (iii) ライフル接続使用者による衛星通信の必要性に關し、国際電気通信連合と協議すること。
- (iv) 会社のために通告を行う主管庁として行動するためには、選定された締約国は、関係国内手続に従い次のことを行う。
- (i) 中核的な原則を履行するために会社が周波数割当てを使用することを認めること。
- (ii) (i)の使用が認められなくなつた場合又は会社が(i)の周波数割当てを必要としなくなつた場合には、国際電気通信連合の手続に従い当該割当てを取り消すこと。
- (d) この協定の他のいかなる規定にもかかわらず、会社のために通告を行う主管庁として行動するためには、選定された締約国が、第十四条の規定によりITS0の加盟国でなくなりた場合に改め、「本部は」の次に「締約国総会が別段の決定を行わない限り」を加え、同条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に、「財産」を「及び財産に、直接国税並びに世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部品及び部品に対する関税」を「直接国税」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「ITSO」に、「使用者」を「使用者並びに」に改め、「署名当事者及び署名当事者の代表並びに仲裁手続に参加する者」及び第四段を削り、同条を第十二條とする。

- 第十五条の表題を次のように改める。
- (ITSOの本部並びに特権及び免除)
- 第十五条(a)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、「本部は」の次に「締約国総会が別段の決定を行わない限り」を加え、同条(b)中「インテルサット」を「ITSO」に、「財産」を「及び財産に、直接国税並びに世界衛星組織に使用するため打ち上げられる電気通信衛星並びにその構成部品及び部品に対する関税」を「直接国税」に改め、同条(c)中「インテルサット」を「ITSO」に、「使用者」を「使用者並びに」に改め、「署名当事者及び署名当事者の代表並びに仲裁手続に参加する者」及び第四段を削り、同条を第十二條とする。
- (a) (i) 少なくとも毎年、通告を行う主管庁による会社の取扱い、特に自國による前条(c)の義務の遵守に關し、事務局長に報告すること。
- (ii) 会社が中核的な原則を履行するためには、行動に関し、ITSOを代表する事務局長の見解を求めること。
- (iii) ライフル接続の対象となる国へのアクセスを拡充するため、通告を行う主管庁として可能活動に關し、ITSOを代表する事務局長と協同すること。
- (iv) 全世界的な接続及びライフル接続使用者への業務の提供を維持することを確保するため、会社のために行われる国際電気通信連合の衛星システムの調整に従事し、事務局長に通知し及び協議すること。
- (v) ライフル接続使用者による衛星通信の必要性に關し、国際電気通信連合と協議すること。

退することができる。締約国は、その脱退の決定を書面によつて寄託政府に通告する。

(ii) (i)の規定に基づく締約国の脱退の決定の通告は、寄託政府がすべての締約国及び事務局に送付する。

(iii) 第十二条(d)の規定が適用される場合を除くほか、任意の脱退は、(i)に規定する通告の受領の日の後三箇月で効力を生じ、この協定は、その時に、当該締約国について効力を失う。

(b) (i) 締約国がこの協定に基づくいづれかの義務に違反した疑いがある場合において、締約国総会は、その旨の通告を受けて又は自己の発意によって行動し、その締約国の申立てを考慮した後義務の違反が事実であると認めるときは、その締約国がITSOから脱退したものとみなす決定を行うことができる。この協定は、その決定の日にその締約国について効力を失う。このため、締約国総会は、臨時会期として会合を招集することができる。

(ii) 締約国総会が(i)の規定に従い、締約国がITSOから脱退したものとみなす決定を行つた場合には、事務局は、寄託政府に通告するものとし、寄託政府は、その通告をすべての締約国に送付する。

通告により脱退する締約国は、寄託政府又は事務局が(a)(i)の規定に基づく脱退の決定の通告を受領した時に、締約国において代表される権利及び投票する権利を失い、その通告の受領の後は、いかなる義務又は責任をも有しない。

(d) 締約国総会が(b)の規定に従い、締約国がITSOから脱退したものとみなす場合には、その締約国は、その決定の後は、いかなる義務又は責任をも有しない。

(e) いかなる締約国も、国際連合又は国際電気通信連合における当該締約国の地位の変更に伴う直接の結果としてITSOから脱退することを

要求されない。

第十七条(a)中「及び署名当事者」を削り、同条(b)

「国際連合の加盟国又は国際電気通信連合の構成国」に改め、同条を第十七条とする。

第二十条(a)を次のように改める。

(a) この協定は、この協定が署名のために開放された日に暫定協定の締約国であつた国の三分の二が、批准、受諾若しくは承認を条件としないで署名し又は批准し、受諾し、承認し若しくは加入した日の後六十日で、効力を生ずる。ただし、その三分の二の暫定協定の締約国が、この効力を生ずる。

第十七条(e)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条(条名及び表題を除く)を次のように改め、同条を第十六条とする。

(a) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国相互の間又はITSOと一若しくは二以上の締約国との間に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(b) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国と締約国でなくなつた国との間に、その国が締約国でなくなつた後に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、締約国でなくなつた国が同意することを条件として、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(c) ITSOといづれかの締約国との間の協定から生ずるすべての法律的紛争は、その協定に含まれる紛争の解决に関する規定に従う。その紛争は、そのような規定がない場合において、別段の解决が行われず、かつ、その当事者が合意するときは、附属書Aに従つて仲裁に付することができる。

(d) 第二十二条中「第十九条」を「第十七条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第二十一条とする。

(e) 第二十二条中「第十九条」を「第十七条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十二条(有効期間)

この協定は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から少なくとも十二年間効力を有する。締約国総会は、ITSOの宇宙システムを会社に移転する日から十二年を経過した日に、第九条(f)の規定に従い、締約国による投票によりこの

協定を終了させることができる。当該決定は、実質事項とみなす。

附属書A及び附属書Bを削る。

附属書Cの題名中「協定第十八条及び運用協定中第十七条」を「第十六条」に改め、後段を削り、同条(c)中「第十七条」を「第十九条」に改め、同条(d)を次のように改める。

(d) 締約国総会が承認した改正は、寄託政府が締約国総会がその改正を承認した日に締約国であった国の三分の二の国から改正の承認、受諾又は批准の通告を受領した後、(e)の規定に従つて効力を生ずる。

第十七条(e)中「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条(条名及び表題を除く)を次のように改め、同条を第十六条とする。

(a) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国相互の間又はITSOと一若しくは二以上の締約国との間に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(b) この協定に基づく権利及び義務に関して、締約国と締約国でなくなつた国との間に、その国が締約国でなくなつた後に生ずるすべての法律的紛争は、別段の解決が妥当な期間内に行われない限り、締約国でなくなつた国が同意することを条件として、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(c) ITSOといづれかの締約国との間の協定から生ずるすべての法律的紛争は、その協定に含まれる紛争の解决に関する規定に従う。その紛争は、そのような規定がない場合において、別段の解决が行われず、かつ、その当事者が合意するときは、附属書Aに従つて仲裁に付する。

(d) 第二十二条中「第十九条」を「第十七条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条を第二十一条とする。

(e) 第二十二条中「第十九条」を「第十七条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(b)中「第十九条」を「第十七条」に、「第二十条」を「第十八条」に、「インテルサット」を「ITSO」に改め、同条(d)を削り、同条(b)中「他の締約国並びに署名当事者及びインテルサット」を「締約国並びに署名当事者及びインテルサット」を「締約国であつて仲裁手続の当事者でないもの又はITSO」に改め、同条(d)を同条とする。

附属書C第九条中(a)を削り、同条(b)中「他の締約国並びに署名当事者及びインテルサット」を「締約国」に改め、「及び署名当事者」を削り、同条(f)中「及び署名当事者」を「第十六条」に改め、「及び運用協定第十二条並びに運用協定の附属書」を削り、同条(g)中「及び署名当事者」を削る。

使、公民癒着等の疑惑や批判を受けることなく、適正な運用がなされるよう、制度導入の趣旨の周知徹底を図るとともに、人事委員会・公平委員会の機能の充実に努めること。右決議する。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十九日

衆議院議長 締貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体の一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員(法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く)をいう。

2 (任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされ

る業務に従事させる場合には、条例で定めることにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することができる一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることをその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有效地に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

1 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の規定により特定任期付職員又は一般任期付職員を他の職に任用する場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することをその職務の主たる内容とする他の職に任用する場合その他特定任期付職員又は一般任期付職員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、特定任期付職員又は一般任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

4 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

5 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

6 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

7 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

8 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

9 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

10 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

11 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

12 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

13 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

14 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

15 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

16 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

17 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

用された職員(次条において「特定任期付職員」という)又は第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「一般任期付職員」という)の任期が五年に満たない場合にあっては、採用した日から五年を超えない範囲において、その任期を更新することができる。

第一条中「寒冷地手当」の下に「特定任期付職員業績手当」を加える。

(弁護士法の一部改正)

第三十条第一項ただし書中「若しくは自衛隊法」を「自衛隊法」に改め、「任期付隊員」の下に「若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第百五号)」の一部を次のように改正する。

第四条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条第一項に規定する特定任期付職員若しくは一般任期付職員」を加える。

第五条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第二百五号)の規定は、地方公務員である教員には適用しない。

第七条の一部を次のように改正する。

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(一部改正)

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正)

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「寒冷地手当」の下に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「寒冷地手当」の下に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

(弁護士法の一部改正)

第三十条第一項ただし書中「若しくは自衛隊

隊法」を「自衛隊法」に改め、「任期付隊員」の下に「若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第二百五号)」の一部を次のように改正する。

第四条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第五条第一項に規定する特定任期付職員若しくは一般任期付職員」を加える。

第五条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第二百五号)の規定は、地方公務員である教員には適用しない。

第七条の一部を次のように改正する。

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(一部改正)

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

(地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正)

第六条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「寒冷地手当」の下に「、特定任期付職員業績手当」を加える。

平成十四年五月二十二日 参議院会議録第二十六号(その一) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十一日

参議院議長 倉田 寛之殿 経済産業委員長 保坂 三藏
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公正かつ自由な競争社会の促進による国民経済の一層の発展に資するため、大規模会社の株式保有総額の制限の廃止等を行うとともに、書類の送達規定等についての規定の整備を図り、併せて法人等に対する罰金の額を引き上げようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十八日

参議院議長 井上 裕殿 衆議院議長 縊貫 民輔

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第二条第一項中「事業者」とは「事業者」とは」

に改め、同条第二項中「事業者団体」を「事業者団体」に、「左に」を「次に」に改め、同項ただし書中に「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「競争」を「競争」に、「次の各号の一に」を「次に」に改め、同条第五項中「私的独占」を「私的独占」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第六項中「不当な取引制限」を「不当な取引制限」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第七項中「独占的状態」を「独占的状態」に改め、同条第九項中「不公正な取引方法」を「不公正な取引方法」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条に次の一項を加える。

この法律において「子会社」とは、会社がその

総株主(総社員を含む。以下同じ。)の議決権(商

法(明治三十一年法律第四十八号)第二百十一条

ノ一第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決

権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。第四章において同じ。の過半数を有する他の国内の会社をいう。

第七条第一項中「第三条」の下に「又は前条」を加える。

第八条の二(第二項中「前条第一項第一号、第四号又は第五号」を「前条第一項」に改める。

第九条第一項中「事業支配力を他の国内の会

社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有する」とにより事業支配力を「他の国内の会

社」に改め、同条第二項中「同じ。」は、「の下に「他

の国内の会社の株式を取得し、又は所有すること

により」を加え、「持株会社」を「会社」に改め、同

条第七項中「持株会社」を「会社」に改め、同条第六項中「持株会社は「次に掲げる会社は」に、「当

該持株会社」を「当該会社」に、「国内の会社の総資

産の額に限る。」を「公正取引委員会規則で定める

方法による資産の合計金額をいう。以下この項に

おいて同じ。)で国内の会社に係るもの」に、「三千

億円」を、それぞれ当該各号に掲げる金額に、

五号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 民法(明治十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に

対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合(一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。)の組合員(業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行つことができる場合及び当該議決権を有することができる場合ととなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合と

して公正取引委員会規則で定める場合

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会

社の事業活動を拘束するおそれがない場合と

して公正取引委員会規則で定める場合

「第八条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第六項若しくは第七項、

号若しくは第五号」を「第六条、第八条第一項」に、「第八条第一項第一号、第四号又は第五号」を「第八条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第六項若しくは第七項、

号若しくは第五号」を「第六条第一項第一号、第四号」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「利

益をもつてする」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「場合」を「場合」に改め、同号

「第八条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第六項若しくは第七項、

号若しくは第五号」を「第六条第一項第一号、第四号」に改め、同項第一号を削り、同項第三号中「利

二十四年法律第二百八十三号)第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。)を經營する事業を行う者、介助犬訓練事業(同法第四条の二第十一項に規定する介助犬訓練事業をいう。)を行なう者及び聽導犬訓練事業(同項に規定する聽導犬訓練事業をいう。)を行なう者(以下「訓練事業者」という。)は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良好な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第一項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならぬ。

(厚生労働省令への委任)

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関する必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行

政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者がやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前一条に定めるものほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第一条第四項に規定する旅客施設をい。以下同じ。)及び旅客の運送を行なうためその

事業の用に供する車両等(車両、自動車、船舶及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるものほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一條 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表

示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明瞭にするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行なう場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行なう場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

2 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類)としに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行なうことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行なう者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をし

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年四月十一日

参議院議長 井上 榎殿
衆議院議長 縊貫 民輔

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案
(障害者基本法の一部改正)

第一条 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二 第三項中「福祉用具の給付」を「福祉用具及び障害者の補助を行う犬の給付又は貸与」に改め、同条第四項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第十九条第二項中「福祉用具」を「福祉用具等」に改める。

第二十二条の二 中、「設備の整備」を「及び設備の整備、当該公共的施設を利用する障害者の補助を行う犬の同伴」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第二条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

「手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の二項を加える。
12 この法律において、「介助犬訓練事業」とは、介助犬(身体障害者補助犬法(平成十四年

法律第一号)第二条第三項に規定する介助犬をいう。以下同じ。」の訓練を行うとともに、肢体の不自由な身体障害者に対し、介助犬の利用に必要な訓練を行う事業をいい、

「聴導犬訓練事業」とは、聴導犬(同条第四項に規定する聴導犬をいう。以下同じ。)の訓練を行ふとともに、聴覚障害のある身体障害者に対する対応を行う事業をい。

に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事

業をいう。

第二十一条の三の見出し中「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、同条中「身体障害者」の下に「肢体の不自由な身体障害者又は聴覚障害のある身体障害者」を加え、「における厚生労働省令で定める」を「において」に改め、「盲導犬」の下に「(身体障害者補助犬法第一条第二項に規定する盲導犬をいう。以下同じ。)介助犬訓練事業を行ふ者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行ふ者により訓練を受けた聴導犬」を加える。

第二十二条の四中「支援する事業」の下に「、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業」を加える。

第二十六条第一項中「又は身体障害者生活訓練等事業」を、「身体障害者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定、第三条の規定(身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中における厚生労働省令で定める)を「において」に改める部分を除く。」及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する介

助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っていることには、制度の選択に関する企業の自主性が損なわることのないよう努めるこ

と。
二 取締役会の利益処分に関する権限及び取締役の責任についての委員会等設置会社とそれ以外の会社との差異に関しては、施行後の実績を踏まえ、その合理性に留意しつつ引き続き検討すること。

三 委員会等設置会社制度及び重要財産委員会制度の運用については、社外監視機能が十分発揮されるよう社外取締役の要件、人數等について周知徹底を図ることとも、今後の業務の運用状況を踏まえ、必要に応じその見直しを検討すること。

四 株券失効制度及び所在不明株主の株式売却制度の運用については、株主等の財産権に重大な影響を与えることには、その要件、手続き等について周知徹底を図ること。

五 計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対する過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること。

六 会社法制定の現代語化に際しては、会社の実態及び制度に応じた、分かりやすい法文の表現及び構成について、特に留意すること。

右決議する。

参考議論
政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十三日

参議院議長 衆議院議長 縊貫 民輔

商法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十三日

参議院議長 衆議院議長 縊貫 民輔

附帯決議
本法施行のため、別に費用を要しない。

一 費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に伴い、次の諸点について

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十三日

参議院議長 衆議院議長 縊貫 民輔

(商法の一部改正)
商法等の一部を改正する法律案

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「若ハ取締役」を「取締役若ハ執行役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の五第一項第四号二規定スル執行役ヲ謂フ以下同ジ)」に改める。

第一百五十五条中「若ハ取締役」を「取締役若ハ執行役」に改める。

第一百七十条第三項後段を削り、同条に次の二項を加える。

会社ノ設立ニ際シテ第二百二十二条第一項第六号ニ掲グル事項ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ

第一項ノ選任ハ同条第七項第一号及第二号ニ付テノ二種類ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ

引受ケタル発起人ノ其ノ種類ノ株式ニ付テノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス

第二百四十二条第一項ノ規定ハ前二項ノ議決権ニ付テノ準用ス

第一百七十三条第一項及び第三項を次のように改める。

前項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ

其ノ各号ニ定ムル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一百六十八条第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額が資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合

合 同項第五号及第六号ニ掲グル事項

二 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ于テ定款ニ定メタル価格カ其ノ相場ヲ超

エザル場合 其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

三 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ニ

掲グル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士、弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士ヲ含ム)、監査法人、税理士又ハ税理士法人ノ証明(同項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナルトキハ其ノ証明及不動産鑑定士ノ鑑定評価ヲ受ケタル場合 同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項

左ノ各号ニ掲グル者ハ前項第三号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

ハ第六号ニ掲グル事項

ノ証明(同項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナルトキハ其ノ証明及不動産鑑定士ノ鑑定評価ヲ受ケタル場合 同項第五号又

ハ第六号ニ掲グル事項

左ノ各号ニ掲グル者ハ前項第三号ノ証明及鑑定評価ヲ為スコトヲ得ズ

ハ第六号ニ掲グル事項

テハ第二百五十七条ノ四ノ規定ヲ準用ス
第一百八十二条第一項及第三項第三百四十五条
ニ准用スル部分ヲ除クノ規定ハ前項ノ総会
「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券(第
三百五十五条第一項中「提出スベキ旨」の下に
三項ノ株券ヲ除ク)ハ無効トナル旨」を加える。
第二百二十二条第二項第七号ノ二中「又ハ支配
人」を「執行役又ハ支配人」に、「又ハ其ノ会
社」を「若ハ執行役又ハ其ノ会社」に改める。
第一百九十七条を次のように改める。
第一百九十七条 第百九十二条ノ二第一項及第三
項ノ規定ハ第百七十三条第二項第三号(第百
八十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
ノ証明又ハ鑑定評価(以下本条ニ於テ証明等
ト称ス)ヲ為シタル者ニ、第二百九十三条第二
項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ
証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ
証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠
ラザリシコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在
ラズ
号ニ掲グル者ノ何レカニ該当スルモノ
五 弁護士法人、監査法人又ハ税理士法人ニ
シテ其ノ社員中ニ前号ニ掲グル者アルモノ
又ハ其ノ社員ノ半数以上ガ第一号乃至第三
号経過セザル者
四 業務ノ停止ノ処分ヲ受ケ其ノ停止ノ期間
三 取締役又ハ監査役
二 発起人
一 財産ノ現物出資者又ハ譲渡人

此ノ場合ニ於テハ会社ハ其ノ株式ヲ買受ク
ルコトヲ得
第二百二十条ノ二第一項中「取締役ハ」の下に
「端株原簿ヲ作り」を加え、「又ハ分割」を「若ハ
分割」に、「端株原簿ヲ作り之」を又ハ会社ガ端
株主ノ有スル端株ヲ買取り若ハ自己ノ有スル株
式一株ヲ分チテ端株ヲ有スルコトトナリタルト
キハ之ニ付端株原簿に改める。

第二百二十条ノ六の次に次の二条を加える。
第二百二十条ノ七 会社ハ定款ヲ以テ端株主ガ
其ノ有スル端株ト併セテ一株トナルベキ端株
ヲ売渡スベキ旨ヲ会社ニ請求スルコトヲ得ベ
キ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ端株主
ノ請求アリタルトキハ其ノ請求アリタル時ニ
会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ端株(第六
項ノ株式ヲ含ム)ヲ有セザル場合ヲ除クノ外
自己ノ有スル端株ヲ其ノ端株主ニ譲渡スコト
ヲ要ス

市場価格アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求
アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日ノ最
終ノ市場価格ニ相当スル額ニ同項ノ規定ニ依
リ会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株ニ対スル割合
ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス
第二百四条ノ四第一項及第二項ノ規定ハ市場
価格ナキ株式ニ係ル端株ニ付第一項ノ請求ア
リタル場合ニ之ヲ準用ス
前項ニ於テ準用スル第二百四条ノ四第一項ノ
期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ
貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ

発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ第一項ノ規定ニ依リ、会社ガ譲渡スベキ端株ノ一株二対スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格トス。第二百四条ノ四第四項ノ規定ハ第一項ノ請求アリタル場合ノ端株ノ譲渡ニ之ヲ準用ス。

第一項ノ請求ヲ為シタル端株主ニ端株ヲ譲渡スペキ場合ニ於テハ、会社ハ自己ノ有スル株式一株ヲ分チテ之ヲ端株トシテ譲渡スコトヲ得。第二百二十一項第五項中「満タザル株式」の下に「以下本条及次条ニ於テ単元未満株式ト称ス」を加え、「其ノ株式」を「単元未満株式」に改め、同条第六項中「前条」を「第二百二十条ノ六」に、「一単元ノ株式ノ數ニ満タザル数ノ株式」を「単元未満株式」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ニ於テ準用スル第二百二十条ノ六第一項ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル単元未満株式ニ付株券が発行セラレタルトキハ、其ノ株主ハ其ノ請求ニ際シテ其ノ株券ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス。

第二百二十二条の次に次の一条を加える。

第二百二十二条ノ二 会社ハ定款ヲ以テ単元未満株式ヲ有スル株主ガ其ノ単元未満株式ノ數ト併セテ一単元ノ株式ノ數トナルベキ数ノ株式ヲ売渡スベキ旨ヲ會社ニ請求スルコトヲ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ株主ノ請求アリタルトキハ、其ノ請求アリタル時ニ会社ガ其ノ請求ニ依リ譲渡スベキ数ノ株式ヲ有セザル場合ヲ除クノ外自己ノ有スル株式ヲ其ノ株主ニ譲渡スコトヲ要ス。

前項ノ請求ヲ為シタル株主ノ有スル単元未満株式ニ付株券が発行セラレタルトキハ、其ノ株主ハ其ノ請求ニ際シテ其ノ株券ヲ会社ニ提出シタル端株主ニ付ス。

第二百二十三条ノ二 会社ハ左ニ各号ノ何れニ満足スル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ付株券ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、其ノ株式ヲ取締役又ハ監査役ノ選任スルコトヲ得。第二百二十四条ノ二 第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ三の次に次の三条を加える。

第二百二十四条ノ四 会社ハ左ノ各号ノ何れニ満足スル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ付株券ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、其ノ株式ヲ取締役又ハ監査役ノ選任スルコトヲ得。第二百二十四条ノ九第二項中「及一定」を「一定」に改め、「提出セラレザル株券ハ無効トナリ旨」を加える。

第二百二十四条ノ二 第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ三の次に次の三条を加える。

第二百二十四条ノ四 会社ハ左ノ各号ノ何れニ満足スル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ付株券ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、其ノ株式ヲ取締役又ハ監査役ノ選任スルコトヲ得。第二百二十四条ノ九第二項中「及一定」を「一定」に改め、「提出セラレザル株券ハ無効トナリ旨」を加える。

第二百二十四条ノ二 第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ三の次に次の三条を加える。

第二百二十四条ノ四 会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ得。第二百二十四条ノ九第二項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ニ付テノテノ第二百二十三条规定第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定期ヲ準用ス。

会社ハ前条第一項ノ株式ノ競売又ハ売却ヲ得スニハ其ノ株式ニ付テノテノ第二百二十四条规定第一項第一号乃至第三号ニ掲グル事項、其ノ株式ヲ競売又ハ売却スル旨及利害関係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且左ノ各号ニ掲グル者ニハ其ノ各号ニ定期ヲ准用ス。

会社ハ第一項第六号ニ掲グル事項ニ付スル新株予約權付社債ノ引受又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ払戻」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第二百二十四条ノ四 会社ハ左ニ各号ノ何れニ満足スル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ付株券ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、其ノ株式ヲ取締役又ハ監査役ノ選任スルコトヲ得。第二百二十四条ノ九第二項中「及一定」を「一定」に改め、「提出セラレザル株券ハ無効トナリ旨」を加える。

第二百二十四条ノ二 第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ三の次に次の三条を加える。

第二百二十四条ノ四 会社ハ左ノ各号ノ何れニ満足スル株式ヲ除ク以下本条及次条ニ於テ付株券ニ付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ、其ノ株式ヲ取締役又ハ監査役ノ選任スルコトヲ得。第二百二十四条ノ九第二項中「及一定」を「一定」に改め、「提出セラレザル株券ハ無効トナリ旨」を加える。

第二百二十四条ノ二 第三項中「質権者」の下に「又ハ端株主」を加える。

第二百二十四条ノ三の次に次の三条を加える。

第一項ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ
株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザル場合ニ於テ
同項ノ規定ニ依リ会社ガ第二百六十六条第一項
ニ規定スル公告ヲ為シ且同項ノ期間内ニ利害
關係人ガ異議ヲ述ヘザリシトキハ其ノ株券ニ
付テハ会社ハ其ノ期間満了ノ日ニ其ノ株券喪
失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做
ス

第一項及第二項ノ規定ハ株券喪失登録者ガ第
二百二十九条第四項(第二百三十三条第二項ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ請求ヲ為シタル場
合ニ之ヲ準用ス

第二百三十条ノ八 株券喪失登録ノ為サレタル
株券ニ付テハ会社ハ第二百三十条ノ四第六
項、第二百三十条ノ五第五項若ハ前条第二項
(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規
定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラル日又ハ
第二百三十条ノ六第一項ノ規定ニ依リ株券ガ
無効トナル日迄ノ間ハ名義書換ヲ為スコトヲ
得ズ

第二百十九条第一項 第二百二十四条ノ三第
一項、第二百八十一条ノ四第三項(第二百八十一
条ノ二十五第三項及第三百四十四条ノ十五第
三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム第六項ニ於テ
同ジ)又ハ第三百七十四条ノ七第一項(第三百
七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第
一項ノ登録異議ノ申請ガ為サレ且其ノ一定ノ
日後ニ同条第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録
ガ抹消セラレタルトキハ其ノ登録異議ノ申請
ヲ為シタル者ニシテ同条第三項ノ請求ヲ為シ
タルモノヲ第二百十九条第一項、第二百八十一
条ノ三第一項、第二百八十一条ノ四第一項、
第二百八十八条ノ二十五第一項(第三百四十一
条ノ十五第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
又ハ第三百七十四条ノ七第一項(第三百七十一
条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ニ規定スル権利ヲ有スベキ株主又ハ質權

第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ニ第二百三十条ノ第四項ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ会社ハ其ノ期間中ト雖モ其ノ登録異議ノ申請ヲ為シタル者ニシテ同条第三項ノ請求ヲ為シタルモノニ付テハ株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為スコトヲ要ス

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ会社ハ左ノ各号ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ株式ニ付第一項ニ規定スル日(前条第二項同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ株券喪失登録ガ抹消セラレタルトキハ第二百一十六条第一項又ハ第二百二十条第四項(第二百十三条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間内ニ利害関係人ガ異議ヲ述べザリシ場合ニ於ケル其ノ期間満了ノ日次項ニ於テ同ジ迄ノ間ハ其ノ各号ニ定ムル行為ヲ為スコトヲ得ズ

一 株式ノ併合、分割又ハ転換ニ因ル株式ノ発行ヲ為ス場合 其ノ株式ニ係ル株券ノ交付

二 第二百二十条第一項本文ノ規定ニ依ル金銭ノ交付ヲ為ス場合 其ノ金錢ノ交付

三 株式ノ消却ニ伴フ支払又ハ資本若ハ資本準備金若ハ利益準備金ノ減少ニ伴フ払戻ヲ為ス場合 其ノ支払又ハ払戻

四 会社ノ配当又ハ利益又ハ利息ノ支払ヲ為ス場合 其ノ利益又ハ利息ノ支払

五 新株、新株予約權又ハ新株予約權付社債ノ引受權ヲ与フル場合 其ノ引受權ノ付与ニス場合 其ノ新株ニ係ル株券、

六 第六項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニハラレタル前号ノ引受權ノ行使ニ因リ会社其ノ新株予約權付社債ニ係ル債券ノ交付

前項第一号ノ株式、同項第二号ノ金錢、同項第三号ノ支払及払戻ヲ為スベキモノ、同項第四号ノ利益及利息並ニ同項第六号ノ新株、新株予約權及新株予約權付社債ハ株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ係ル株式ニ付テノ第一項ニ規定スル日ニ於ケル名義人(第二百三十条ノ六第二項又ハ前項第三項ノ規定ニ依リ名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル株券喪失登録者ヲ含ム)之ヲ取得ス

第四項第五号ノ引受權ハ第二百八十条ノ第四項ノ一定ノ日前ニ第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請アリタル場合ヲ除クノ外同号ノ規定ニ拘ラズ株券喪失登録者ニ之ヲ与フ但シ会社ハ其ノ株券喪失登録者ニ対シ新株引受權書ヲ交付スルコトヲ得ズ

第一項第四項(第四号乃至第八号ヲ除ク)及第五項ノ規定ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル会社ガ為スベキ名義書換、株式ノ發行、金錢ノ交付及支払ニ之ヲ準用ス

一 会社ガ完全子会社トナル株式交換ヲ為ス場合 其ノ株式交換ニ因リテ完全親会社トナル会社

二 会社ガ株式移転ヲ為ス場合 其ノ株式移転ニ因リテ設立スル完全親会社

三 会社ガ新設分割ヲ為ス場合 其ノ分割ニ因リテ設立スル会社

四 会社ガ吸收分割ヲ為ス場合(其ノ会社ガ分割ヲ為ス会社ナル場合ニ限ル) 其ノ分割ニ因リテ當業ヲ承継スル会社

五 会社ガ合併ニ因リテ消滅スル場合 其ノ合併後存続スル会社又ハ其ノ合併ニ因リテ設立スル会社

株券喪失登録ノ為サレタル株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株式ニ付テハ株主(第二項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル権利ヲ有スベキモノト看做サルルモノヲ除ク)ハ議決權ヲ有セズ

第二百三十条ノ九 本法ノ規定ニ依リ公告ニ從ヒテ一定ノ期間内又ハ一定ノ日迄ニ会社ニ提出セラザルモノモ亦第二百三十条乃至前条ニ規定スル手続ニ依リ之ヲ無効ト為スコトヲ得

第一編第四章第一節中第二百三十条ノ九の次に次の一条を加える。

第二百三十条ノ九ノ二 公示催告手続及ビ仲裁手続ニ関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第七編ノ規定ハ株券ニハ之ヲ適用セズ

第二百三十二条第一項に次のただし書を加え
る。

但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル会社ニ於テハ其ノ期間ハ定期款ヲ以テ一週間ヲ限度トシテ之ヲ短縮スルコトヲ妨げズ

第二百三十二条ノ二 第一項及び第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第二百三十六条 総会ハ其ノ総会ニ於テ議決權ヲ行使スルコトヲ得ベキ全テノ株主ノ同意アルトキハ招集ノ手続ヲ経ズシテ之ヲ開クコトヲ得

第二百三十七条第三項中「六週間」を「八週間」に改める。

第二百四十四条第六項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二百四十六条第三項中「及第三項」を「第三項(第二号ヲ除ク)及第一百九十七条(第一百九十二号ノ第一項及第三項ヲ準用スル部分ヲ除ク)」に、「第一百七十三条第三項前段ノ弁護士又ハ弁護士法人」を「第一百七十三条第二項第三号」に改め、「資料」の下に「(本項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産ガ不動産ナルトキハ本項ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又ハ記録シタル資料ヲ含ム)」を加え、同条に次の一項を加える。

会社ノ支配人其ノ他ノ使用人ハ前項ニ於テ準

用スル第百七十三条第二項第三号ノ証明及鑑定評議ヲ為スコトヲ得ズ

第二百五十三条 総会ノ決議ノ目的タル事項ニ付取締役又ハ株主ヨリ提案アリタル場合ニ於テ其ノ事項ニ付議決權ヲ行使スルコトヲ得ル全テノ株主ガ左ニ掲タル事項ヲ記載又ハ記録シタル書面又ハ電磁的記録ヲ以テ其ノ提案ニ同意シタルトキハ其ノ提案ヲ可決スル總会ノ決議アリタルモノト看做ス

一 取締役又ハ株主ノ提案ノ内容

二 前号ノ提案ニ同意スル旨

第二百四十四条第五項及第二百六十三条第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ、第二百六十三条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項(有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル書面又ハ電磁的記録ニ之ヲ準用ス

第二百五十七条の次に次の五条を加える。

第二百五十七条ノ二 会社ガ第二百二十二条第一項第六号ニ掲タル事項(取締役ニ関スルモノニ限ル)ニ付内容ノ異る数種ノ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ取締役ハ同条第七項第一号及第二号ニ掲タル事項ニ付テノ定ニ従ヒ各種類ノ株主ノ總会ニ於テ選任ス此ノ場合ニ於テハ第二百五十四条第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前項ノ規定ニ依ル取締役ノ選任決議ニ付テハ同項ノ總会ニ出席ヲ要スル株主ノ有すべき議決權ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ其ノ種類ノ總株主ノ議決權ノ三分ノ一未満ニ下スコトヲ得ズ株主總会ニ關スル規定ハ第一項ノ總会ニ之ヲ準用ス

第二百五十七条ノ三 第百七十三条第四項、第一百八十三条第二項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ選任セラレタル取締役ハ何時ニテモ其ノ選任ニ係ル種類ノ株主ノ總会ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定期ノ定アル場合ニ於テ

正当ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ満了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ会社ニ対シ解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

株主總会ニ關スル規定及第三百四十三条规定ハ前項ノ總会ニ之ヲ準用ス

第一項本文ノ取締役ノ解任ニ付テハ第二百五十七条ノ規定ハ之ヲ適用セズ但シ其ノ取締役ノ任期ノ満了前ニ同項本文ノ種類ノ株主ノ總会ニ於テ議決權ヲ有スル者ヲ欠クニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一項本文ノ取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外六月前ヨリ引続キ左ノ何れカニ掲タル議決權ヲ有スル株主ハ其ノ取締役ノ解任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ第二号ニ掲タル議決權ヲ有スル株主ニ付テハ同項本文ノ種類ノ株主ノ總会ニ於テ其ノ取締役ヲ解任スルコトヲ否決シタルトキニ限ル

第二百五十七条ノ三第一項本文ノ取締役ノ任期ハ此ノ定款変更ノ効力ガ生ジタル時ニ満了シタルモノト看做ス

第二百五十七条ノ六 会社ガ定款ヲ変更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定又ハ第二百二十二条第七項ノ定款ノ定ヲ廢止シタル場合ニハ第二百五十六条ノ規定ニ拘ラズ第二百五十七条ノ三第一項本文ノ取締役ノ任期ハ其ノ定款変更ノ効力ガ生ジタル時ニ満了シタルモノト看做ス

第二百五十七条ノ六第一項本文ノ取締役ノ任期ハ其ノ定款変更ノ効力ガ生ジタル時ニ満了シタルモノト看做ス

官 報 (号 外)

第三百八十九条ノ三十四第一項中「第二百三十
条並ニ」を削り、同条の次に次の一条を加え
る。

第二百八十九条ノ三十四ハ
新株予約権証券ヲ喪失シタル者ハ除権判決ヲ
得ルニ非ザレバ其ノ再発行ヲ請求スルコトヲ
得ズ

二掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額
ニ付決議ヲ為スコトヲ要ス

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ
金額

二 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ
充ツルベキ金額

三百八十九第三項中「第三百七十五条第
二項、第三百七十六条第一項第三項」を「第三百
七十五条第二項第三項、第三百七十六条」に改
め、同条第二項の次に次の一項を加える。
前項ノ場合ニ於テハ同項各号ニ定ムル金額ノ
合計額ハ減少スベキ資本準備金及利益準備金
ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三百三十九条第一項中「第二百三十二条」を
「第二百三十二条第一項本文第一項乃至第四項」
に改める。
第三百四十二条ノ十一第一項中「第二百三十
条並ニ」を削る。
第三百四十二条ノ十五第二項の次に次の一項
を加える。
第二百二十条ノ七第六項ノ規定ハ新株予約権
付社債ニ付シタル新株予約権ノ行使ニ因リテ
会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用

為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ各号ニ
定ムル金額ノ合計額ハ減少スペキ資本ノ額ヲ
超ユルコトヲ得ズ

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ
金額

二 株式ノ消却ヲ為ス場合 消却スペキ株式
ノ種類及數、消却ノ方法並ニ消却ニ要スベ
キ金額

三 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ
充ツルベキ金額

第三百七十五条第一項の次に次の一項を加え

第一百九十条第一項第四号を次のように改め
る。

二定ムル議決権ノ数】を加え、同条に次の一項
を加える。

ニ応ジテ之ヲ為ズ但シ会社ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ同号ノ払戻ハ之ヲ為サズ
第三百七十六条第一項を次のように改める。
会社ハ前条第一項ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ
其ノ債権者ニ対し資本ノ減少ニ異議アラバ一

定ム
第二百八十三条に次の一項を加える。
第四項ノ要旨ノ記載方法ハ法務省令ヲ以テ之
ヲ定ム
第二百八十五条を次のように改める。

第二百九十一條第四項を削る。
第二百九十三条ノ五第三項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

〔第三百四十六条中「第二百一十二条第九項」を
「第二百一十二条第十一項」に改める。
第三百六十二条に次の「一項」を加える。
第二百一十条ノ七第六項ノ規定ハ第三百五十
六条ノ規定ニ依リ完全親会社トナル会社ガ自

第二百八十五條 会社ノ会計帳簿ニ記載又ハ記録スベキ財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ価額ヲ付スルコトヲ要ス

第二百八十五条 第二百八十五条ノ二から第二百八十五条ノ七までを削る。

第二百九十三条ノ七第一号中「若ハ取締役」を会社に改め、同条第六項中「第二百九十二条第一項」を削る。

己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス
第三百七十四条ノ四第一項及び第三百七十四
条ノ二十第一項中「述アベキ旨」の下に「及最終
ノ貸借対照表ニ闕スル事項ニシテ法務省令ニ定
ムルモノ」を加える。

第二百八十六条から第二百八十七条までを次のように改める。

第二百八十条ノ三十四ノ二ノ規定ハ債券ニ之ヲ準用ス
第三百二十二条第三項中「第二百三十二条第一項乃至第三項」を「第二百三十一条第一項本文第二項及第三項」に改める。

第二百一十条ノ七第六項ノ規定ハ第三百七十四条ノ十九ノ規定ニ依リ分割ニ因リテ営業ヲ承継スル会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス
る。

金」を「資本準備金又ハ利益準備金」に改め、同
条第二項に後段として次のように加える。

第三百一十四条ただし書中第一三百四十三条ノ規定ヲ準用スを総社債権者ノ議決権ノ三分ノ一以上ヲ有スル社債権者出席シ其ノ議決権ノ三分ノ二以上ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為スに改

第三百七十五条第一項を次のように改める。
資本ノ減少ヲ為スニハ減少スベキ資本ノ額及
左ノ各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定
ムル事項ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第一一六号(その一) 商法等の一部を改正する法律案

省令ニ定ムルモノ」を加え、同条第二項中「第二項」を「第二項」に改める。

第四百三十三条ノ三の次に次の二条を加える。

第四百三十三条ノ四 合併ニ因リテ消滅スル会社ハ第四百九条第九号ニ掲タル事項ノ記載アル合併契約書ニ付第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタルトキハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株券ヲ会社ニ提出スペキ旨及其实ノ期間内ニ提出セラレザル株券ハ無効ナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ。

第二百六十六条ノ規定ハ前項ニ規定スル決議ヲ為シタル場合ニ第一百五十五条第三項及第四項ノ規定ハ其ノ決議ヲ為シタル場合ニ於テ合併契約書ノ記載ニ依リ会社ニ提出スルコトヲ要セザルモノト為サレタル株券ニ之ヲ準用ス

第二百一十条ノ七第六項ノ規定ハ第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ合併後存続スル会社ガ自己ノ株式ヲ移転スル場合ニ之ヲ準用ス

第四百一十七条に次の二条を加える。

第二百一十条ノ七第六項ノ規定ハ第二百一十二条第七項ノ定款ノ定(監査役二閑スル部分ニ限ル)ハ之ヲ廢止シタルモノト看做ス

第四百一十七条に次の二条を加える。

第二百一十条ノ七第六項ノ規定ハ第二百一十二条第七項ノ定款ノ定(監査役二閑スル部分ニ限ル)ハ之ヲ廢止シタルモノト看做ス

第二百一十七条に次の二条を加える。

住所地ヲ以テ営業所又ハ支店ノ所在地ト、日本ニケル代表者ヲ以テ支店ト、外国会社ガ日本ニ営業所ヲ設ケタルトキハ其ノ営業所ヲ以テ支店ト看做ス

第四百八十一条 第十九条及第二十条第一項ノ規定ハ日本ニ営業所ヲ設ケザル外国会社ノ登記シタル商号ニハ之ヲ適用セズ

第四百八十三条中「始メテ」を「初メテ」に改め、「営業所」の下に「未ダ日本ニ営業所ヲ設ケタルモノト為シタル日本ニ於テ」を削る。

第四百八十五条第三項中「其ノ営業所ヲ閉鎖に加える。」を「日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコト」に改め、同条に次の二条を加える。

第四百八十三条ノ二 第四百七十九条第一項ノ規定ハ日本ニ於ケル承認ト同種ノ又ハ之ニ類似スル同種ノ又ハ最モ之ニ類似スル会社ガ株式会社ナルモノノ日本ニ於ケル代表者ノ住所」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第四百八十三条ノ二 第四百七十九条第一項ノ規定ヲ為シタル外国会社ニシテ日本ニ成立スル後日本ニ営業所ヲ設ケタルトキハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地ニ於テハ三週間に内ニ営業所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ営業所ノ所在地ニ於テハ四週間に内ニ第二項及第三項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ヲ登記スルヲ以テ足ル

第四百九十四条第一項第二号及び第三号中「第二百八十条ノ三十九第三項及第三百四十一号ノ十五第三項」を「第二百八十条ノ三十九第四項及三百四十一号ノ十五第四項」に改める。

第四百九十八条第一項第八号を次のように改める。

第四百九十九条第一項第二項ノ規定ニ依リ登記スペキ事項ヲ登記スル場合ニ於ケル登記ニ之ヲ準用ス

第二百八十三条第四項但書及第五項ノ規定ハ前項ノ公告ニ、第一百八十八条第一項第十号ノ登記ヲ為シタル外國会社ハ其ノ全テノ日本ニ於ケル代表者ガ退任セントスルコトヲ要ス此ノ場合

継続シテ為スコトヲ止ムベキコト及其ノ」に改め、同項第一号中「営業所ノ設置」を「営業」に改め、同項第二号中「ニ定ムル」を「第四項ノ」に改め、同項第三号中「外国会社ノ」の下に「日本ニ於ケル」を加え、「営業所ニ於テ」を削る。

第四百八十五条第三項中「其ノ営業所ヲ閉鎖に加える。」を「日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ止メタル」に改め、同条に次の二条を加える。

三十一条ノ五第五項又ハ第二百三十条ノ八第一項ノ規定ニ
二項(同条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定二違反シテ株券ノ名義書換ヲ為シタルトキ
十六ノ四 第二百三十条ノ八第四項ノ規定ニ
違反シテ同項各号ニ定ムル行為ヲ為シ又ハ
同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項(第
四号乃至第六号ヲ除ク)ノ規定ニ違反シテ
同条第七項ニ於テ準用スル同条第四項第一
号乃至第三号ニ定ムル行為ヲ為シタルトキ
第四百九十八条第一項第十七号中「若ハ第二
百九十四条第二項」を「第二百九十四条第三項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に改め、同項第十一
号中「端株原簿」の下に「株券喪失登録簿」を
加え、同項第二十一号中「準備金」を「資本準備
金又ハ利益準備金」に改める。
第四百九十九条中「取締役」の下に「執行役」
を加える。
(有限会社法の一部改正)
第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)
の一部を次のように改正する。
第十二条ノ一第三項中「第二百七十三条第一項
後段」を「第二百七十三条第二項(第一号ヲ除ク)」
に改める。
第十五条の次に次の一条を加える。
第十五条ノ一 第十四条第一項ノ規定ハ第二
条ノ二第三項ニ於テ準用スル商法第二百七十三
条第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評価(以下本
条ニ於テ証明等ト称ス)ヲ為シタル者ニ、同
法第二百九十三条第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ
為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ
之ヲ準用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之
ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証明シタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十六条中「前二条」を「第十四条(前条ニ於テ
準用スル場合ヲ含ム)及第十五条」に改める。

第十九条第四項中「及第四項前段」を「乃至第四項及第八項及第七項前段」に改める。
第二十八条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第十六条ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五十
四条第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

八十四条及「第一項第二項第三項前段第四項乃至第八項、第四百八十一条乃至第四百八十二条及第四百八十三条ノ三乃至」に改める。
第七十八条第二項中「監査役若ハ商法第百八十八条第三項、第二百五十八条第二項若ハ第二百八十一条第一項」を「執行役株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下商法特例法ト称ス)第二十一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ第八十五条第二項ニ於テ同ジ、監査役若ハ商法第六十七条ノ二(同法第百八十八条第三項又ハ商法特例法第二十一条の十四第七項第一号ニ於テ準用スル場合ニ限ル若ハ商法第二百五十八条第二項(同法第二百八十八条第一項及商法特例法第二十一条の十四第七項第五号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、

第十九条第四項中「及第四項前段」を「乃至第四項及第十五項ノ二」に改め、同項に次のただし書きを加える。
第二十八条第三項中「同第六項」を「同第一条第七項」に改める。
第四十条第四項中「及第三項」を「乃至第四項及第十五項ノ二」に改め、同項に次のただし書きを加える。
法第一百九十七条ヲ準用スル部分及第十五条ノ二ノ規定中第十四条第一項ヲ準用スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ
第四十一条中「第二百五十二条ノ」を「第二百五十三条ノ」に改める。
第四十二条第二項を削る。
第四十三条に次の二項を加える。
第一項第一号乃至第三号ニ掲タルモノ及附属明細書ニ記載又ハ記録スペキ事項及其ノ記載又ハ記録ノ方法ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十六条第一項中「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四乃至第二百八十六条ノ三、第二百八十七条ノ二乃至第二百八十八条ノ一、第二百八十九条第一項本文第二項第三項」を「第二百八十八条、第二百八十八条ノ二、第二百八十九条第一項本文第二項乃至第四項」に改め、同項に次の二項を加える。
但シ同法第二百八十九条第四項ニ於テ準用スル同法第三百七十六条第一項ノ規定中最終ノ貸借对照表ニ闇スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ
第五十五条ノ二 第五十四条第一項ノ規定ハ第二百八十二条ノ三第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十三条ノ八第二項ニ於テ準用スル同法第二百八十三条第二項第三号ノ証明又ハ鑑定評価(以下本条ニ於テ証明等ト称ス)ヲ為シタル者ニ、同法第二百九十三条第二項ノ規定ハ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ虚偽ノ証明等ヲ為シタル場合ニ之ヲ准用ス但シ其ノ証明等ヲ為シタル者ガ之ヲ為スニ付注意ヲ怠ラザリシコトヲ証

明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第五十六条ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五十
四条第一項ノ場合ニテラ準用ス
第五十八条第一項本文中「商法」の下に「第三
百七十五条第二項」を加え、同項ただし書中
但シ」の下に「同法第三百七十六条第一項ノ規
定中最終ノ貸借対照表ニ闕スル部分及」を加
え、同條第二項中「及第二項」を「乃至第三項」に
改め、同條に第一項として次の一項を加える。
資本減少ノ決議ニ於テハ減少スベキ資本ノ額
及左ノ各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ
定ムル事項ニ付決議アルコトヲ要ス此ノ場合
ニ於テハ第一号乃至第三号ニ定ムル金額ノ合
計額ハ減少スベキ資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得
ズ
一 社員ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ
金額
二 持分ノ消却ヲ為ス場合 消却スベキ持
分 消却ノ方法及消却ニ要スベキ金額
三 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ
充ツルベキ金額
四 出資一口ノ金額ヲ減少スル場合 減少ス
ベキ金額
五 持分ノ併合ヲ為ス場合 併合ノ割合
第六十三条第一項ただし書中「但シ」の下に
同法第四百十一條第一項ノ規定中最終ノ貸借
対照表ニ闕スル部分及」を加え、同條第二項中
及第二項」を「乃至第三項」に改める。
第六十三条ノ六第一項ただし書中「但シ」の下
に「同法第三百七十四条ノ四第一項ノ規定中最
終ノ貸借対照表ニ闕スル部分及」を加え、同條
第六十三条ノ九第一項ただし書中「但シ」の下
に「同法第三百七十四条ノ二十第一項ノ規定中最
終ノ貸借対照表ニ闕スル部分及」を加え、同
條第二項中「及第二項」を「乃至第三項」に改め

八十四条及「第一項第二項第三項前段第四項乃至第八項、第四百八十一条乃至第四百八十二条及第四百八十三条ノ三乃至」に改める。
第七十八条第二項中「監査役若ハ商法第百八十八条第三項、第一百五十八条第二項若ハ第二百八十条第一項」を「執行役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下商法特例法ト称ス)第二十一条の五第一項第四号ニ規定スル執行役ヲ謂フ第八十五条第一項ニ於テ同ジ、監査役若ハ商法第六十七条ノ二(同法第百八十八条第三項又ハ商法特例法第二十二条の十四第七項第一号ニ於テ準用スル場合ニ限ル若ハ商法第二百五十八条第一項(同法第二百八十五条第一項及商法特例法第二十二条の十四第七項第五号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、「裁判所又ハ」を削る。

社」を加え、同条第五項中「会社又は」を「大会社又は」に改め、「子会社」の下に「若しくは連結子会社」を、「取締役」の下に「執行役」を加える。

第九条及び第十一条中「会社」を「大会社」に改める。

第十六条第一項ただし書及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条第五項中「会社」に改める。

第十七条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第十八条第一項中「会社に」を「大会社に」に、

「会社又は」を「大会社又は」に、「取締役」を「取締役、執行役」に改め、同条第二項及び第三項中「会社」を「大会社」に改め、同条に次の二項を加える。

4 大会社の監査役は、その連結子会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねることができる。

5 大会社は、商法第二百二十二条第一項第六号に掲げる事項(監査役に関するものに限る)について内容の異なる数種の株式を発行する場合には、監査役を選任することができる種類の株式について、定款をもつて、同条第二項に規定する株式の内容として、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 監査役であつて第一項に規定する者以下この条において「社外監査役」という)を選任することの要否

二 前号の定めにより社外監査役を選任すべき場合における選任すべき社外監査役の数

三 前一号の定めにより選任すべき社外監査役の全部又は一部を他の種類の株主と共同して選任するものとするときは、当該株主の有する株式の種類及び共同して選任する社外監査役の数

四 前二号に掲げる事項を変更する条件があるときは、当該条件及び当該条件が成就し

た場合における変更後の前三号に掲げる事項

会社に対して会計に関する報告を求め、又は連結子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 商法第二百七十四条ノ三第一項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条の前の見出しを削る。

第二十一条を次のように改める。

(大会社又はみなしだ大会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第二十条 大会社である株式会社であつて、第二条第一項及び第三条から前条までの規定

(以下「大会社特例規定」という。)の全部の適用があるものが、第一条の二第一項各号のい

ずれにも該当しなくなった場合においては、

当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時まで

は、大会社特例規定を適用する。

みなし大会社である株式会社であつて、第

四条第二項第一号並びに第七条第三項及び第五項中連結子会社に関する部分、第十八条第三項、第十九条の二並びに第十九条の三の規定(以下「大会社連結特例規定」という。)以外の大会社特例規定(以下「みなし大会社特例規定」という。)の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが、次のいずれかに該

当することとなつた場合には、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。

2 第二項に規定する株式会社が第一条の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

3 第二項に規定する株式会社が第一項の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

4 第二項に規定する株式会社が第一項の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

5 第二項に規定する株式会社(資本の額が一億円を超えるものに限る。)が定款を変更して第二条第二項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会(当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。)の終結の時までは、みな

の三十六までの規定(以下「委員会等設置会社特別規定」という。)の適用があるものを除く。)が第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、その後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

2 大会社以外の株式会社であつて、みなしだ大会社特例規定の適用があり、大会社連結特例規定の適用がないものが第一条の二第一項第一号に該当することとなつた場合には、当該株式会社が当該定時総会の終結の時までに第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつたときであつても、当該定時総会の終結の時までは、みなし大会社特例規定を適用する。

3 第二項に規定する株式会社が第一項の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

4 第二項に規定する株式会社が第一項の二第一項第二号に該当することとなつた場合には、当該株式会社については、最終の貸借対照表に係る決算期に関する定時総会の終結の時までは、大会社特例規定は、適用しない。

5 第二項に規定する株式会社(資本の額が一億円を超えるものに限る。)が定款を変更して第二条第二項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、その後最初に招集される定時総会(当該定款の定めを設けた株主総会が定時総会であるときは、当該定時総会を含む。)の終結の時までは、みな

6 商法第二百五十七条ノ五の規定は、同法第二百二十二条第七項の定款の定め(監査役に関するものに限る。)がある大会社において、第一項の規定により選任すべき社外監査役の員数を欠き、当該員数に足りる数の社外監査役を選任すべき株主が存在しない場合について準用する。

第十九条の二第一項及び第三項並びに第十九条中「会社」を「大会社」に改める。

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第二百八号(その一) 商法等の一部を改正する法律案

し大会社特例規定は、適用しない。

第二十一条の二の前に次の節名を付する。

第三節 議決権を有する株主の数が千人以上の大会社に関する特例

第二十一条の二及び第二十一条の三第一項から第三項までの規定中「会社」を「大会社」に改めらる。

第二十一条の四の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条中「会社」を「大会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十一条の二第一項の大会社についての商法第二百三十九条ノ三第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定中「前

条第四項」とあるのは、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第二項」とする。

第二十一条の四の次に次の一節を加える。

第四節 委員会等設置会社に関する特例

(委員会及び執行役の設置等)

第二十一条の五 委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 指名委員会
- 二 監査委員会
- 三 報酬委員会
- 四 一人又は数人の執行役

(取締役の任期及び権限)

第二十一条の六 取締役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定期総会の終結の時までとする。

2 取締役は、委員会等設置会社の業務を執行することができない。ただし、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(取締役会の権限等)

第二十一条の七 取締役会は、次に掲げる事項

その他委員会等設置会社の業務を決定し、取

締役及び執行役の職務の執行を監督する。

一 経営の基本方針

二 監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項

三 執行役が數人ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令關係その他の執行役の相互の関係に関する事項

四 第二十一条の十四第三項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

2 取締役会は、委員会等設置会社の業務の決定を取締役に委任することができない。

3 取締役会は、次に掲げる事項を除き、その決議により、委員会等設置会社の業務の決定を執行役に委任することができる。

四 第二十一条の十四第三項各号に掲げ

る行為の内容の決定(同項の株主総会の決議によらずに他の会社の営業全部の譲受けを行う場合を除く。)

五 商法第二百四十五条第一項ただし書に規定する取締役の決定

六 商法第二百六十四条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認又は同法第二

条第五号において準用する場合を含む。)の規

定による決定

七 商法第二百六十五条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認

八 商法第二百八十条ノ三十三第一項ただ

し書の規定による新株予約権の譲渡の承認

九 株式交換契約書の内容の決定(その委

員会等設置会社において商法第三百五十三

条第一項の株主総会の承認を得ないで株式

の定めに基づく金銭の分配

十 六 商法第二百八十三条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認

十一 商法第二百九十三条ノ五第一項の定

定による決定

十二 商法第二百九十六条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認

十三 商法第二百九十九条第一項ただし書に

ノ五第一項後段において準用する場合を含む。)の規定による株式の譲渡の相手方の指

定

九 商法第二百三十二条の規定による株主總

会の招集の決定

十 株主総会に提出する議案(取締役及び会

計監査人の選任及び解任並びに会計監査人

を再任しないことにに関するものを除く。)の

内容の決定

十一 商法第二百四十五条第一項各号に掲げ

る行為の内容の決定(同項の株主総会の決

議によらずに他の会社の営業全部の譲受け

を行う場合を除く。)

十二 商法第二百四十六条第一項に規定する

契約の内容の決定

十三 商法第二百五十九条第一項ただし書に

規定する取締役の決定

十四 商法第二百六十四条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認又は同法第二

条第五号において準用する場合を含む。)の規

定による決定

十五 商法第二百六十五条第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認

十六 商法第二百八十三条ノ五第一項(第二十一

条の十四第七項第五号において準用する場

合を含む。)の規定による承認

十七 商法第二百九十三条ノ五第一項の定款

の定めに基づく金銭の分配

十八 株式交換契約書の内容の決定(その委

員会等設置会社において商法第三百五十三

条第一項の株主総会の承認を得ないで株式

の定めに基づく株式の譲渡の承認及び同法第

二百四条ノ二第五項前段(同法第二百四条第

二十一 条の二第一項に規定するも

のの承認

一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

二十一 分割契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

二十二 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第四百八条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

二十三 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

二十四 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

二十五 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

二十六 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

二十七 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

二十八 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

二十九 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

三十 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

三十一 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

三十二 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

三十三 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

三十四 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

三十五 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで新設分割を行ふ場合を除く。)

三十六 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで吸収分割を行う場合を除く。)

三十七 合併契約書の内容の決定(その委員

会等設置会社において商法第二百七十四条第一項の株主総会の承認を得ないで合併を行う場合を除く。)

三十八 合併契約書の内容の決定(その委員

- 2 前項後段の規定により執行役が選任された場合であつても、委員会等設置会社の成立の前においては、執行役は、その権限を行使することができない。ただし、商法第二百八十八条に定める登記に関する事務については、この限りでない。
- 3 執行役の任期は、就任後一年以内の最終の決算期に関する定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。
- 4 委員会等設置会社は、定款によつても、執行役が株主でなければならない旨を定めることができない。
- 5 取締役は、執行役を兼ねることができる。執行役は、いつでも、取締役会の決議をもつて解任することができる。
- 6 前項の規定により解任された執行役は、その解任について正当な理由がある場合を除き、委員会等設置会社に対し、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。(執行役の取締役会に対する報告義務等)
- 第二十一条の十四 執行役は、三月に一回以上、取締役会において、自己の職務の執行の状況を報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人(他の執行役に限る)により当該報告をすることができる。
- 2 執行役は、取締役会の要求があつたときは、取締役会に出席し、取締役会の求めた事項について説明をしなければならない。
- 3 執行役は、第二十一条の七第一項第四号の取締役に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、取締役会の招集を請求することができる。
- 4 商法第二百五十九条第三項の規定は執行役が前項に規定する請求をする場合について、同条第四項の規定は前項に規定する請求があつた場合における当該請求をした執行役について準用する。
- 5 執行役は、委員会等設置会社に著しい損害ができる。

- 6 執行役は、商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条、第二百八十九条ノ十五第一項、第三百六十三条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十四条ノ十二第一項、第三百七十一条ノ二十八第一項、第三百八十一条第一項、第四百五十五条第一項及び第四百二十八条规定する訴えの提起については、取締役とみなす。
- 7 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。
- 一 商法第六十七条ノ二 執行役の職務執行停止若しくは職務代行者選任の仮処分又は当該仮処分の変更若しくは取消し
- 二 商法第七十条ノ二 仮処分命令により選任された執行役の職務代行者
- 三 商法第二百三十七条ノ二 株主の求めた事項についての執行役の株主総会における説明
- 四 商法第二百五十四条第三項 委員会等設置会社と執行役との間の関係
- 五 商法第二百五十四条ノ二、第二百五十四条ノ三、第二百五十八条、第二百六十四条 及び第二百六十五条 執行役 (代表執行役)
- 第二十一条の十五 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、当該委員会等設置会社を代表すべき執行役(以下「代表執行役」といいう。)を定めなければならない。ただし、執行役の員数が一人である場合には、当該執行役が当然に代表執行役となるものとする。
- 2 委員会等設置会社は、取締役会の決議をもつて、数人の代表執行役が共同して当該委員会等設置会社を代表すべきことを定めることができる。

- 3 商法第二百六十六条第七項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して同法第二百六十四条第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。
- 4 商法第二百六十六条第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に對して負う損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。
- 5 商法第二百六十六条第十九項から第十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定にし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。

- 6 執行役は、次に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。
- 一 商法第二百九十条第一項の規定は、委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者者に対してその責めに任ずる。
- (取締役及び執行役の会社に対する責任)
- 第二十一条の十七 取締役又は執行役は、その任務を怠つたときは、委員会等設置会社に対し、これにより当該委員会等設置会社に生じた損害を賠償する義務を負う。
- 2 前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、すべての株主の同意がなければ免除することができない。
- 3 商法第二百六十六条第四項の規定は、取締役又は執行役が同法第二百六十四条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して同法第二百六十四条第一項に規定する取引をした場合における損害額の推定について準用する。
- 4 商法第二百六十六条第七項から第十六項まで及び第十八項の規定は、取締役が第一項の規定により委員会等設置会社に對して負う損害賠償義務の免除について準用する。ただし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。
- 5 商法第二百六十六条第十九項から第十三項までの規定は、第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役が第一項の規定にし、当該取締役が監査委員である場合においては、同条第九項及び第十三項の規定は、準用しない。
- 6 執行役は、次に掲げる規定は、当該各号に定める事項について準用する。
- 一 商法第二百九十条第一項の規定は、委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者者に対してその責めに任ずる。
- (表見代表執行役)
- 第二十一条の十六 委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者者に対してその責めに任ずる。
- 7 前項後段に定めるものほか、前三項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定めた規則による。

監査委員である場合においては、同法第二百六十六条第二十一項の規定は、準用しない。

6 商法第二百六十六条第七項から第十三項までの規定は、執行役が第一項の規定により委員会等設置会社に對して負う損害賠償義務の免除について準用する。この場合において、同条第十七項中「代表取締役」とあるのは、「代表執行役」と読み替えるものとする。

7 前項後段に定めるものほか、前三項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定めた規則による。

6 商法第二百九十条第一項の規定は、委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合においては、当該執行役がした行為について、善意の第三者者に対してその責めに任ずる。

7 前項後段に定めるものほか、前三項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定めた規則による。

員会等設置会社に対する支払義務を負うときは、当該額を控除した額)

2

前条第二項の規定は、前項の規定により執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の十九 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配(以下「配当等」という。)が同法第二百九十条

(第一項又は第二百九十三条ノ五第三項の規定に違反する場合において、これらの違反があることについて善意の株主は、自己の受けた配当等について、第二十一条の十七第一項又は前条第一項の規定により当該配当等の全部又は一部に相当する額を委員会等設置会社に弁済した取締役又は執行役からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

第二十一条の二十 取締役又は執行役は、商法第二百九十四条ノ一第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、委員会等設置会社に対し、当該財産上の利益の価額に相当する金銭を支払う義務を負う。この場合においては、同法第二百六十六条规定及び第三項の規定を準用する。

第二十一条の十七 取締役又は執行役の負う義務の免除について準用する。

第二十一条の二十一 商法第二百六十五条第一項(第二十一条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の承認を受けた同法第二百六十五条第一項に規定する取引により委員会等設置会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、当該委員会等設置会社に対し、当該損害を賠償する義務を負う。ただし、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 商法第二百六十五条第一項の取締役又は執行役

二 第二十一条の七第三項の規定による委任

三 第二十一条の七第三項の規定による委任

四 第二十一条の七第三項の規定による委任

五 第二十一条の七第三項の規定による委任

六 第二十一条の七第三項の規定による委任

七 第二十一条の七第三項の規定による委任

八 第二十一条の七第三項の規定による委任

九 第二十一条の七第三項の規定による委任

十 第二十一条の七第三項の規定による委任

十一 第二十一条の七第三項の規定による委任

十二 第二十一条の七第三項の規定による委任

十三 第二十一条の七第三項の規定による委任

十四 第二十一条の七第三項の規定による委任

十五 第二十一条の七第三項の規定による委任

十六 第二十一条の七第三項の規定による委任

十七 第二十一条の七第三項の規定による委任

十八 第二十一条の七第三項の規定による委任

十九 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十一 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十二 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十三 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十四 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十五 第二十一条の七第三項の規定による委任

二十六 第二十一条の七第三項の規定による委任

に基づき当該取引をすることを決定した執行役

に賛成した取締役(当該承認を受けた取引が委員会等設置会社と取締役との間の取引に反する場合に限る。)

前項の規定により取締役又は執行役の負う義務は、総株主の議決権の三分の二以上の多数をもつて免除することができる。この場合において、当該取締役又は当該執行役は、株主総会において、前項の取引についての重要な事実を開示しなければならない。

(取締役及び執行役の第三者に対する責任)

第二十一条の二十二 取締役又は執行役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該取締役又は当該執行役は、これにより第三者に生じた損害を賠償する義務を負う。

(監査委員が、監査委員会の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は監査委員会において当該記載のある監査報告書の承認の決議に賛成したときも、前項と同様とする。ただし、当該記載をし、又は当該賛成をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(現物出資財産の価格と実価)

第二十一条の二十四 現物出資の目的たる財産(以下この条において「現物出資財産」といふ。)の新株発行当時ににおける実価(以下この条において「実価」という。)が商法第二百八十二条ノ二第一項第三号の価格(以下この条において「予定価格」という。)に著しく不足する場合において、予定価格が第二十一条の七第三項の規定による委任に基づき執行役により定められたときは、当該執行役は、委員会等設置会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

(取締役会の決議により定められたときは、次

の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該決議に賛成した取締役 当該不足額を支払う義務を負う。

二 当該決議に係る議案を取締役会に提出した取締役(前号に掲げるものを除く。)又は執行役 当該不足額(現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額を限度とする。)

三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

する。ただし、その記載若しくは記録、登記又は公告をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 当該決議に係る議案を株主総会に提出した取締役 現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額

負う。

二 前号の議案の内容の決定に係る議案を取締役会に提出した取締役(この号に定める額が前号に定める額よりも低い場合における同号に掲げるものを除く。)又は執行役

現物出資財産についての当該議案における

価格と実価との差額

する。

(取締役及び執行役の連帶責任)

第二十二条の二十三 取締役又は執行役が委員会等設置会社又は第三者に生じた損害を賠償する義務を負う場合において、他の取締役又は他の執行役も当該損害を賠償する義務を負うときは、これらの者は、連帶債務者とす

る。

(現物出資財産の価格と実価)

第二十二条の二十四 現物出資の目的たる財産(以下この条において「現物出資財産」といふ。)の新株発行当時ににおける実価(以下この条において「実価」という。)が商法第二百八十二条ノ二第一項第三号の価格(以下この条において「予定価格」という。)に著しく不足する場合において、予定価格が第二十一条の七第三項の規定による委任に基づき執行役により定められたときは、当該執行役は、委員会等設置会社に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

(取締役会の決議により定められたときは、次

の各号に掲げる者は、委員会等設置会社に対し、連帯して、それぞれ当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該決議に賛成した取締役 当該不足額を支払う義務を負う。

二 当該決議に係る議案を取締役会に提出した取締役(前号に掲げるものを除く。)又は執行役 当該不足額(現物出資財産についての当該議案における価格と実価との差額を限度とする。)

三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

二十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

三十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

四十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

五十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

六十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

七十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

八十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

九十九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百七 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百八 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百九 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百十 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十一 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十二 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十三 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十四 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十五 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百一十六 第二十二条の二十一の二第一項の規定による委任

一百

役」とあるのは「取締役(監査委員会ヲ組織スルモノヲ除ク)」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 商法第二百六十七条规定は、執行役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十八条规定中「第二百六十六条规定第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第二項(同法第二十一条の十八第一項及び第二十二条第二項に於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第八項中「第二百六十六条规定第五項」とあるのは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十七第六項」に於テ準用スル第二百六十八条规定第九項」と読み替えるものとする。

(計算書類の作成等)

第二十一条の二十八 取締役会が指定した執行役は、毎決算期に、次に掲げるもの及びその附属明細書を作成し、取締役会の承認を受けなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2 商法第三十三条ノ二第一項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げるものについて準用する。

3 商法第二百八十二条第三項の規定は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書の作成について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役」とあるのは、「執行役」と読み替えるものとする。

4 第一項各号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査(同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、同項の規定による取締役会の承認を受ける前に、会計監査人の監査(同項第三号に掲げるもの及びその附属明細書については、会計監査人に交付しなければならない。

委員会の監査を受けなければならない。

5 商法第二百八十二条第五項の規定は、第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその附属明細書について準用する。

(計算書類の提出期限等)

第二十一条の二十七 前条第一項の執行役は、定期時総会の会日の八週間前までに、同条各号に掲げるものを監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

2 前項の執行役は、前項の規定により前条第一項各号に掲げるものを提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査委員会及び会計監査人に提出しなければならない。

3 前条第二項又は第三項の場合においては、第一項の執行役は、前二項の規定による同条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書の提出に代えて、同条第二項において準用する商法第三十三条ノ二第一項又は前条第三項において準用する同法第二百八十二条第三項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同条各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に監査報告書を監査委員会及び同項の執行

役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

1 第十四条第三項第一号及び第二号に掲げたる事項

一 第十三条第二項第一号に掲げる事項
記載しなければならない。

2 第二十二条の七第一項第二号に掲げる事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由

3 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

3 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき、説明を求めることができる。

4 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

5 商法第二百八十二条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合においては、当該執行役は、前二項の規定により前条第一項各号に掲げるもの又はその附属明細書を提出したものとみなす。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同条各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に監査報告書を監査委員会及び同項の執行

役に提出しなければならない。

2 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、監査委員は、当該監査報告書に自己の意見を付記することができる。

1 第十四条第三項第一号及び第二号に掲げたる事項

一 第十三条第二項第一号に掲げる事項
記載しなければならない。

2 第二十二条の七第一項第二号に掲げる事項についての取締役会の決議の内容が相当でないと認めるときは、その旨及び理由

3 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

3 監査委員は、会計監査人に対して、第一項の監査報告書につき、説明を求めることができる。

4 第二十二条の二十六第一項の附属明細書に、記載すべき事項の記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨(会計に関する部分に限る。)

5 商法第二百八十二条第三項の規定は第一項の監査報告書の作成について、前条第三項及び第四項の規定は第一項の監査報告書の提出について準用する。この場合においては、当該執行役とあるのは「会計監査人」と、同条第四項中「会計監査人」とあるのは「第二十二条の二十六第一項の執行役」と、「第一項の執行役」とあるのは「会計監査人」と読み替えるものとする。

4 前条第二項又は第三項の場合において、監査委員会又は会計監査人の請求があるときは、第一項の執行役は、前三項の規定にかかるわらず、当該請求をした者に対し、前三項の規定により前項の電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供すべき時期までに、当該情報の内容を記載した書面を交付しなければならない。この場合においては、同条各号に掲げるものを受領した日から四週間以内に監査報告書を監査委員会及び同項の執行

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第六条の二第一項	監査役会	監査委員会
第六条の二第二項	監査役会が選任した監査役	監査委員会が指名した監査委員
第六条の四第一項	監査役会	監査委員会
第八条第一項	監査役会	監査委員会
第八条第二項	監査役	監査委員会が指名した監査委員
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五十八条第一項第三号	取締役	執行役
第一百八十九条第一項	発起人又ハ取締役	発起人、取締役又ハ執行役
第一百八十一条ノ一第二項	依リ買受ヲ為シタル取締役	依ル買受ヲ為ス旨ノ取締役会ノ決議ニ於テ其ノ決議ニ賛成シタル取締役又ハ取締役会ノ委任ニ基キ其ノ買受ヲ為ス旨ヲ決定シタル執行役ハ
第一百六十一条ノ一第二項	取締役ガ	取締役又ハ執行役ガ
第二百六十六条第二項第三項	監査役	監査委員会
第二百六十六条第三項	取締役	取締役又ハ執行役
第二百三十八条	監査役	監査委員会
第二百七十二条	取締役	執行役
第二百八十三条ノ一第一	取締役	執行役
第二百三十九条第六項	取締役	執行役
第二百八十二条	取締役	執行役
第二百八十三条ノ十三第一	取締役	執行役
第二百八十四条ノ二第一	取締役	執行役
第二百八十五条ノ五第五	分配ヲ為シタル取締役ハ	分配ノ決議ニ賛成シタル取締役及分配ヲ為シタル執行役(其ノ金銭ノ分母会ニ提出シタル執行役ヲ含ム)ハ

2 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 前一項に定めるもののほか、委員会等設置会社についてのこの法律及び商法の規定の適用に関して必要な技術的読み替えは、政令で定める。

項第一百九十三条ノ五第七	取締役ガ	取締役又ハ執行役ガ
項第二百六十六条第二項第三項	取締役	取締役又ハ執行役

三 第一条の二第三項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

2 委員会等設置会社である株式会社(みなし大会社に限る)であつて、第二十一条の八第

七項(連結子会社に関する部分に限る)、第二十二条の十第二項(連結子会社に関する部分に限る)及び第二十二条の三十二(以下「委員会等設置会社連結特例規定」という。)以外

の委員会等設置会社特例規定の適用があり、

委員会等設置会社連結特例規定の適用がない

ものが、次の各号のいずれかに該当すること

となつた場合においては、当該株式会社につ

いては、その後最初に到来する決算期に関する

定期総会の終結の時までは、委員会等設置

会社連結特例規定以外の委員会等設置会社特

例規定及びみなし大会社特例規定を適用す

る。

一 前項第一号又は第三号に掲げるとき。

二 第二条第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

(新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置)

第一項第一号又は第三号に掲げるとき。

二 第二条第二項の定款の定めを廃止する旨の定款の変更があつたとき。

(新たに委員会等設置会社となる場合の経過措置)

第二十一条の三十八 大会社又はみなし大会社である株式会社(委員会等設置会社特例規定の適用があるものを除く)が定款を変更して

第一条の二第二項の定款の定めを設けた場合においては、当該株式会社については、そ

の最初に招集される定期総会(当該定款の定めを設けた株主総会が定期総会であるときは、当該定期総会を含む)の終結の時まで

は、委員会等設置会社特例規定は、適用しな

い。この場合においては、当該株式会社につ

く。

二 第一条の二第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき(前号に該当する場合を除く)。

いでは、当該定時総会の終結後は、第二十一
条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第一項に規定する場合(同項の株式会社が
みなし大手会社である場合に限る)において、同
項の株式会社が、同項の定時総会の終結後
においても第二十一条第一項の規定により大手
会社特例規定の適用を受けるものとされるとき
は、当該株式会社については、当該定時総会
の終結後、同項に規定する定時総会の終結の時
まで、委員会等設置会社連続特例規定を適
用する。

(みなし大手会社が大手会社となる場合の経過措
置)

第二十一条の三十九 大手会社以外の株式会社で
あつて、委員会等設置会社連続特例規定以外
の委員会等設置会社連続特例規定の適用があり、
委員会等設置会社連続特例規定の適用がない
ものが、第一条の二第一項第一号に該当する
こととなつた場合には、当該株式会社につ
いては、その後最初に到来する決算期に関する
定時総会の終結の時までは、委員会等設置会
社連続特例規定及び大手会社連続特例規定は、
適用しない。この場合においては、当該株式
会社(第二十一条の三十七第二項の規定の適
用があるものを除く)が、当該定時総会の終
結の時までは第二十一条の三十七第一項各号
のいずれかに該当することとなつたときであ
り、当該定時総会の終結の時までは、委
員会等設置会社連続特例規定以外の委員会等
設置会社連続特例規定及びみなし大手会社特例規定
を適用する。

2 前項に規定する株式会社が第二十一条
項第二号に該当することとなつた場合には、
当該株式会社については、最終の貸借対照表
に係る決算期に関する定時総会の終結の時ま
では、委員会等設置会社連続特例規定及び大
手会社連続特例規定は、適用しない。この場合
においては、当該株式会社が、第二十一条の

三十七第一項の規定の適用があるものである
ときは、当該定時総会の終結後、同項に規定
する定時総会の終結の時までは、委員会等設
置会社連続特例規定を適用する。

〔第三章 資本の額が一億円以下の株式会社
に関する特例〕を「第三章 小手会社に関する特
例」に改める。

第二十二条第一項中「資本の額が一億円以下
の株式会社第二条第二号に該当するものを除
く。以下この章において「会社」という。」を小
会社に改め、同条第二項第二号、第三項及び
第四項中「会社」を「小手会社」に改める。

第二十四条の見出し中「会社と」を「小手会社と」
に改め、同条中「会社」を「小手会社」と改める。

第二十五条中「会社に」を「小手会社に」に、「第
二百八十九条第三項」を「第二三百八十九条第四
項」に改める。

第二十六条の前の見出しを削り、同条を次の
よう改める。

(小手会社に該当しなくなる場合の経過措置)

第二十六条 小手会社である株式会社であつて第
二十二条から前条までの規定(以下「小手会社特
例規定」という。)の適用があるものの資本の
額が一億円を超えることとなつた場合においては、
当該株式会社については、その後最初に到来する
決算期に関する定時総会の終結の時までは、小手
会社特例規定は、適用しない。

第二十七条第二項中「第二条第二号」を「あ
つて第二条の二第一項第一号」に、「第二十二条から
前条までの規定」を「小手会社特例規定」
に改める。

第二十八条の前に見出しとして「(会計監査人
等の汚職の罪)」を付し、同条第一項中「その職
務」を、「その職務」に、「不正の請託を受け」を
「不正の請託を受けて」に、「これを要求し、
若しくは約束した」を「その要求若しくは約束を
したに改め、同条第二項中「その職務」を、「そ
の職務」に、「不正の請託を受け」を、「不正の請
託を受けて」に、「これを要求し、若しくは約束
した」を「その要求若しくは約束をした」に、「会
計監査人の職務」に、「会計監査人の職務」に
に、「その供与を要求し、若しくは約束した」を

3 前二項の株式会社の監査役は、次の各号に
掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める
時に、退任する。

一 第一項本文に規定する場合に該当しない場
合 同項本文の定時総会の終結の時
二 第一項本文に規定する場合及び同項ただ
し書に規定する場合のいずれにも該当する
場合 同項ただし書に規定する定時総会の
終結の時

三 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

四 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

五 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

六 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

七 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

八 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

九 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十一 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十二 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十三 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十四 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十五 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十六 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

十七 前項に規定する場合に該当する場合 同
項の定時総会の終結の時

「その供与の要求若しくは約束をした」に改め
る。

第二十九条の次に次の九条を加える。
(執行役等の特別責任罪)

第二十九条の二 執行役、仮処分命令により選
任された執行役の職務を行つて者又は第二
十二条の十四第七項第五号において準用する
商法第二百五十八条第二項前段に規定する一
時執行役の職務を行つべき者が、自己若しく
は第三者の利益を図り又は株式会社に損害を
加える目的で、その任務に背く行為をし、當
該株式会社に財産上の損害を加えたときは、當
年以下懲役若しくは五百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
(会社財産を危うくする罪)
第二十九条の三 前条第一項に掲げる者は、次
の各号のいずれかに該当する場合には、五年
以下となつた場合(第二条の二第一項第一号に
該当するときを除く)においては、當該株式
会社については、その後最初に到来する決算
期に関する定時総会の終結の時までは、小手
会社特例規定は、適用しない。

第二十九条の四 株式会社の計算において不正にその株式を取
得したとき。
二 何人の名義をもつてするかを問わず、株
式会社の計算において不正にその株式を取
得したとき。

三 法令又は定款の規定に違反して、利益若
しくは利息の配当又は商法第二百九十三条
ノ五第一項の金銭の分配をしたとき。

四 株式会社の営業の範囲外において、投機
取引のために株式会社の財産を処分したと
き。

〔虚偽文書行使罪〕
第一二十九条の四 第二十九条の二第一項に掲げ
る者が、株式、新株予約権又は社債の募集に
おいては、当該株式会社が、第二十一条の

当たり、株式申込証、新株予約権申込証、社債申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙、日論見書、株式、新株予約権若しくは社債の募集の広告その他株式、新株予約権若しくは社債の募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(預合の罪)

第二十九条の五 第二十九条の二第一項に掲げたときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条の六 第二十九条の二第一項に掲げた者が、株式の発行に係る払込みを仮装するため預合を行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合に応じた者も、同様とする。

(株式の超過発行の罪)

第二十九条の六 第二十九条の二第一項に掲げた者が、株式会社が発行する株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

第二十九条の七 第二十九条の二第一項に掲げた者が、株主の権利の行使において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額額を追徴する。

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第二十九条の十 第二十九条の二第一項に掲げた者が、株主の権利の行使に関し、株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益を人に供与したときは、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処する。

第二十九条の七 第二十九条の二第一項に掲げた者が、その職務に関し、不正の請託を受けたて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百円以下の罰金に処する。

(会社荒らし等に関する贈収賄罪)

第二十九条の八 第二十九条の二第一項に付して準用する商法第二百六十七第三項若

しくは第四項に規定する訴えの提起又は第二十一条の二十五第二項において準用する同法第二百六十八第二項に規定する訴訟参加に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

(没収及び追徴)

(没収及び追徴)

第二十九条の九 第二十九条の七第一項又は前条第一項の場合において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額額を没収する。

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

第二十九条の十 第二十九条の二第一項に掲げた者が、株主の権利の行使において、犯人が收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額額を没収する。

(株主の権利の行使に関する利益供与の罪)

条第一項を「第二十九条の二第一項に掲げる者、商法第四百九十八条第一項に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第十二号を第十七号とし、第十一号を第十八号とし、第十号を第二十号とし、同項第九号の二中「の決議」を「(第

二十一条の三十一第三項において準用する場合号とし、同項第十四号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「第十五条」の下に「、第十九条の二第五

項若しくは第二十一条の三十二第五項」を加え、同号を同項第十三号とし、同項中第七号を

同項第十四号とし、第三号から第六号までを削り、同項第十一号を第十二号とし、第一号の三を第十一号とし、第一号の二を第九号とし、第一号を第八号

とし、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠つたと

き。

二 この法律又はこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をし

たとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法に定める開示をすることを怠つたと

き。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を妨げたとき。

五 正當の理由がなく、第一条の四第一項の規定、同条第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十二条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定

第七条第一項の規定、第二十二条の三第六項において準用する同法第二百三十九条第七項の規定、第二十二条の九第五項の規定

十九 第二十二条の十四第七項第三号において準用する商法第二百三十七ノ三の規定に違反して、株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

二十 第二十二条の十四第七項第五号において準用する商法第二百六十四条第二項又は

第一百六十五条第三項の規定に違反して、

又は第二十二条第二項の規定による帳簿に係る閲覧若しくは謄写又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

六 この法律の規定による議事録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する議案、連結計算書類若しくは監査報告書又は第二十二条の二の二の書類若しくは第二十二条の二十六第一項の附属明細書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第一条の四第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十二条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項の規定、第十五条において準用する同法第二百八十二条第一項の規定、第二十二条の三第三項、第十一号を第十二号とし、第一号の二を第九号とし、第一号を第八号とし、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

一 この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記をすることを怠つたと

き。

二 この法律又はこの法律において準用する商法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をし

たとき。

三 この法律又はこの法律において準用する商法に定める開示をすることを怠つたと

き。

四 この法律又はこの法律において準用する商法に定める調査を妨げたとき。

五 正當の理由がなく、第一条の四第一項の規定、同条第三項、第十八条の三第二項若しくは第二十二条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定

第七条第一項の規定、第二十二条の三第六項において準用する同法第二百三十九条第七項の規定、第二十二条の九第五項の規定

十九 第二十二条の十四第七項第三号において準用する商法第二百三十七ノ三の規定に違反して、株主総会において、株主の求めた事項について説明をしなかつたとき。

二十 第二十二条の十四第七項第五号において準用する商法第二百六十四条第二項又は

第一百六十五条第三項の規定に違反して、

取締役会に対する報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十一 第二十二条の三十二第一項の規定に違反して、取締役又は執行役に対する金銭の分配をしたとき。

違反して、株式申込証の用紙、新株引受権証書又は新株予約権申込証若しくは新株予約権付社債申込証の用紙(これらの書類の作成に代えて作るべき電磁的記録を含む。)に第一条の二第三項の定款の定めがある旨を記載せず、又は記録しなかつたとき。
第三十三条第二項中「第七条第三項」の下に「、第十九条の三又は第二十一条の十第二項」を加え、同条に次の二項を加える。

第二十九条の二第一項に掲げる者が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の場合に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

杜債原簿若しくはその複本(その作成に代えて電磁的記録の作成がされた場合におけるその電磁的記録を含む)、議事録、会計帳簿又は商法第三百五十四条第一項第二号、第三百六十条第一項(第三百七十二条第一項において準用する場合を含む)、第三百六十六条第一項第二号、第三百七十四条第一項第一号若しくは第三号、第三百七十四条第一項(第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む)、第三百七十四条ノ十八第一項第二号若しくは第三号、第四百八条ノ二第一項第二号若しくは第四百十四条ノ二第一項の書面に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

(現物出資等の目的である不動産についての詳
明及び鑑定評価に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第百七十三条第三項(旧商法第八十一条第二項、第二百四十六条第三項(この法律による改正前の有限会社法(以下「旧有限会社法」という。)第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二百八十条ノ八第一項(旧有限会社法第五十二条第三項において準用する場合を含む。)並びに旧有限会社法第十一条ノ二第三項において準用する場合を含む。)に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新商法第百七十三条ノ二第一項(新有限会社法第十二条ノ三において準用する場合を含む。)

二 新商法第一百八十二条第三項及び第一百八十四条第二項(これららの規定を新商法第二百四十六条第三項(新有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)

第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新商法第二百九十七条(新商法第二百四十六条第三項において準用する場合を含む。)

二 新商法第二百八十二条ノ三

三 新有限会社法第十五条ノ二(新有限会社法第四十条第四項において準用する場合を含む。)

商法第四百九十八条第一項第二号、第二号、第三号から第五号まで、第九号(同法第一百七十五条第二項に關する部分を除く。)、第十号(同法第一百七十五条第四項を同号に規定する他の規定により準用する場合に限る。)、第十一号、第十二号から第十四号まで、第十六号から第十八号ノ四まで、第二十号(同法第四百二十条第五項及び第四百三十条第二項に關する部分を除く。)、第二十一号又は第二十二号に掲げる場合

五 商法第三百七十四条ノ四第一項本文の規定、同条第二項、同法第三百七十四条ノ二十一項若しくは第四百十二条第一項において準用する同法第一百条第一項後段若しくは第三項の規定、同法第三百七十四条ノ二十第一項本文の規定又は同法第四百十二条第一項本文の規定に違反して、会社の分割又は合併をしたとき。

六 商法第三百七十六条第一項又は同条第二項において準用する同法第一百条第三項の規定に違反して、資本の減少をしたとき。

七 清算人に事務の引渡しをしなかつたとき。

八 執行役が株式の引受けによる権利を譲渡したときも、前項と同様とする。

の法律による改正後の商法(以下「新商法」という。)第百七十三条第三項(新商法第五十一条第二項、第二百四十六条第三項(新商法第五十二条第一項)による改正後の有限会社法(以下「新有限会社法」という。)第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二百八十一条ノ一(新有限会社法第五十二条ノ三第二項において準用する場合を含む。)並びに新有限会社法第十二条ノ三において準用する場合を含む。)

四 新有限会社法第五十五条ノ一
（株券に係る公示催告手続に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に公示催告手続及び仲裁手続一関スル法律(明治二十一年法律第二十九号)の規定により申し立てられた株券の無効宣言のためにする公示催告手続及び当該手続に係る株券に関しては、この法律の施行後も、なほ從前の例による。

前項の株券については、新商法第一百三十条から第二百三十条ノ九ノ一までの規定は、適用しない。ただし、同項の公示催告手続が除権判断決以外の事由により完結したときは、この限りでない。

(株主提案権等に関する経過措置)

600

たときも、前項と同様とする。

用する場合を含む。)
前項に規定する場合における同項に規定する
鑑定評価を記載し、又は記録した資料について
は、次に掲げる規定は、適用しない。

(株主提案権等に関する経過措置)
第四条 会日より八週間前の日がこの法律の施行の日前である株主総会又はある種類の株主の総会に関する新商法第二百三十二条ノ二第一項及

平成十四年五月二十二日 参議院会議録第一十六号(その一) 商法等の一部を改正する法律案

び第一項(新商法第二百二十二条第十項、第三百四十五条第三項(新商法第三百四十六条において準用する場合を含む)及び第四百三十条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

(総会招集請求権等に関する経過措置)

公告及び債権者に対する催告に関しても、第一項と同様とする。

項と同様とする。

第二項の規定により大会社連結特例規定(新商法特例法第二十一条第二項に規定する大会社連結

当することとなつた場合においては、当該大会
社については、その後最初に到来する決算期に
関する定時総会の終結の時までは、前条各号に
掲げる規定は、適用しない。

決算期において有価証券報告書提出会社に該当する大会社であった株式会社(前条各号に掲

算期に関する定期総会の終結の時までに有価証

券報告書提出会社に該当しないこととなつた場合においては、当該大会社については、当該該

当しないこととなつた時から当該定期総会の終結の時までは、第二項の規定にかかわらず、前

(商法中改正法律施行法の一部改正) 条各号に掲げる規定を適用する。

第十条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三条)の一部を次のように改正する。

第四十九条 第四十九条を次のように改める。

(商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改

正) 第十一条 商法及び株式会社の監査等に関する商

法の特例に関する法律の一部を改正する法律
(平成十三年法律第二百四十九号)の一部を次のよ

第二条のうち株式会社の監査等に関する商法
うに改正する。

の特例に関する法律第三十条第一項第十一号の改正規定及び附則第一条中「第三十条第一項第

十一号」を「第三十条第一項第十六号」に改め
る。

附則第十条中「株式会社で商法特例法第二条各号のいずれかに該当するもの」を「商法特例法

第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第
三項第二号に規定するみなし大会社に改め

三五第二号に於て「アーヴィングの死」に就く
る。

による。旧商法第三百七十四条ノ六第一項、三百七十四条ノ二十一第一項、三百七十四条ノ二十
三第一項又は第四百三十三条ノ三第一項に規定する場合であつて、この法律の施行前に分割計画書、分割契約書又は合併契約書を作成したときにおける公告及び債権者に対する催告に関する前項と同様とする。

この法律の施行前に資本減少を内容とする定款の変更の決議をした場合における有限会社の

は「新商法第四百八十四第第一項第一号中「第一四百七十九条第四項ノ」とあるのは、「商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第号)第一条ノ規定ニ依ル」改正前ノ本法第四百七十九条ニ定ムル」とする。
(連続計算書類に関する経過措置)
第八条 この法律による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「新商法特例法」という)第一条の二第一項に規定する大会社(新商法特例法第二十条第一項、第二十一条の三十七第一項又は第二十二条の三十八

報告書提出会社に該当しない大会社については、前条各号に掲げる規定は、適用しない。
前項の大会社が有価証券報告書提出会社に該当しないものとされる会社(以下「有価証券報告書提出会社」という)に該当しない大会社に関する前条各号に掲げる規定の適用については、当分の間、前条に定めるところによるほか、次項から第四項までに定めるところによる。

の特例に関する法律第三十条第一項第十一号の改正規定及び附則第一条中「第三十条第一項第十一号」を「第三十条第一項第十六号」に改める。

第八条 この法律による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「新商法特例法」という。)第一条の二第一項に規定する大会社新商法特例法第二十条第一項、第二十一条の三十七第一項又は第二十二条の三十八

報告書提出会社に該当しない大会社に提出すべきものとされる会社(以下「有価証券報告書提出会社」という)に該当しない大会社に於ける前条各号に掲げる規定の適用については、当分の間、前条に定めるところによるほか、次項から第四項までに定めるところによる。

の特例に関する法律第三十条第一項第十一号の改正規定及び附則第一条中「第三十条第一項第十一号」を「第三十条第一項第十六号」に改める。

第八条 この法律による改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「新商法特例法」という。)第一条の二第一項に規定する大会社新商法特例法第二十条第一項、第二十一条の三十七第一項又は第二十二条の三十八

報告書提出会社に該当しない大会社に提出すべきものとされる会社(以下「有価証券報告書提出会社」という)に該当しない大会社に於ける前条各号に掲げる規定の適用については、当分の間、前条に定めるところによるほか、次項から第四項までに定めるところによる。

の特例に関する法律第三十条第一項第十一号の改正規定及び附則第一条中「第三十条第一項第十一号」を「第三十条第一項第十六号」に改める。

審査報告書

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年五月二十一日

法務委員長 高野 博師

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか百一の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 倉田 寛之殿

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

(非訟事件手続法の一部改正)
第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十一

四号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条中「乃至第六条」を、「第四百四条並び第二百五条第一項及ビ第三項」に改める。

第一百二十六条第一項中「第二百六十三条第六項」を「第二百六十三条第七項」に改め、同条第

四項中「事件ハ」の下に「取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ営業所ノ」を、「所在地」の下に「営業所ヲ設ケザル場合ニ於テハ日本ニ於ケル代表者ノ住所地」を加える。

第一百二十九条第二項中「取締役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法(略称ス)第一條の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十八条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ同ジ」を加える。

第一百二十九条ノ二中「監査役」の下に「(委員会等設置会社ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ執行役及び商法特例法第二十一條の八第七項ニ規定スル監査委員(以下監査委員ト称ス))」を加える。

第一百三十五条ノ九第二項中「外国会社ノ」を「外国会社ガ日本ニ於テ取引ヲ継続シテ為スコトヲ止ムベキコト又ハ其ノ」に改める。

第一百三十五条ノ二十一中「第二百八十九条第三項」を「第二百八十九条第四項」に改める。

第一百三十五条ノ二十二中「第二百八十九条第五項」を「第二百八十九条第六項」に改める。

第一百三十五条ノ二十三中「監査役」の下に「(会社成立後ノ委員会等設置会社ニ在リテハ執行役及ビ監査委員)」を加える。

第一百三十九条ノ三中「監査役」の下に「(会社成立後ノ委員会等設置会社ニ在リテハ執行役及ビ監査委員)」を加える。

第一百三十九条第一項中「取締役」の下に「又ハ執行役」を加え、「疏明」を「疎明」に改める。

第一百三十二条ノ三中「第二百二十条第二項」の下に「及ビ第二百二十四条ノ五第一項(同法第二百二十四条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第一百三十二条ノ四第一項中「第二百八十条」を

条の九第六項、第二十一条の十四第七項第五号

及ビ第二十二条の十五第三項」に改める。

第一百三十二条ノ五第一項中「第二百七十二条」の下に「並ニ商法特例法第二十一条の十四第七

項」を「第二百六十三条第七項」に改め、同条第

四項中「事件ハ」の下に「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ六第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ七第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ八第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ九第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十一第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十四第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十五第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十六第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十七第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十八第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ十九第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十一第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十四第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十五第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十六第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十七第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十八第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ二十九第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ三十第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ三十一第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ三十二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ三十三第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第一百三十二条ノ三十四第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」を加える。

第三十六条第十項中「附屬明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七条の二「第十項中「」の条及び第一百一十二条において」を削り、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「前項」との下に「同法第二百六十九条第一項中「取締役」とあるのは「理事(農業協同組合法第三十条の一第四項ノ組合ニ在リテハ經營管理委員」とを加える。

第五十条の四中及び第三十四条から第三十一条まで」を、第三十五条及び第三十六条に改め、「二百八十五条ノ一、第二百八十五

八十七条ノ二」を削り、「第三十三条第一項、第二百八十五条ノ七から第二百八十六条ノ三ま

で及び第一百八十七条ノ一」を「及び第三十三条

第一二項」、「同法第二十三條第一項」、「同條第

第一項「同法第三條第一項」を「同法第一項」に改め、「第三十四條及び之後の削除」、「同法

第二百八十五條ノ六第一項中「子孫社立」あるの

は「子会社(農業協同組合法第九十三条第二項二

規定スル子会社ヲ謂フ)一と、同法第二百八廿

條中「第一百六十八條第一項第七號及第八號」規

定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及

報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「農

業協同組合法第五条二規定スル組合ノ負担ニ帰

スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ

配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止

「メタル後五年」とあるのは「五年」を「第二十四

条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「農林水

「産省令」に改める。

第五十二条第一項第五号を次のように改め

五 その他農林水産省令で定める額

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第二十八号(その一) 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

六

役」の下に「若ハ執行役」を加え、同条第三項中「同号」と、同条第三項を「とあるのは「同号」と、同項第二号中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあり、及び同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号を「とあるのは「同号」と、定款」とあるのは「組織変更計画書」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同号」と、同項第三号に「及び第三項」を「中「発起人」とあるのは「組織変更ノ決議ノ當時ノ会員証券取引所ノ理事長若ハ理事」と、「取締役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号以下商法特例法ト称ス)第一条の二第三項ニ規定スル委員会等設置会社(以下委員会等設置会社ト称ス)ニ付キ商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ現物出資ヲ為ス者及ビ執行役次項ニ於テ之ニ「同ジ」とあるのは「組織変更後ノ株式会社証券取引所ノ取締役」と、同条第三項に、「組織変更前」を「組織変更ノ決議ノ当時」に改め、同条第五項を次のよう改める。

「証明等」という。)をした者について、同法第九百三十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百一十二条ノ二第一項中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「証券取引法第一百条の九第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第三項において準用する同法第一百八十六条中「発起人」とあるのは「会員証券取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

第一百一条の九第三項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第一百一条の十四第二項第八号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)」を加え、同項第八号ロ中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改める。

第一百一条の十五第二項に後段として次のように加える。

一)の場合において、商法第一百四十九条第

「百四十三条中「左ノ書類」を「左ニ掲グルモノ」に改め、「百三十七条第一項」との下に「、述べキ旨及最終ノ貸借対照表ニ闇スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは「述べベキ旨」とを加え、「及び第四号を除く。」を「及第四号ヲ除ク。」に改める。

第一百四十四条中、「第九十条」を「、第九十条第一項」に、「及び第九十一条」を「、及び第九十二条第一項」に、「第九十条第一号」を「、及び第九十二条第一項」に、「第九十条第一号」を「第九十条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第九十一条第一号」中「前七号」を「同項第七号」に、「第九十一条第一号」中「前两条第一号」を「第九十一条第一項第一号」中「前两条第一号」を「第九十一条第一項第一号」中「前二項第一号」に、「同条第一号」に、「同条第二号」に改める。

第一百四十六条第一項中「第九十条」を「第九十条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に、「同条第一号」中「前条」を「同項第一号」中「前一条第一項」に、「第九十条」と、同条第三号を「第九十条第一項」と、同項第三号に改める。

第一百五十六条の三第一項第四号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)」を加える。

第一百五十六条の四第一項第四号及び第一百五十六条の十四中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

「又は代表執行役」を加える。

第一百五十六条の二十五第一項第四号口中「取締役」の下に「又は執行役」を加える。

第一百五十六条の三十中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)を加え、同項第四号の二中「取締役会の決議」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)を加える。

第一百六十七条规定第五項第四号中「決定したものの下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定したものと同一の要請を含む。)を加え、同項第五号中「要請」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。)を加える。

第二百三条第一項中「仮取締役」の下に「、仮執行役」を加える。

第二百七条の一中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第二百七条の三中「仮取締役」の下に「、仮執行役」を加える。

第二百八条中「及び仮取締役」を「、仮取締役及び仮執行役」に改める。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 この法律の施行前に前条の規定によること改正前の証券取引法第一百一条の九第三項において準用する商法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十四年法律第号)以下「商法改正法」という。による改正前の商法(明治三十一年法律第四十八号。以下「旧商法」という。)第一百七十三条第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証券取引法及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の証券取引法(以下この条において「新法」という。)第一百一条の九第三項において準用する商法による改正後の商法(以下「新商法」という。)第一百七十三条第三項の規定は、適用しな

定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第十二条第一項中「執行する社員」の下に

「取締役、執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に「商法特例法第十九条の二第一項」を加える。

(資産再評価法の一部改正)

第十五条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「附する」を付するに、「第一百八十五条ノ一及び第二百八十五条ノ七」を「及び第二百八十五条ノ一」に改め、同条第二項中「第三十四条、第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ六又は第二百八十五条ノ七」これら

の規定を「第三十四条(に、「これら」の規定の)」を「同条の規定の」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項に定めるもののほか、法人が再評価を行つた資産の評価については、内閣府令・財務省令の定めるところによる。

(電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の一部改正)

第十六条 電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十六条第二項本文」の下に「(同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三項中「第六条第三項」の下に「(同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

官報(号外)

第三条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十七条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十七条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項各号列記以外の部分中「第一百三十三条第一項前段」を「第一百三十三条前段」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」と

の下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五条の二 前条の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第七十六条中「第三十四条第一号」を削り、「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで並びに第二百八十七条ノ一」を並びに第二百八十五条に改め、同法第二百八十五条ノ二(第二百八十五条ノ記載すべき)と、「第三十四条ノ二(第二百八十五条ノ貸借対照表に記載すべき)と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

「若しくは執行役」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

「第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで並びに第二百八十七条ノ一」を並びに第二百八十五条に改め、同法第二百八十五条ノ二(第二百八十五条ノ記載すべき)と、「第三十四条ノ二(第二百八十五条ノ貸借対照表に記載すべき)と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五条の二 前条の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

「若しくは執行役」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五条の二 前条の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

「若しくは執行役」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五条の二 前条の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

「若しくは執行役」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第四十四条第一項中「第三十四条第二号(固定資産の評価)」を削り、「第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで」を「第二百八十五条」に、「及び貸借対照表」を及貸借対照表と、同項第三号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」に、「若しくは」を「若ハ」に改め、「モノ」とあるのは「書類」との下に「同法第二百八十五条中「会計帳簿」とあるのは「財産目録及貸借対照表」と、「第三十四条ノ規定二拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同条第二項中「第二百三十二条第一項(創立費及び事業費の償却)」を「第二百三十二条(事業費等の償却)」に改め、同条第三項中「商法」の下に「第二百八十二条第一項の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに第一項において準用する同法」を加える。

(商品取引所法の一部改正)

第十八条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(決算関係書類の記載事項等)

第七十五条の二 前条の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載事項及び記載方法は、主務省令で定める。

「若しくは執行役」を加える。

「準用スル第三百四十三条を「準用スル第三百四十三条第一項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第一百五条第一項第三号及び第一百七条第二項中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第一百九条中「清算執行人」との下に「、同条第三項中「職務(連結子会社については、第十九条の二第一項に規定する連結計算書類に関するものに限る。)」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社による連絡子会社の」とあるのは「子法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する子法人をいう。以下この項において同じ。)」と、「子会社若しくは連結子会社の」とあるのは「子法人」とを加える。

第一百一十九条第七項中「の記載」を「に記載し、又は記録すべき事項及びその記載」に改めること。

第一百三十三条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十四条を次のように改める。

第一百三十四条 削除
第一百三十九条第一項中「第二百八十五条ノ一、第二百八十五条ノ四、第二百八十六条ノ五、第二百八十七条」を「第二百八十五条」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百八十五条中「財産ニ付テハ第三十四条ノ規定ニ拘ラズ」とあるのは「財産ニ付テハ」とを加える。

第一百三十九条の五を次のように改める。

(投資法人債管理会社の権限等)
第一百三十九条の五 投資法人債管理会社は、投

資法人債権者のために投資法人債に係る債権の弁済を受け、又は投資法人債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 投資法人債管理会社は、前項の弁済を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知られたる投資法人債権者にはその旨を通知しなければならない。

3 第百三十二条第三項の規定は、前項の場合における通知について準用する。

4 第二項の場合において、投資法人債権者は、投資法人債券と引換えに投資法人債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

5 投資法人債管理会社は、投資法人債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総投資法人債についてするその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解

二 総投資法人債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為(第一項に規定するものを除く。)

6 第二項の規定は、投資法人債管理会社が前項各号に掲げる行為をした場合について準用する。

7 投資法人債管理会社は、その管理の委託を受けた投資法人債につき第一項に規定する行為又は第五項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該投資法人債を発行した投資法人並びにその一般事務受託者、資産

の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社に対して投資法人の業務及び財産の状況に関する調査ができる。

第百六十三条中「第六項並びに」を「第七項並びに」に改める。

第百六十八条中「第一百条第一項」を「第三百七十九条第一項及び第四項」に改め、「株主総会」の下に「ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。」を加え、「同法第八十一条」を「同条第四項」に替えて、政令で定める。

8 商法第二百九十七条ノ二、第二百九十七条ノ三及び第三百九条ノ四から第三百四条までの規定は、投資法人債管理会社について準用する。この場合において、必要な技術的調査は、政令で定める。

第百三十九条の六第一項中「第一百九十八条」を「二百八十条ノ三十四ノ一、第二百九十八条」に改める。

第百四十条第一項中「第三百四十三条」を「三百四十三条第一項」に改め、「、「過半数」の下に「又ハ定款ニ定ムル議決権ノ数」を加える。

第百四十二条第一項中「第一百条及び第三百七十六条第三項」を「第三百七十六条」に改め、「この場合において」の下に「、同法第三百七十六条第一項中「減少スペキ資本ノ額、同項各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ闇スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは及減少スペキ最低純資産額投資信託及び投資法人に関する法律第六

条」を「第三百七十六条」に改め、「この場合において」の下に「、同法第三百七十六条第一項中「減少スペキ資本ノ額、同項各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額及最終ノ貸借対照表ニ闇スル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とあるのは及減少スペキ最低純資産額投資信託及び投資法人に関する法律第六

正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第百三十九条の三に規定する投資法人債権者をいう。)が行う投資主総会又は投資法人債権者集会の招集に関する場合は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

一 旧法第九十四条第一項において準用する旧商法第二百三十七条第三項の請求

二 旧法第二百三十九条の六第一項において準用する旧商法第二百三十七条第五項において準用する旧商法第二百三十七条第三項の請求

三 旧法第二百六十三条第一項において準用する旧法第九十四条第一項において準用する旧商法第二百三十七条第三項の請求

3 この法律の施行前に最低純資産額(旧法第六十七条第六項に規定する最低純資産額をいう。以下この項において同じ。)を減少させることを内容とする規約の変更の決議をした場合における公告及び債権者に対する催告並びに当該決議に係る最低純資産額の減少による変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第二十一条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十二条)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項中「外国会社」を「執行役、外国会社」に、「において準用する同法」を「若しくは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する

法律(昭和四十九年法律第二十一号)第二十一条の十四第七項第一号において準用する商法」に、「の取締役」を「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の十四第七項第五号において準用する場合を含む。」の取締役若しくは執行役に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第二十二条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第五項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第三十七条第十項中「附属明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十七条の二第十項中「第二十条」を「第二十条」に改め、「第三十二条第五項に規定する子会社」との下に、「同じ。」若しくは連結子会社とあるのは「同じ。」とを、「その他の書類」との下に、「同条第三項中「職務(連結子会社について)」とあるのは「信用金庫法第二条二規定金額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条二規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第三十九条中「から第二百六十条ノ一まで(取締役会)」を「取締役会の招集通知」、第二百五十九条ノ二(招集手続の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二项、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」とを加える。

第五十五条の二中「及び第三十四条から第三

十六条まで」を、「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四から第二百八十六条ノ三まで(金銭債権等の評価、費用の繰延べ等)及び第二百八十七条ノ二(引当金)の規定を、第二百八十七条及び第二百八十七条ノ五(社債償還差額の計上)及び第二百八十七条ノ五(社債発行費用の計上)及び第三十四条及び」を削り、「同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「子会社(信用金庫法第二百八十六条ノ五中「第百六十八条第一項第七号及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル額並ニ」とあるのは「信用金庫法第二条二規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及」と、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項ノ債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令」に改める。

第五十五条第一項第四号を次のように改め。

第五十七条第一項第一号中「若しくは取締役」を、「取締役若しくは執行役に、「監査役」を「執行役、監査役」に改め、同項第一号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第五十八条の二第一項及び第二百六十九条の三中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第五十七条第一項第五号を削る。

第六十四条中「第四百十七条」を「第四百七十七条第一項」に、「から第二百六十条ノ一まで(取締役会)」を「取締役会の招集通知」、第二百五十九条の二(招集手続の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二项、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」とを加える。

第五十五条の二中「及び第三十四条から第三

三まで(取締役会)」を「取締役会の招集通知、第二百五十九条ノ三(招集手続の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項取締役会の決議方

法)、第二百六十条ノ二(取締役会出席義務等)」に改め、「本法」との下に、「同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「清算人」とを加える。

第八十九条第一項中「取締役」を「取締役等」に改める。

第九十一条第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に、「商法特別法第二十九条の二第一項」を加える。

(会社更生法の一部改正)

第二十二条第一項中「取締役」の下に、「執行役」を加え、同条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に、「商法特別法第二十九条の二第一項」を加える。

第二十三条 会社更生法(昭和二十七年法律第二百七十二条)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百三十二条」を「第二百三十二条の二」に、「第二百七十二条」を「第二百七十二条の二」に改める。

第二十四条中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第七十二条第一項第一号中「若しくは取締役」を、「取締役若しくは執行役に、「監査役」を「執行役、監査役」に改め、同項第一号中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第九十八条の二第一項及び第二百六十九条の三中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

第五十七条第一項第五号を削る。

第六十四条中「第四百十七条」を「第四百七十七条第一項」に、「から第二百六十条ノ一まで(取締役会)」を「取締役会の招集通知」、第二百五十九条の二(招集手續の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の権限)、第二项、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条第四項中「前項ノ取締役」とあるのは「理事」とを加える。

第五十五条の二中「及び第三十四条から第三

四から第二百八十五条ノ七まで(財産の評価)の規定による価額を附し」を「会計帳簿に記載され、又は記録された価額を付し」に改める。
 第百八十二条第一項を次のように改める。
 前条の財産目録及び貸借対照表に記載すべき財産については、法務省令の定めるところによる。

第二百八条第五号中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第二百二十二条を次のように改める。
 (資本の減少)

第二百二十二条 会社の資本を減少するときは、減少すべき資本の額及び商法第三百七十一条第一項各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を定めなければならない。

第二百二十三条の三第九号を次のように改め

九 新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二百五十二条)第一条の二第一項に規定する大企業又は同条第三項第一号に規定するみなし大企業であるときは、新会社の会計監査

第二百五十七条の三に次の二項を加える。
 (政令への委任)

第二百三十一条の二 会社、他の会社若しくは新会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第二項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という)である場合又は会社が委員会等設置会社となる場合におけるこの章の規定の適用に關係必要な事項は、政令で定める。

第二百五十二条第二項中「(同法第二百八十条)及び第二百五十七条ノ二第一項本文(この規定を同法第二百八十条第一項)に、「及び」を「並びに」に改める。

第二百五十三条第二項中「第三百七十六条第二項及び第三項」を「第三百七十六条」に改め

第二百五十八条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第十九項及び第二百五十九条の三第七項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第八項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百五十八条の三第七項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第八項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百五十九条の三第七項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改め、同条第八項中「第八十九条の八」を「第八十九条の八第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

第二百六十条第二項中「検査役の調査及び裁判所の処分」を「現物出資の調査等」に、「検査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「(発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟)、第一百

「第三百四十二条の三第九号」に規定する大会社又はみなし大企業」に改める。

第二百二十三条の三第九号に規定する大会社又はみなし大企業」に改める。

第七章中第二百二十二条の次に次の二項を加える。

12 商業登記法第七十九条第二項の規定は、第七項(同法第八十九条の三第一項第一号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

9 商業登記法第七十九条第一項の規定は、第七項第五項に規定する他の会社に関する同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

13 商業登記法第七十九条第一項の規定は、第七項第五項(他の会社に関する同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

14 商業登記法第七十九条第一項の規定は、第七項第五項(他の会社に関する同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

15 商業登記法第七十九条第一項の規定は、第七項及び第九項(他の会社に関する同法第八十九条の三第一項第二号に掲げる書面に関する部分に限る。)の場合について準用する。

四条第十一号」と、「合併契約書二付第四百八条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは「更生計画二付認可ノ決定アリタル」と、同条第一項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「決定アリタル」と、「合併契約書」とあるのは「更生計画」とする。

九十八条(擬似発起人の責任)」を「から第百九十九条まで(発起人の責任等)」に改める。

第二百六十二条第一項中「二百五十八条第二項若しくは第六項」を「二百五十八条第二項若しくは第七項」に、「若しくは第三百六十八条第一項」を「三百六十八条第一項」に、「の規定により株券」を「若しくは第四百三十三条ノ四第一項の規定により株券」に改め、同条第一項中「次項及び」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「株券等」を「新株予約権証券又は債券」に、「ついては、前項」を「は、第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 従前の株券は、商法第二百三十条から第一百三十条ノ八までに規定する手続によって、無効となることができる。この場合においては、同法第二百三十条ノ六第一項の規定により従前の株券が無効となつた場合におけるその株券についての同法第二百三十条第一項の株券喪失登録の申請をした者には、前項の規定を適用しない。

第八章中第二百七十二条の次に次の二条を加える。

(政令への委任)

第二百七十二条の二 会社、他の会社若しくは新会社が委員会等設置会社である場合又は会社が委員会等設置会社となる場合におけるこの章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二百九十条 第二百九十四条及び第二百九十六条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第二十四条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二)第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役」を加える。
(貸付信託法の一部改正)

第二十五条 貸付信託法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「代表取締役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二)第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、代表執行役」を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第二十六条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 取締役の決議方法等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二

第三十九条第十項中「附属明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十九条の二 第十項中「第一条」を「第二条」との下に「(第三項を除く。)」を加える。
(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「取締役」の下に「執行役」を加える。
第三十九条第十項中「附属明細書の」の下に「記載事項及び」を加える。

第三十九条第十項中「第一条」を「第二条」との下に「(第三項を除く。)」を加える。
(記載事項及び)

第三十九条第十項中「第三十四条第四項に規定する子会社」との下に「(同じ。)若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。)」とを、「その他の書類」との下に「(同条第三項中「職務(連結子会社に

計算書類に関するものに限る。)」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第四十二条中「から第二百六十条ノ一まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九条ノ三(招集手続の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の

一項、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「(第三項を除く。)」を加える。

第五十九条の二中「及び第三十四条から第三百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「(第三項を除く。)」を加える。

第五十九条の二中「(第三項を除く。)」を加える。

第六十一条第一項第五号を削る。

第六十八条中「第四百七十七条」を「第四百七十七条第一項及び第二項」に、「から第二百六十条ノ三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九条ノ三(招集手續の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の

一項、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「(第三項を除く。)」を加える。
(自動車損害賠償保険法の一部改正)

第二十八条 自動車損害賠償保険法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正す

る。

及第八号ノ規定ニ依リ支出シタル金額、同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金額並ニ」とあるのは「労働金庫法第三条ニ規定スル金庫ノ負担ニ帰スベキ設立費用及ト、「若シ開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配当ヲ止メタル後五年」とあるのは「五年」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第六十二条第一項第四号を次のように改め第一項に改め、「第三十四条第四項に規定する子会社」との下に「(同じ。)若しくは連結子会社」とあるのは「同じ。)」とを、「その他の書類」との下に「(同条第三項中「職務(連結子会社に

計算書類に関するものに限る。)」とあるのは「職務」と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」と、同条第五項中「子会社若しくは連結子会社」とあるのは「子会社」とを加える。

第六十三条第一項第五号を削る。

第六十八条中「第四百七十七条」を「第四百七十七条第一項及び第二項」に、「から第二百六十条ノ三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九条ノ三(招集手續の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の

一項、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「(第三項を除く。)」を加える。

第五十九条の二中「(第三項を除く。)」を加える。

第五十九条の二中「(第三項を除く。)」を加える。

第六十条第一項第五号を削る。

第六十八条中「第四百七十七条」を「第四百七十七条第一項及び第二項」に、「から第二百六十条ノ三まで(取締役会)」を「(取締役会の招集通知)、第二百五十九条ノ三(招集手續の省略)、第二百六十条第一項、第二項及び第四項(取締役会の

一項、第二項及び第四項(取締役会の決議方法)」に改め、「準用スル第二百六十八条第六項」との下に、「同法第二百六十条ノ二(取締役会の決議方法)」に改め、「(第三項を除く。)」を加える。
(自動車損害賠償保険法の一部改正)

第二十八条 自動車損害賠償保険法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正す

- 〔前項に規定する者の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。〕

第八十二条第一号中「及び」を「並びに」に、「第百七十三条规定第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第百七十三条规定第一項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第八十二条の二第三号中「決議」の下に「又は取締役会の委任に基づく当該決議に代わる執行役の決定」を加える。

第八十七条第一号を次のように改める。

一 商法第三百七十六条第一項の規定による公告及び催告したこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

第八十九条の三に次の一項を加える。

二 第七十九条第二項の規定は、第一項第二号及び前項(同号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第八十九条の四第一項を次のように改める。

二 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項の規定は前項第一号(前条第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の七第二項を次のように改める。

二 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項の規定は前項第一号の場合について、それぞれ準用する。

第八十九条の八に次の一項を加える。

- 第二項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

第九十条に次の二項を加える。

第二項及び第三項並びに第九十九条第一項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

第九十一条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項第一号(前条第一項第一号に関する部分に限る)の場合について準用する。

第九十四条の見出しを「添付書面の通則」に改め、同条に次の二項を加える。

第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされる場合においては、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第九十五条第一号中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」に改める。

第九十七条を次のように改める。

(資本減少による変更の登記)

第九十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、有限会社法第五十八条第二項における公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁

- 济し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は資本減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

第九十七条の二第二項を次のように改める。

2 第五十五条第一項の規定は前項の登記について、第七十九条第二項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は前項第一号の場合について、それぞれ準用する。

第九十七条の三中「第八十九条の八各号」を「第八十九条の八第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七十九条第一項及び第三項並びに第九十四条第二項の規定は、前項(第八十九条の八第一項第二号に関する部分に限る。)の場合について準用する。

第九十八条第六号中「第九十条第七号」を「第九十条第一項第七号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

第九十九条第一号中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第九十一条第三号」を「第九十二条第一項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第七十九条第二項及び第九十四条第二項の規定は、前項第一号(前条第一項第二号に規定する部分に限る。)の場合について準用する。

第三章第九節中第百三条の前に次の二条を加

- (管轄の特例)
第一百四条の二　日本に営業所を設置していない
　　外国会社の日本における代表者の住所地は、
　　第一条の規定の適用については、営業所の所
　　在地とみなす。
　　第一百四条の見出しを「(外国会社の登記)」に改
め、同条第一項中「外国会社の営業所の設置」を
「商法第四百七十九条第一項(有限会社法第七十
六条において準用する場合を含む)」の規定によ
る「外国会社」に、「添附し」を「添付し」に改め、
同条第三項中「当該」を「日本における代表者を
定めた旨又は日本に」に、「添附し」を「添付し」
に、「添附を」を「添付を」に改める。
　　第一百五条第二項中「前項」を「前二項」に、「す
でに同項」を「既に前二項」に、「添附し」を「添付
し」に、「同項」を「前二項」に、「添附を」を
「添付を」に改め、同項を同条第三項とし、同条
第一項の次に次の二項を加える。
　　二　すべての日本における代表者が退任しよう
とする場合には、その登記の申請書には、前
項の書面のほか、商法第四百八十三条ノ三第
一項(有限会社法第七十六条において準用す
る場合を含む)の規定による公告及び催告を
した」と並びに異議を述べた債権者があると
きは、その者に対し弁済し、若しくは担保を
供し、若しくは信託したこと又は退任をして
もその者を害するおそれがないことを証する
書面を添付しなければならない。ただし、当
該外国会社が商法第四百八十五条第一項(同
条第三項(有限会社法第七十六条において準
用する場合を含む)及び有限会社法第七十六
条において準用する場合を含む)の規定によ

り清算の開始を命ぜられたときは、この限りでない。

第二百六条を次のように改める。

(準用規定)

第二百六条 第五十七条及び第五十八条の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

この場合において、次の各号に掲げる場合におけるこれらの規定の読み替えは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国会社がすべての営業所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十八条第四項中「本店移転」とあるのは、「営業所の移転」と読み替えるものとする。
- 二 日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者がその住所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「新住所地」と、「旧所在地」とあるのは「旧住所地」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「日本における代表者の住所の移転」と読み替えるものとする。
- 三 日本に営業所を設置していない外国会社が他の登記所の管轄区域内に営業所を設置した場合 第五十七条及び第五十八条中「新所在地」とあるのは「営業所の所在地」と、「旧所在地」とあるのは「旧住所地」と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「日本における代表者の住所の移転」と読み替えるものとする。
- 四 日本に営業所を設置している外国会社がすべての営業所を閉鎖した場合(すべての日本における代表者が退任しようとすると

きを除く) 第五十七条第一項中「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住所地」と、「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、第五十八条中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、「新所在地」とあるのは「日本における代表者の住所地」

か。次項及び次条において同じ。)の所在地」と、同条第二項中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、第五十八条中「旧所在地」とあるのは「最後に閉鎖した営業所の所在地」と、「新所在地」

と、同条第四項中「本店移転」とあるのは「営業所の閉鎖」と読み替えるものとする。

第一百三十三条の四第五項中「含む。」の下に「、第八十九条の三第一項第三号、第八十九条の七第一項第三号」を加える。

(商業登記法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 商法改正法附則第二条第一項に規定する場合における株式会社又は有限会社の設立の登記 新株発行による変更の登記及び資本増加による変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 商法改正法附則第六条の規定によりなお従前のこととされる公告及び債権者に対する催告に係る資本減少による変更の登記、新設分割による設立の登記及び変更の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料に関することは、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十六条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のようにより改正する。
第二十五条第一項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第三十七条第一項中「において準用する同法」を「若しくは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四九年法律第二十二号)第二十一条の十四第七項第五号」を加える。

第三十七条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号中「取締役」の下に「執行役」を加える。
第十一条第一項中「親銀行等の取締役」及び「の取締役」の下に「若しくは執行役」を、「証券会社の取締役」の下に「又は執行役」を加える。

業所を閉鎖した外国会社の変更の登記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第三十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第十九号(イ)イ中「ツ」を「ネ」に、「ワ」を「カ」に改め、同号(ヨ)中「所在地」の下に「又はその代表者の住所地」を加え、同号(ヨ)イ中「登記」の下に「(ロ)の登記に該当するものを除く。」を加え、同号(ハ)を同号(ニ)とし、同号(ヨ)中「及びハ」を「、ロ及びニ」に改め、同号(ヨ)ロを同号(ヨ)ハとし、同号(ヨ)イの次に次のように加える。

(「ネを同号(ナ)とし、同号(ツ)中「ソ」を「ツ」に改め、同号(ツ)を同号(ヨ)ネとし、同号(ヨ)ソを同

号(ツ)とし、同号(レ)を同号(ソ)とし、同号(タ)を同号(レ)とし、同号(ヨ)中「選任、取締役」の下に「執行役」を、「代表取締役、取締役」の下に「代表執行役、執行役」を加え、同号(ヨ)を同号(タ)とし、同号(カ)を同号(ヨ)とし、同号(ワ)中「若しくは監査役」を、「重要財産委員会」の下に「監査役」を、「重要財産委員会」若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」に改め、同号(ワ)を同号(カ)とし、同号(ヲ)の次に次のように加える。

第三十六条 重要財産委員会の登記(ロ)、ホ及びトの登記の申請 申請件数 一件につき三万円

と同時に申請するものを除く。)

別表第一 第十九号(イ)イ中「ツ」を「ネ」に、「ワ」を「カ」に改め、同号(ヨ)中「所在地」の下に「又はその代表者の住所地」を加え、同号(ヨ)イ中「登記」の下に「(ロ)の登記に該当するものを除く。」を加え、同号(ハ)を同号(ニ)とし、同号(ヨ)ロ中「及びハ」を「、ロ及びニ」に改め、同号(ヨ)ロを同号(ヨ)ハとし、同号(ヨ)イの次に次のように加える。

(「ネを同号(ナ)とし、同号(ツ)中「ソ」を「ツ」に改め、同号(ツ)を同号(ヨ)ネとし、同号(ヨ)ソを同

号(ツ)とし、同号(レ)を同号(ソ)とし、同号(タ)を同号(レ)とし、同号(ヨ)中「選任、取締役」の下に「執行役」を、「代表取締役、取締役」の下に「代表執行役、執行役」を加え、同号(ヨ)を同号(タ)とし、同号(カ)を同号(ヨ)とし、同号(ワ)中「若しくは監査役」を、「重要財産委員会」の下に「監査役」を、「重要財産委員会」若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役」に改め、同号(ワ)を同号(カ)とし、同号(ヲ)の次に次のように加える。

第三十七条 重要財産委員会の登記(ロ)、ホ及びトの登記の申請 申請件数 一件につき六万円

と同時に申請するものを除く。)

第三十八条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のようにより改正する。

第三十九条第一項中「取締役」の下に「若しくは執行役」を加える。

第三十九条第一項中「において準用する同法」を「若しくは株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四九年法律第二十二号)第二十一条の十四第七項第五号」を加える。

(「若しくは執行役」を加える。

第三十九条第一項中「親銀行等の取締役」及び「の取締役」の下に「若しくは執行役」を、「証券会社の取締役」の下に「又は執行役」を加える。

第三十九条第一項中「親銀行等の取締役」及び「の取締役」の下に「若しくは執行役」を、「証券会社の取締役」の下に「又は執行役」を加える。

において「証明等」という。)をした者について、同法第百九十二条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百九十二条ノ二第一項中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項において準用する同法第一百八十六条中「発起人」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の十一第三項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第三十四条の十七第一項第六号中「監査役」の下に「委員会等設置会社にあつては、取締役、

商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役」を加え、同項第八号ロ中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」を記載した書面に改める。

第三十四条の十八第一項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第一百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

において「証明等」という。)をした者について、同法第百九十二条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百九十二条ノ二第一項中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「金融先物取引法第三十四条の十二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織変更計画書」と、同条第二項において準用する同法第一百八十六条中「発起人」とあるのは「会員金融先物取引所ノ理事長及理事」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の十一第三項において準用する商法第一百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第三十四条の十七第一項第六号中「監査役」の下に「委員会等設置会社にあつては、取締役、

商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役」を加え、同項第八号ロ中「第一百七十三条第三項前段の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第一百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価」を記載した書面に改める。

第三十四条の十八第一項に後段として次のように加える。

この場合において、商法第一百四十九条第一項及び第四百十五条第二項中「取締役」とあるのは、「取締役、執行役」と読み替えるものとする。

第九十条の三第一項第四号中「監査役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)」を加える。

第九十条の四第一項第三号及び第九十条の十四中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第九十八条の四第一項及び第一百二条の三中「仮取締役」の下に「、仮執行役」を加える。

(金融先物取引法の一部改正に伴う経過措置) 第四十七条この法律の施行前に前条の規定による改正前の金融先物取引法第三十四条の十一第三項において準用する旧商法第一百七十三条第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、前条の規定による改正後の金融先物取引法(以下この条において「新法」といいう。)第三十四条の十二第三項において準用する新商法第一百七十三条第三項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における同項に規定する鑑定評価を記載し、又は記録した資料については、新法第三十四条の十二第四項において準用する新商法第一百七十三条ノ二第一項及び新法第三十四条の十七第二項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、新法第三十四条の十三の二の規定は、適用しない。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正) 第四十八条商品投資に係る事業の規制に関する法律の一

法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のよう改訂する。

第三十一条第一項第三号中「監査役」の下に「(株式会社の監査等に関する商法の特例)」に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役」を加える。

第三十二条第一項第四号中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

第三十三条第一項中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

第三十四条第一項第四号を次のように改め、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正」

第四十九条暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第十号中「取締役若しくは」を「取締役、執行役若しくは」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第五十条協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「第四十五条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項第七号中「並びに第四十五条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第四十五条第一項」を「並びに第四十五条第一項」に改め、「。第四十五条第五条第一項及び第三項」を「五百二十四条ノ二第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」とを加える。

第三十条中「二百三十条」を「第二百八十一条三十四ノ二」に改める。

第三十五条中「二百三十一条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第三十二条第三項第一号から第五号までの規定中「及び第四号」を削り、同項第六号中「及び第五号」を削り、同項第七号中「及び第五号」及

第五条第一項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株券(第三項ノ株券ヲ除ク)」に改め、「優先出資者名簿」との下に「同法第二百二十条第四項中「第一項ノ」であるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項各号ニ掲タル」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「同項ノ代金ヲ交付スル」とあるのは「消却二件ヲ支払フ為ス」とを加える。

第十六条第五項中「、第二項」を「、第二項前段」に改め、「処置」の下に「並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第一百三十二条ノ三(端株の任意売却許可の申請)」を、「第一百五十五条第一項中「株券」の下に「ヲ」とあるのは「優先出資証券」と、「株券(第三項ノ株券ヲ除ク)」を加え、「、同項第二項中「売却シ又ハ買受ケ」とあるのは「売却シ」と」を削る。

第十九条第一項第五号を削る。

第二十一条第二項第一号中「(明治三十一年法律第十四号)」を削る。

第二十五条中「質権者」との下に「、同法第二百二十四条ノ二第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」とを加える。

第三十条中「二百三十条」を「第二百八十一条三十四ノ二」に改める。

第三十五条中「二百三十一条第一項」を「第二百三十二条第一項本文」に改める。

第三十二条第三項第一号から第五号までの規定中「及び第四号」を削り、同項第六号中「及び第五号」を削り、同項第七号中「及び第五号」及

に、「第二百三十六条(招集手続の省略)」を加え、「から第二百五十二条まで」を「から第二百五十三条まで」に、「訴え並びに」を「訴え」に改め、「無効確認の訴え」の下に「並びに株主総会の決議の省略」を加え、「第五十九条第一項において準用する商法特例法第一条各号のいずれかに該当する相互会社でその社員の数が千人以上のものを「社員の数が千人以上の相互会社」に改め、「総額」との下に「同法第二百五十三条第二項中「電磁的記録二」、第二百六十三条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項(有限会社法第四十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル書面又ハ電磁的記録二」とあるのは「電磁的記録二」とを加え、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第四十四条第一項中「一人」を「一人」に改め、「かつ」の下に「、その総代又は代理人は」を加える。

第四十五条第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第四十九条中「第二百三十二条第一項から第三項まで」を「第二百三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、「臨時総会の招集」の下に「、第二百三十六条(招集手続の省略)」を加え、「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第五十一条第二項中「第二百八十三条第五項及」を削り、「同法第二百六十条ノ四第六項」を、「同法第二百六十条第五項中「第二百八十八条第一項第七号ノ一」とあるのは「保険業法第二十七条第二項第三号の二」と、同法第二百六十条ノ四第六項」に改める。

第五十二条第三項中「第一百六十三条第一項中、「」の下に「会社ノ債権者」を加え、「保険契約者」と、同条第三項中「及会社ノ債権者」とあるのは、「会社ノ債権者及保険契約者」と、同項各号」を「会社ノ債権者」と、同条第三項各号」に改める。

第五十二条第一項中「訴え」を「訴え及び」に改め、「及び第二百八十一条第一項(監査報告書の虚偽記載)」を削る。

第五十五条第一項第三号を次のように改め

三 その他内閣府令で定める額

第五十五条第一項中「第一百三十三条第一項前段」を「第一百三十三条前段」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　その他内閣府令で定める額
第五十五条第二項第六号を削る。
第五十九条第一項前段を次のように改める。

商法第二百八十二条第一項(計算書類等の閲

覧等)の規定並びに同法第二百八十二条第一項から第四項まで(計算書類等の作成及び監

査)、第二百八十二条第一項(計算書類等の備置き)、第二百八十三条第一項から第三項まで(計算書類の報告及び承認)、第二百八十五条(財産評価に関する特則)及び第二百九十四条

条から第二百九十五条まで(会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特權)並びに商法特例法第一条の二第一項(定義)、第二条第一項(会計監査人の監査)、第三条第一項から第四項まで及び第六項(会計監査人

平成十四年五月二十二日
参議院会議録第一六号(その一)
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

法特例法第二十条及び第二十一条中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「同条」とあるのは「同条、第三条第一項から第四項まで及び第四条」とを削り、同条第二項中「同法第二百八十三条第四項」を「商法特例法第十六条第一項」に、「要旨の」を「要旨に記載し、又は記録すべき事項及びその」に改める。

第六十条第三項中「及び第七十九条」を「並びに第七十九条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第六十五条中「第七十九条」を「第七十九条第一項、第二項及び第四項」に、「及び第一百七十九条」を「並びに第一百七十九条」に改め、「株主総会」の下に「ある種類の株主の総会を含む。以下同じ。」を、「総代会」との下に、「同条第一項中「商法」とあるのは「保険業法第四十一条において準用する商法第二百五十三条第一項」と、同条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条第一項中「重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「又は監査役」とを加える。

第六十九条の二に次の二項を加える。

4 株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

第七十条第一項中「第二百七十六条第一項(資本の減少)において準用する同法」を「第二百七十六条第一項(資本の減少)に関する債権者の異議」に、「商法」を「商法第百条(債権者の異議)」に改める。

第七十三条第三項中「第一百八十二条第三項中」の下に「第一百三十二条第一項乃至第三項」とあるのは「第一百三十二条第一項本文、第二項及第三項」と、「を加え、「第一百八十二条第三項において準用する同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第六項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ)」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と読み替えるものとする」を「第一百三十八条中「監査役」とあるのは「監査役(委員会等設置会社ニ在リテハ監査委員会)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定めるに改め、同条第四項中「第一百三十二条第一項」を「第一百三十二条第一項本文」に改める。

第七十六条第五項中「決議」との下に、「同条第四項において準用する商法第二百五十九条第六項中「取締役」とあるのは「取締役(委員会等設置会社ニ在リテハ執行役)」とを加え、「商法」を「同法」に改める。

第七十七条第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあつては、執行役。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「第七十七条第二項第二号」との下に、「第一百三十二条第四項において準用する同法第二百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「株式会社ノ取締役若ハ執行役又ハ組織変更後ノ相互会社ノ取締役」とを、「株式会社ノ取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第七十八条第三項中「取締役」の下に「又ハ執行役」を加える。

第八十六条第四項中「第一百三十二条第一項」を「第一百三十二条第一項本文」に改め、同条第五項中「及び第五号」を「から第五号の二まで」に改め、同項第五号の次に次の二号を加える。

五の一 前号の株式を買い受けたときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

五の二 前号の二に次の二項を加える。

3 組織変更後の株式会社が委員会等設置会社である場合における組織変更の日から当該日後六月を経過する日までの間の第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。

第九十一条の二(第二項中「から第四項まで及び第七項」を、「第一項、第四項、第七項及び第九項」に改め、「及び第四項」の下に「から第七項まで」を、「発行価額」との下に、「同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第一百六十六条规定第十九項(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の規定)」に改め、「及び第四項」の下に「から第七項まで」を、「発行価額」との下に、「同項第十三号中「取締役若ハ」とあるのは「取締役、執行役若ハ」と、「第一百六十六条规定第十九項」とあるのは「第一百六十六条规定第十九項(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の規定)」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第一項の規定による株式の発行のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第七十九条第三項中「取締役」の下に「組織変更後ノ株式会社ノ取締役」の下に「(委員会等設置会社ニ在リテハ組織変更ヲ為ス旨ノ議案ヲ提出シタル執行役ヲ含ム)」を加え、「現物出資の調査等」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「とあり、「第一百六十六条规定第十九項(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の規定)」に改め、「現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任」

4 第一項の規定による基金の募集のために必要な費用の額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより償却しなければならない。

第七十九条第三項中「取締役」の下に「又ハ執行役」を加え、「同条第四項中「検査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「同条第二項」を「同条第二項第一号」に、「とあり、「第一百六十六条规定第十九項(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の規定)」に改め、「現物出資の目的たる財産の価格の証明等をした者の責任」

一項及び第三項の規定は第九十二条の二第四項において準用する同法第七百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、同法第七百九十三条第一項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七百九十二条ノ一第一項中「第一百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「保険業法第九十二条の二第一項第四号」と、「会社成立」とあるのは「組織変更」と、「定款」とあるのは「組織變更計画書」と、同条第三項において準用する同法第七百八十六条中「発起人」とあるのは「相互会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

2 第九十二条の二第四項において準用する商法第七百七十三条第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかったことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

第九十二条の七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

第九十二条の九第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の一 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項

(当該会社が委員会等設置会社であるときは、取締役、商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役、執行役及び代表執行役)を加え、同項第十号ロ中「第百七十三条第三項前段(発起設立における検査役の調査を必要とする場合)の弁護士又は弁護士法人の証明書」を「第百七十三条第二項第三号(財産価格の証明者の証明等)の証明及び鑑定評価を記載した書面」に改め、同条第五項中「前項の場合について」の下に、「第六十五条规定において準用する同法第七十九条第一項の規定は第二項第三号、第三項及び前項(同号)に掲げる書面に関する部分に限る。」の場合について」を加える。

第九十六条中「第八十一条を「第八十一一条第一項及び第二項」に改め、「第八十七条第一項」と「同項中「取締役」とあるのは「取締役(委員会等設置会社にあっては、執行役)」とを、「完全親会社について」との下に、「同項において準用する商法第二百四十九条第一項及び第四百十五条第一項中「取締役」とあるのは「取締役、執行役」と」を加える。

第一百六条第八項中「三百六十三条第六項」を「三百六十三条第七項」に改める。

第一百十二条第一項中「三百八十五条ノ六第一項及び第二項(株式の評価)」を「三百八十五条(財産評価に関する特則)」に改める。

第一百十三条を次のように改める。
(事業費等の償却)

において、当該保険会社は、定款で定めるところにより、当該計算した金額を当該保険会社の成立後十年以内に償却しなければならない。
五百三十三条中「取締役」の下に、「執行役」を加える。
第一百三十六条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあっては、執行役)」を加える。
第五十五条中「及び第七十九条」を「並びに第七十九条第一項、第二項及び第四項」に改める。
第一百六十四条第一項第三号及び第一百六十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 前号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他当該買受けに関し内閣府令で定める事項
第一百六十五条第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。
十 合併により消滅する株式会社の株式に係る株券の全部又は一部を当該株式会社に提出しなければならないものとするとき(商法第四百六十六条第四項に規定する同法第四百八十六条第五項及び第六項の場合を除く。)
は、その旨
第一百六十五条の二第一項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあっては、執行役)」を加える。
第一百六十六条第一項中「第三百七十六条第一項(資本の減少)において準用する同法第一百條(第三百七十六条第一項(資本の減少)に関する規定)」に改め、同条第五項中「取締役」の下に「(委員会等設置会社にあっては、執行役)」を加える。

員会等設置会社にあつては、執行役」を加える。
三項を除く。」を加える。
三百七十三条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同法第九十条第一項及び第九十一条第二項中「第七十九条第一項及び第六十五条において準用する第七十九条第一項」とあるのは、「保険業法第三百七十三条の三第一項中「取締役」の下に「委員会等設置会社にあつては、執行役」を加える。
第一百七十三条の四第二項中「第三百七十六条第一項(資本の減少)において準用する同法第一百条(「第三百七十六条第一項(資本の減少)に關する」に改め、同条第五項中「取締役」の下に「委員会等設置会社にあつては、執行役」を加える。
第一百九十三条中「から第三項まで」を「第一項前段及び第二項に、「営業所」を「登記」並びに第四百八十三条ノ二(外国会社の貸借対照表等の公告)に改め、同条に後段として次のように加える。
この場合において、同法第四百七十九条第一項中「定メ其ノ会社」とあるのは「定メ其ノ住所又ハ其ノ他ノ場所ニ事務所ヲ設クルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ事務所」と、同条第二項中「本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外日本」とあるのは「日本」と読み替えるものとする。

特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「営業所」の下に「(商法第四百七十九条第一項(有限会社法第七十六条において準用する場合を含む。)の規定による登記をした外国会社であつて日本に営業所を設け

ていいものにあっては、日本における代表者の住所。第九条第一項及び第十二条第一項において準用するこの号及び第九条第一項において同様のと認める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第五十九条 資産の流動化に関する法律(平成十
年法律第百五号)の一部を次のように改正す
る。

5 商法第三十四条の規定は、特定目的会社には、適用しない。

第二十二条の見出しを「現物出資の調査等」に改め、同条第二項中「第一百七十三条第二項前段及び第三項」を「第一百七十三条第二項(第二号

を除く。」に、「検査役の調査」を「現物出資の調査等」に、「第百七十三条第二項前段中」を「第百七十三条第一項第一号中」に、「同条第三項」を「同項第二号」に、「第一百七十三条ノ一第一項第一号及び第二号」に「第一百七十三条ノ一第一項第一号及び第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 商法第百九十二条ノ第一項及び第三項の規定は前項において準用する同法第百七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、同法第百九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合に

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第一一六号(その一) 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

ついて、それぞれ準用する。この場合において、同法第一百九十二条ノ一第一項中「第一百六十八条规定第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第一号又ハ第三号」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する商法第一百七十三条
第二項第三号の証明等をした者が当該証明等

をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者について

は、前項の規定は、適用しない。

中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読

み替える」に改める。

項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条

第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者又ハ同法」に改める。

第四十八条の二中「手続」の下に「並びに第一百二十条第四項(一株に満たない端数)に関する

「第三項第四項（一枚に満たない枚数に関する
処理）」を加え、「提出すべき旨及」を「、其ノ期

間内二会社二提出セテラレサル株券(第三項ノ株券ヲ除ク)ハ無効トナル旨及」に、「提出スペキ

旨」を並び其の期間内に特定目的の会社へ提出セラレザル優先出資証券及単位未満優先出資証券ハ無効ナル旨」に改める。

第四十八条の四の「第五項中「第一百二十条」を「第二百八十条ノ三十四ノ一」に改める。

第四十八条の五中「効力」の下に「並びに第一百一十四条ノ一第一項及び第二項(所在不明の

株主)」を加える。

第四十九條第一項中
第一項】を
第二項

方(その一) 商法等の一部を改正する法律の施行

八

第六百二十二条中「招集地」の「下に」、「第一」百三十一条六条「招集手続の省略」を、「この場合において」の下に、「同法第二百三十六条中「総会ハ」とあるのは「社員総会(資産の流動化に関する法律)」百十八条の二第一項「規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除ク」ハ」と、株主とあるのは「社員」とを加える。

第九十三条第十項第二号中「第四項第六号」を「第六項第六号」に改める。

第九十七条第五項第一号中「第九十三条第四項各号」を「第九十三条第六項各号」に改め、同項第二号中「第九十三条第七項第四号」を「第九十三条第十項第四号」に改める。

第九十九条第三項を次のように改める。

二 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定の方法
三 報酬のうち金錢でないものについては、その具体的な内容

第七十六條に次の二項を加える。
商法第二百六十九条第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十六条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第七十八条中「とする」を「とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める」に改める。

第七百八十五条第七項を次のように改める。

及び同項の附屬明細書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法は、内閣守令で定める。

關府令で定める
第八十七条第二項第二号及び第九十一条第三項中「取締役」の下に、「執行役」を加える。

「第六項第六号」に改める。

第九十六条中「第九十三条第三項」を「第九十三第五項」に、「第二条」を「第一条第一項」に改める。

第九十七条第五項第一号中「第九十三条第四項各号」を「第九十三条第六項各号」に改め、同項第一号中「第九十三条第七項第四号」を「第九十三条第十項第四号」に改める。

第九十八条中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第九十九条第三項を次のように改める。

第三項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。」の場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

第一百条を次のように改める。

(財産評価)

第一百条 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならぬ。

第一百一条第一項第三号を次のように改める。

三 その他内閣府令で定める額

第一百二条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

四 その他内閣府令で定める額

第一百四条第三項中「ノ社員、株主若ハ取締役」を削り、「第一百四条」を「第一百四条第一項」に改める。

第一百七条を次のように改める。

(特定目的会社の使用人の先取特権)

第一百七条 商法第一百九十五条（会社使用人の先取特權）の規定は、特定目的会社について準用する。

第一百三十三条第一項中「第二百九十八條」を「第二百八十九条ノ三十四ノ一、第二百九十八條」に改める。

第一百二十二条の二の五第四項中「発起人」とあるのは「転換を請求する者」とを削る。

手法の下に「(昭和八年法律第五十七号)」を加へ、「第二百八十三条ノ三十四ノ二」に改め、「小切

第三百二十二条の四の七第二項中、「発起人」を
「起業者」とする。

あるのは「新優先出資の引受権を行使する者」とを削る。

第一百十三条の七第一項中「第一百十八条の八第一項」を「第一百十八条の八第二項」に改める。

第一百一十六条第三項中「第五十二条ノ三(現物出資の検査)を「第五十二条ノ三第一項並びに商法

第一百七十三条第一項(第一号及び第一号を除く。)及び第二項(第二号を除く。)、第二百四十九

六条第四項並びに第二百八十一条ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査等)に、「検査に

「調査に」に、「同法第五十三条」を「有限会社」に代入する。」

「、同法第五十五条ノ一の規定はこの項において準用する商法第二百七十三条第二項第三号の取

明又は鑑定評価をした者の責任について」を加え、「司法第五十二条ノ一」を「司法第五十二条ノ二」

第二項において準用する商法第七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ一第二項

中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社
社法第五十一条ノ二に、「同条第一項において
準用する商法第二百八十九条ノ八第二項中「第百
七十三条第二項後段及第三項」とあるのは「第百
七十三条第三項」と、「前項本文」とあるのは「資
産の流動化に関する法律第百六十六条第三項ニ於
テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項本
文」と、同条第三項を「商法第百七十三条第二
項第三号中「第百六十八条第一項第五号又ハ第
六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第
百六十六条第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第
五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第
二号」と、同法第二百八十九条ノ八第三項に、
「同法第五十六条第二項」を「同法第五十五条ノ
二第一項において準用する同法第五十四条第一
項中「第四十九条第一号又ハ第一号」とあるのは
「資産の流動化に関する法律第百六十六条第一項
第一号又ハ第一号」と、「資本」とあるのは「特定
資本」と、同法第五十五条ノ一第二項中「第十二
条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七
十三条第三項」と、同法第五十六条第二項に、
「とする」とするほか、必要な技術的詮替え
は、政令で定めるに改める。
第一百八十八条第三項中「第三百七十六条规定」
及び第三項を「第三百七十六条规定」に、「同項」を
「同法第三百七十六条第一項中「前条第一項ノ決
議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、「同
項各号ニ掲タル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル
金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、
同条第三項に、「同条第一項」を「同法第三百八
十条第二項」に改める。

〔第一項本文及に、〔第一百三十二条第一項〕を〔第一百三十二条第一項本文〕に改める。
第二百四十四条第三項、第二百四十二条第一項及び第二百五十五条第一項中「取締役」の下に「執行役」を加える。

第二百五十二条第一項第二十二号中「同条第三項(第九十九条第三項)において準用する場合

を含む)若しくは同項第二項を第三項の規定、第九十九条第一項若しくは第三項に改め、同項第二十一号の二中の収容設

三十条第一項において準用する場合を含む。」に改め、同項第二十八号中「若しくは第二百十八

十八条の九第三項において準用する場合を含む。」を「において準用する商法第三百七十六条第一項及び第二項」に改り、「同号の次に次の一

二十八の二 第百十八条の八第三項又は第一百号を加える。

十八条の九第三項において準用する商法第三百七十六条第一項及び第二項の規定に違

反して優先資本の減少を行つたとき。
第一百五十四条中「取締役」の下に「、執行役」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う 経過措置)

六十六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この

しくは第六十一条第三項において準用する旧商法第百七十三条第三項又は旧法第百十六条第三項において準用する商法改正法による改正前の

有限会社法第五十二条ノ三第二項において準用する旧商法第二百八十三条ノ八第二項において準用する旧商法第二百七十三条第三項に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新法」という。)第二十二条第二項、第六十一条第三項及び第一百六十六条第三項において準用する新商法第四項

二 新法第六十一条第三項及び第一百六十六条第三項において準用する新商法第一百四十六条第二項

一 新法第二十二条第一項において準用する新商法第七十三条ノ二第一項

二 新法第六十一条第三項において準用する新商法第一百八十二条第二項及び第一百八十四条第二項

三 新法第一百三十五条及び第一百三十八条

第一項に規定する場合における同項に規定する証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及び責任については、次に掲げる規定は、適用しない。

一 新法第二十二条第三項及び第四項(これらの規定を新法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)

伴う関係法律の整備に関する法律案

この法律の施行前に次に掲げる請求をした特定社員若しくは優先出資社員、特定社債権者又

は受益証券の権利者が行う社員総会、特定社債権者集会又は権利者集会の招集に関しては、こ

の法律の施行後も、なお従前の例による。

二 旧法第百十三条第一項において準用する旧法第二百三十七条第三項の請求
一 旧法第二百三十七条第三項において準用する場合を含む)において

商法第三百一十条第五項において準用する旧商法第一百三十七条第三項の請求

三 旧法第一百八十二条第四項において準用する
旧商法第三百二十条第五項において準用する

旧商法第二百三十七条第三項の請求
会日より八週間前の日がこの法律の施行の日
前である社員総会に關する新法第五十六条第一

項及び第一項(これらの規定を新法第百三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定の

適用については、これらの規定中「八週間」とあるのは、「六週間」とする。

この法律の施行前に特定資本の減少の決議又は旧法第一百八条の八第一項の優先資本の減少の決議をした場合における公告及び債権者に対する

する催告並びに当該特定資本の減少による変更の登記及び当該優先資本の減少による変更の登

記の申請書に添付すべき資料に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正)
第四項に規定する資産流動化計画に定めがある場合における当該定めに係る優先資本の減少に際しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

第六十一条 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「監査役」の下に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役。」を加える。

第五条第七号中「取締役」を「取締役若しくは執行役(「に」「取締役」と「取締役又は執行役」と)に改める。

第十一条第一項第三号中「代表取締役」の下に「又は代表執行役」を加える。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第六十二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第一百八十九条第三項」を「第二百八十九条第四項」に改め、「取締役」の下に「及び執行役」を加え、「理事。以下同じ。」を「理事」に改める。

第十六条第一項中「監査役」を「及び監査役(被管理金融機関が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)以下「商法特例法」という。)第一条の

二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)である場合にあっては取締役及び執行役、に、「監事。以下同じ。」及び「を「理事及び監事」並びに「に改める。」

第十八条第一項中「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は監事)」を加える。

第二十二条第三項中「(同法)を「及び第一百五十七条ノ三第一項(これらの規定を同法)に改め、「含む。」の下に「商法特例法第二十一条の十三第八項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

第十二条第三項中「(同法)を「及び第一百五十七条ノ三第一項(これらの規定を同法)に改め、「含む。」の下に「商法特例法第二十一条の十三第八項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

第十二条第三項中「(同法)を「及び第一百五十七条ノ三第一項(これらの規定を同法)に改め、「含む。」の下に「商法特例法第二十一条の十三第八項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「監査役」の下に「(被管理金融機関が委員会等設置会社である場合にあっては取締役又は執行役、被管理金融機関が信用金庫等である場合にあっては理事又は監事)」を加える。

(新事業創出促進法の一部改正)

第六十四条 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の五」を「第十二条の四」に改める。

第十二条の二第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十二条の三第三項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第十二条の四を削る。

第十二条の五第一項の表第三条第一項の項中「第十二条の五第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第十二条の四とする。

第十二条の五第一項第一号中「商法」を「商法(明治三十一年法律第四十八号)」に改める。

第十二条の五第一項第一号及び第三号中「第十二条の五第一項」を「第十二条の二第四項第一号」に改める。

第十二条の五第一項第一号を「第十二条の二第四項第一号」に改める。

(特定融資契約に関する法律の一部改正)

第六十六条 特定融資契約に関する法律(平成十一年法律第四号)の一部を次のように改正す

る。

第二十二条第一項第一号中「商法」を「商法(明治三十一年法律第四十八号)」に改める。

第一条第一号中「第二条に規定する株式会社」を「第一条の二第一項に規定する大手会社」に改めるとする。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)

第六十七条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第八条第一項前段(同条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該認定に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、創立総会又は株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項、当該証明に係る損害賠償の責任並びに登記の申請書に添付すべき書面に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。

第六十九条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第八条第一項前段(同条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の主務大臣の認定を受けた場合における当該認定に係る調査による証明、当該認定に係る主務大臣に対する報告、当該認定の取消し、取締役及び監査役が調査すべき事項、創立総会又は株主総会に提出すべき書面及び報告すべき事項、当該証明に係る損害賠償の責任並びに登記の申請書に添付すべき書面に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。

第七十条 この法律の施行前に前条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第七十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十一条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十

二号)第二十九条の二(執行役等の特別背

任、未遂罪)、第二十九条の四(虚偽文書行

使)、第二十九条の八第一項(会社荒らし等

に関する取扱)又は第二十九条の十一第二項

(株主の権利の行使に関する利益の受供与)

若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為の

罪)

(民事再生法の一部改正)

第七十一条 民事再生法(平成十一年法律第二百五十五条)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第一号、第五十九条及び第一百四十二条第一項中「取締役」の下に「執行役」を

加える。

第七十一条第一項中「資本減少の方法」を「次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 株式の消却をする場合 消却すべき株式の種類及び数並びに消却の方法

二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充るべき金額

項目及び第三項」を「三百七十六条第一項及び第二百四十六条第二項及び二百五十条中「取締役」の下に「執行役」を加える。

(民事再生法の一部改正に伴う経過措置) 第一百八十三条第二項中「第三百七十六条第一項及び第二百四十六条第二項及び二百五十条中

「取締役」の下に「執行役」を加える。
第六十一条 前条の規定による改正前の民事再生法第百六十一条の規定により資本減少に関する事項を定めた再生計画についての法律の施行

前に認可の決定があつた場合における当該再生計画に基づき行われる資本減少に関する事項の法律の施行後も、なお従前の例による。

(中間法人法の一部改正)

第七十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の見出しを「(現物拠出の調査等)」に改め、同条第六項第三号を次のように改める。

三 第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、

弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法

人の証明(同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合 同項第一号又は第二号に掲げる事項

第十七条に次の二項を加える。

7 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第六十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項(第二号を除く。)の規定の「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

「第十七条第六項及び第七項(第二号を除く。)のに、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第六十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項(第二号を除く。)の規定の「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

「第十七条第六項及び第七項(第二号を除く。)のに、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第六十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項(第二号を除く。)の規定の「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

「第十七条第六項及び第七項(第二号を除く。)のに、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

に改める。

第二十条の次に次の二項を加える。

(財産の価格の証明等をした者の責任)

第六十条の一 前条第三項の規定は第十七条第三項

六項第三号の証明又は鑑定評価以下この条九号の一部を次のように改正する。

第七十三条 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)の一部を次のように改める。

三 第十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項が相当であることについて弁護士、

弁護士法人、公認会計士(外国公認会計士を含む)、監査法人、税理士又は税理士法

人の証明(同項第一号又は第二号の財産が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)を受けた場合 同項第一号又は第二号に掲げる事項

第十七条に次の二項を加える。

7 次の各号に掲げる者は、前項第三号の証明及び鑑定評価をすることができない。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第六十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項(第二号を除く。)の規定の「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

「第十七条第六項及び第七項(第二号を除く。)のに、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

第六十条の二(第二十条第三項の規定を準用する部分を除く。)の規定はこの項において準用する第十七条第六項(第二号を除く。)の規定の「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

「第十七条第六項及び第七項(第二号を除く。)のに、「に規定する弁護士又は弁護士法人の証明を記載した書面について」を「の証明を記載した書面について」に改め、同条に次の二項を加える。

一 財産の現物拠出者又は譲渡人

二 社員

三 理事又は監事

四 業務の停止を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

的記録」とあるのは「記載シタル書面」と、有限会社法第四十一條第一項本文に、「から第四項までの規定を「及び第三項」に改める。

第五十九条に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号までに掲げる書類及び同項の附属明細書に記載すべき事項及びその記載の方法は、法務省令で定める。

第六十三条に次の二項を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十八条第一項に次の二号を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十三条に次の二項を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十八条第一項に次の二号を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十三条に次の二項を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十三条に次の二項を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第六十三条に次の二項を加える。

五 第三十八条第五項において準用する商法第二百五十三条第一項の書面(第三十八条第五項において準用する商法第一百五十三条第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた日(次号において「みなし決議の日」という。)から十年間を経過していないものに限る。) 主たる事務所

六 前号の書面の謄本(みなし決議の日から五年間を経過していないものに限る。) 従たる事務所

過していないものに限る。) 主たる事務所

第七十八条の次に次の一条を加える。

(現物提出財産の価格の証明等をした者の責任)

第七十八条の二 前条第三項の規定は第七十五条第二項において準用する第十七条第六項第七号の証明又は鑑定評価(以下この条において「証明等」という。)をした者について、商法第一百九十三条第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。ただし、当該証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第一百五十二条第三項中「(第六号)を(第一項第六号)に、「第一百七十三条第三項前段」を「第一百七十三条第二項第三号」に、「監査役」とあるのは「理事及び」を「監査役(委員会等設置会社については、取締役、委員会委員(商法特例法第二十一条の八第四項に規定する委員会を組織する取締役をいう。第八十一条において同じ。)、執行役及び代表執行役)」とあるのは「理事及び監査役(重要財産委員又は監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役)」とあるのは「理事又は」に、「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「同法第九十一条第一号」を「同項第一項中「第七十九条第二項及び第十九条第一項」とあるのは「中間法人法第一百五十二条第三項において準用する第九十四条第一項」と、同法第九十一条第一項第一号」に、

「第四号まで」と、同条第一号を「第四号まで」と、同条第二号に改め、「第四項」との下に

「同条第一項中「第七十九条第二項及び第九十一条」とあるのは「中間法人法第一百五十二条第三項前段において準用する第九十四条第一項」とを、「準用する商法」との下に、「同法第一百五十二条第一項中「有限会社法第四十一条」とあるのは「中間法人法第三十八条第五項」とを加える。

十条及び第八十二条の規定は、適用しない。
3 第一項に規定する場合における同項に規定す
る証明をした弁護士又は弁護士法人及び同項に
規定する鑑定評価をした不動産鑑定士の義務及
び責任については、新法第二十条の二(新法第
三十七条第三項において準用する場合を含む。)
及び第七十八条の二の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
に関する法律の一部を改正する法律の一部改
正)

第一百五十九条中「取締役」の下に「執行役」を
(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)
第七十四条 前条の規定による改正前の中間法人
法(以下この項において「旧法」という。)第十七
条第六項第三号(旧法第三十七条第三項及び第
七十五条第一項において準用する場合を含む。)
に規定する弁護士又は弁護士法人の証明及び不
動産鑑定士の鑑定評価を受けた場合における当
該弁護士又は弁護士法人及び当該不動産鑑定士
については、前条の規定による改正後の中間法
人法(以下この条において「新法」という。)第十
七条第七項(新法第三十七条第二項及び第七十
五条第二項において準用する場合を含む。)及び
第三十七条第四項(新法第七十五条第二項にお
いて準用する場合を含む。)の規定は、適用しな
い。

2 前項に規定する場合における同項に規定する
鑑定評価を記載した書面については、新法第三
十七条第三項において準用する新商法第百八十
一条第三項及び第百八十四条第二項の規定並び
に新法第一百五十二条第三項において準用する第
三十三条の規定による改正後の商業登記法第八

(第八十三条第一項において「委員会等設置会
社」という。)にあっては、取締役及び執行役」
を加える。
第八十三条第一項各号列記以外の部分中「株
式会社」の下に「(委員会等設置会社を除く。)」を
加える。

(農林中央金庫法の一部改正)

第七十八条 農林中央金庫法(平成十三年法律第
九十三号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「取締役」の下に「、執行
役」を加える。
第三十三条规定中「附属明細書の」の下に
「記載事項及び」を加え、同条第四項中「第一条」
を「第二条第一項」に改め、「第四条第一項第一
号」の下に「(商法特例法第六条の四第二項にお
いて準用する場合を含む。)」を「第二十四条第
三項に規定する子会社」との下に「、「同じ。」若
しくは連結子会社」とあるのは「同じ。」と」を加
え、「同条第五項中「会社又はその子会社の取締
役」を「同条第三項中「職務(連結子会社につ
いては、第十九条の二第一項に規定する連結計算書
類に関するものに限る。)」とあるのは「職務」
と、「子会社若しくは連結子会社」とあるのは
「子会社」と、同条第五項中「大会社又はその子
会社若しくは連結子会社の取締役、執行役」に
改め、「職員又はその子会社の取締役」の下に
「執行役」を、「若しくは」との下に「、「子会
社若しくは連結子会社から」とあるのは「子会社
から」とを加える。
第三十七条第四項中「第二条」を「第一条第一
項」に改める。

2 前項に規定する場合における同項に規定する
鑑定評価を記載した書面については、新法第三
十七条第三項において準用する新商法第百八十
一条第三項及び第百八十四条第二項の規定並び
に新法第一百五十二条第三項において準用する第
三十三条の規定による改正後の商業登記法第八

三条第一項第三号中「取締役」の下に「、執
行役」を加える。
第四条第一項第四号中「監査役」の下に「(株式
会社の監査等に関する商法の特例に関する法律
第一條の二第三項に規定する委員会等設置会社

第三十九条第一項中「前項」との下に「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」とを加える。

第七十五条中「及び第三十四条から第三十六条まで」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、「第二百八十五条ノ一、第二百八十五条规定ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六条ノ三及び第二百八十六条ノ五から第二百八十七条ノ一まで」及び「第三十四条及び」を削り、「同条中「第二百八十五条ノ七」とあるのは「第二百八十五条ノ六」と、同法第二百八十五条ノ六第二項中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」を「第三十四条ノ規定ニ拘ラズ法務省令」とあるのは「主務省令」に改める。

第七十七条第一項第四号を次のように改める。

四 その他主務省令で定める額

第七十七条第一項第五号を削る。

第九十五条中「及前項」との下に「同法第二百六十九条第二項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」とを加える。

第一百条第二項中「第四百九十八条第一項」の下に「商法特別法第二十九条の二第一項」を加える。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第七十九条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第四項中「第十六条第一項本文」の下に「(同法第二十一条の三十一第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五項中「第十六条第三項」の下に「(同法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

(旧沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第八十条 旧沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧沖縄振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第三十条第四項中「第二百八十三条第三項」を「第二百八十三条第四項本文又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)第十六条第二項本文(同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」に、「公告する」を「貸借対照表又はその要旨の公告をする場合には、当該」に改め、同条に次の二項を加える。

5 前項に規定する一般電気事業会社は、商法第二百八十三条第五項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第二項(同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」を「第二百八十三条第四項の規定による措置又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六条第二項(同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」と、同条第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十八条の二第二項」である。

第十八条に次の一項を加える。

5 商法第三十四条の規定は、特定目的会社には適用しない。

第三十六条中「読み替える」を「同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替えるに改める。

第四十四条第二項中「第一項並びに」を「第二项中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替えるに改める。

第五十六条第一項及び第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第五十九条の二第二項中「及び第四項中「第一項」と「八週間」に改める。

第五十九条の二第二項中「及び第四項中「第一項」と「八週間」に改める。

三 第三十条第五項の規定に違反して同項に規定する借入先若しくは借入金額に係る情報を作成せず、又は虚偽の情報を付したとする法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧沖縄振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十一条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条第七項中「資産流動化計画」を「資産流動化実施計画」に改める。

第十七条に次の二項を加える。

5 商法第三十四条の規定は、特定目的会社には適用しない。

第三十六条中「読み替える」を「同条第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替えるに改める。

第四十四条第二項中「第一項並びに」を「第二项中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二十二条の三十一第三項において準用する場合を含む。)」と、同項において準用する同法第二百四条ノ一第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定期社員総会」と、同法第二百三十九条ノ三第六項に、「において準用する同法第二百三十九条第二項」である。

第五十六条第一項及び第一項中「六週間」を「八週間」に改める。

第五十九条の二第二項中「及び第四項中「第一項」と「八週間」に改める。

五百三十二条第二項とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十八条の二第二項」である。

五百三十二条第二項に於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五十八条の二第二項ニ於テ準用スル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第五十九条第二項とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五十八条の二第二項」である。

土壤汚染対策の実施を図るため、土壤の特定有害物質により土壤が汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令及び土地の形質の変更の届出等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算(環境省所管)に一億三千五百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、土壤汚染による生活環境や生態系への影響、油類等の特定有害物質による土壤汚染の実態把握などについて早急な科学的知識の集積に努めるとともに、土壤汚染の未然防止措置について早急に検討を進めること。

二、土壤汚染に対する住民の不安を解消するため、住民から土壤汚染の調査について申し出があった場合には、適切な対応が行われるように都道府県等との連携を十分に図ること。

三、操業中の工場・事業場、廃棄物の最終処分場跡地等及びその周辺の土地においても、汚染の可能性が高く、汚染があるとすれば人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものについて

は、土壤汚染の調査が適宜行われるよう、都道府県等との連携を十分に図ること。

四、操業中の工場等から汚染又は汚染のおそれのある土壤を搬出・移動することにより汚染が拡散しないよう、各事業者を指導することについて都道府県等との連携を十分に図ること。

また、汚染された土壤の適正な処分の在り方について、廃棄物処理法の見直しを含め、早急に検討を進めること。

五、指定区域台帳に関し必要な事項を環境省令で定めるに当たっては、周辺住民が安心できるよう、土壤汚染の状況、汚染の除去等の措置の実施状況等について、情報の透明性確保に十分配慮するとともに、都道府県等との連携の下、リスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

六、汚染の除去等の措置の実施に際して、作業員や周辺住民の健康不安が生ずることのないよう、有害化学物質や重金属類の大気中への拡散を防ぐことに万全の措置を講ずること。

七、土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置については、これが適正かつ円滑に実施されるよう、その手法が簡易で低コストなものとするための技術開発の促進を図ること。

八、農薬による土壤汚染の実態解明を進めるとともに、残留性有機汚染物質に指定されている農薬等について必要な措置を講ずること。

九、土壤に含まれている有害化学物質や重金属類の大気中への放散に対して、早急に知見を収集

し客観的な基準の設定について検討を進める」と。

十、本法の規定に関しては、その施行状況を踏まえ、施行後十年以内であっても適宜適切に見直しを行い、制度の改善を図ること。

右決議する。

土壤汚染対策法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月九日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

土壤汚染対策法案

日次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 土壤汚染状況調査(第三条・第四条)

第三章 指定区域の指定等(第五条・第六条)

第四章 土壤汚染による健康被害の防止措置(第七条・第九条)

第五章 指定調査機関(第十条・第十九条)

第六章 指定支援法人(第二十条・第二十八条)

第七章 雜則(第二十九条・第三十七条)

第八章 罰則(第三十八条・第四十二条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く)であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項及び第四条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章 土壤汚染状況調査

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(次項において単に「特定施設」という))であつて、同条第二項第一号に規定する物質(特定有害物質であるものに限る)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有

者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は次項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設(有害物質使用特定施設であるものに限る。)の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めることにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他環境省令で定める事項を通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

(土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第四条 都道府県知事は、前条第一項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、その汚染の状況について、当該土地の所有者等に対する調査を実施する。

第五条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特

定有害物質によって汚染されている区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示し、同項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

4 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、第一項の指定に係る区域(以下「指定区域」という。)の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなったと認めるとときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

第六条 都道府県知事は、指定区域の台帳(以下この条において「指定区域台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

第七条 都道府県知事は、土壤汚染による健康被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定め

る基準に該当する指定区域内の土地があると認めることは、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第四条第二項の規定は、都道府県知事が前項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用する。

この場合において、同条第一項中「当該調査等及び「当該調査」とあるのは、「当該汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。

4 第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第二項の規定によって講ずべき

(指定区域の指定等)

第三章 指定区域の指定等

置

(措置命令)

第五条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特

各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべき」とを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)
第十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の失效)

第十八条 指定調査機関が土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。
(指定の取消し)

第十九条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定に違反したとき。
三 第十四条第三項又は第十六条の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第二条第一項の指定を受けたとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならぬ。

い。

第六章 指定支援法人

(指定)
第二十条 環境大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務(以下「支援業務」という。)を通じて、並びに必要な助言を行うこと。

三 土壤汚染状況調査等の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(基金)

2 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定支援法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。
(業務)

4 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(第二十一条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

三 土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形

質の変更(次号において「土壤汚染状況調査等」という。)について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(区分経理)

第二十五条 指定支援法人は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十六条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務(同条第一号又は第一号に掲げる業務に附帯するものに限る。)に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(監督命令)

第二十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するためには、必要な限度において、指定支援法人に対する、支援業務に係る監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し)

第二十八条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の指定を取り消すことができる。

一 支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

2 指定支援法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

三 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 雜則

(報告及び検査)

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは指定区域内の土地の所有者等又は指定区域内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行ふ、若しくは行つた者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行つるものとする。

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 第一項又は前項の規定により立入検査をする

職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項又は第三項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第三十条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

(資料の提出の要求等)

第三十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成する

ため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関し意見を述べることができる。

3 環境大臣の指示

第三十二条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

4 第二項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(国の援助)

八 前条第一項の協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業

者に対する特別の配慮がなされなければならない。

(研究の推進等)

第三十三条 国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

3 政令で定める市(特別区を含む)の長による事務の処理

第三十四条 國は、汚染の除去等の措置に関する

技術の研究その他土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(国民の理解の増進)

2 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

3 第四条第一項の調査に関する事務

四 第五条第一項の指定に関する事務

5 第五条第二項の公示に関する事務

6 第五条第四項の指定の解除に関する事務

7 第七条第三項において読み替えて準用する事務

8 第四条第一項の汚染の除去等の措置に関する事務

9 第三十三条 國は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

2 第三十七条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む)の長が行うこととすることができる。

3 第三十八条 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 第八章 罰則

2 第三十九条 國は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

3 第四十一条 國は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

4 第四十二条 國は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

5 第四十三条 國は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防

止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあっせん、技術的な助言その他 の援助に努めるものとする。

第三十九条 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反した者

二 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条第一号を除く。の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(準備行為)
第一条 第三条第一項の指定及びこれに関し必要的な手続その他の行為は、この法律の施行前にわざる届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(準備行為)
第一条 第三条第一項の指定及びこれに関し必要的な手続その他の行為は、この法律の施行前にわざる届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

いても、第十条から第十二条まで及び第十五条の規定の例により行うことができる。

2 第二十条第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、同項及び同条第二項並びに第二十四条第一項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

第三条 第三条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めること。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、指定支援法人の支援業務の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「農業近代化資金」について、その対象に長期運転資金を加え、「農林漁業金融公庫資金」について、認定農業者以外の農業の扱い手が経営の改善を図るために経営体育強化資金の対象を全農業種目に拡大するほか、都道府県の財政資金を無利子で貸し付ける「農業改良資金」について、担い手の創意工夫による高リスク農業にチャレンジするための資金に改めるとともに、民間金融機関が都道府県から借り受けた農業者に貸し付ける方式を加える等の措置を講じようとするものであって、おむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一 費用
本法施行に伴う経費として、平成十四年度一般会計(農林水産省所管)に担い手育成緊急対策費補助金八億五千六百万円が計上されている。

二 農業改良資金について、高リスク農業へチャレンジするための資金へと抜本的に改めることにかんがみ、従前、農業改良資金が担ってきた農家生活方式の改善、青年農業者等の育成については、農村現場の実情等を踏まえ、今後とも適切な措置を講ずること。

平成十四年五月二十一日

農林水産委員長 常田 享詳

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

附帯決議

農業を取り巻く諸情勢が大きく変化する中で、農業経営に関連する諸施策を抜本的に見直し、その強力な推進を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努め、制度資金を通じた農業経営の改善に万全を期すべきである。

一 今回の各種制度資金の見直しと融資手続の改善に当たっては、担い手向けにわかりやすく使いやすい資金制度とするという制度改正の趣旨が十分生かせるよう、最近における農業者の経営環境の悪化に対し十分配意するとともに、申請者の自主性の尊重及びその経営実態を踏まえた的確な融資に留意すること。

また、各種制度資金の融資を受けた者に対しては、着実な経営改善が図られるよう、農業改良普及センター等の指導に万全を期すること。

二 各種制度資金の融資枠については、担い手の資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。

四 農業信用基金協会の保証については、制度資金の円滑な融通に資するよう、制度の充実に努めること。

五 制度資金の運営に重要な役割を果たす農協系統については、担い手のニーズに的確に対応し、地域農業の振興に積極的な役割を果たすため、生産資才コストの友本的引下げ、適切な表

示を前提とする農産物販売力の強化など、生産者及び消費者の信頼を高められるよう事業・組織の改革を強力に実行すること。

六 農林漁業金融公庫の在り方の検討に当たつては、その機能及び役割を損なうことのないよう政府系金融機関全体の在り方を議論する中で、かかるべき時期に改革の方向性を明らかにすること。

なお、その際、農業者の資金環境に支障をきたさないよう配慮すること。

農業經營の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

平成十四年四月四日

衆議院議長 綿貫 民輔

參議院議長 井上 裕殿

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「農業者等の資本装備の高度化を図り」を削る。

第一条第三項中「資本装備の高度化及び」を削り、「造成」の下に「復旧」を加え、「及び乳牛」を「、乳牛」に改め、「購入又は育成に要するもの」の下に「及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するもの」を加える。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の二中「別表第一に

おいて「農業経営の改善のためにする農地等の取得」というを削り、同項第一号の三中「第二号及び第六号」を「第一号及び第五号」に改め、同項第一号の四及び第一号の五中「第一号」を「第一号」に、「並びに」を「及び」に、「第三号及び第六号」を「第五号」に改め、同條第三項中「農業」を削る。

別表第一の第一号を次のように改める。

大臣の 嘱託を受ける事	年三分五厘	年二十五年	年二十五年	年三分五厘
				年三分五厘
年二十五年	年三年	年十年	年三十年	年二十五年
				年二十五年
年三十年	年二十五年	年十年	年二十五年	年二十五年
				年二十五年

る」を「又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援する」に、「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、「市町村」を「融資機関」に改め、「経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金」を削除する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置(農業経営の改善を目的)として新たな農業部門の經營若しくは農畜産物の加工の事業の經營を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。(以下同じ。)

う。

一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

三 家畜の購入又は育成に必要な資金

四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、經營管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

第三条第一項中「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金」に改め、「(次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特

定地域新部門導入資金の貸付けを除く。」を削り、「同条第一項中」、「次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市町村を、その申請により」を削り、「特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、「事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村」を「業務を行う融資機関(農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第十一条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。)」に、「当該事業を「当該業務」に改め、同項各号を削る。

第四条中「生産方式改善資金」にあつては、その種類ごとに、農林水産省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の八十(政令で定める種類のものにあつては、百分の九十)とし、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに」を削る。

第五条第一項中「生産方式改善資金、経営規

模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに」を削る。

第六条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載し

一 農業改良措置の目標

二 農業改良措置の内容及び実施時期

三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその經營を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地

それぞれ、その種類ごとに」を削り、同条第一項中「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金に超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金に

つき三年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金につき五年を「三年(特定地域資金にあつては、五年)」に改め、「それぞれ、その種類ごとに」を削り、同条第三項を削る。

第七条及び第八条を次のように改める。

(貸付資格の認定)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府

県知事の認定を受けなければならない。

第八条 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業改良措置の目標

二 農業改良措置の内容及び実施時期

三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 第九条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者)が申請に係る農業改良資金をもつて農業改良措置を実施することによりその經營を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地

域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

第十二条から第十七条までを削る。

第十八条第二項中「第三条第二項」を「同条第二項」に改め、「」の項において」を削り、「第十一条」を「前条」に、「第二十一条及び第二十二条」を「前条」に、「第二十一条及び第二十二条」に改め、同条を第十二条とする。

第十九条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項」に改め、「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削り、同条を第十三条とし、第二十条を第十四条とし、第二十一条を第十五条とする。

第二十二条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項」に、「事業を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に、「第二十条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第一項中「第三条第一項」を「第二十二条第一項」に、「事業を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に、「第二十条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条第一項中「第三条第一項」を「第二十二条第一項」に、「事業を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(準用)

第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関について、第十四条第一までの規定は融資機関について、第九条から第十二条までの規定は都道府県が行う第三条第二項の規定は都道府県が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四条第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付

けの条件の基準」と読み替えるものとする。

第二十二条を削る。

附則第二項中「以下「改正法」という。」を削り、「第二十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「貸付金」を「貸付金等」に改める。

(農業信用保証法の一部改正)

第四条 農業信用保証法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「農業近代化資金」の下に、農業改良資金」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 農業改良資金(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百一号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)

第八条第一号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号中ハを二とし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

口 農業改良資金

第十一條第一号中「就農支援資金」を「農業改良資金及び就農支援資金」に改め、同条第三号中「第八条第一号ハ」を「第八条第一号ニ」に改める。

第七十二条第一項ただし書中「第一条第三項第二号」を「第二条第三項第四号」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条において「旧公庫法」という。別表第一の規定による改正前の農林漁業金融公庫法(次条において「旧公庫法」という。別表第一の二及び第三号に掲げる資金(同表の第三号に掲げる資金については、農業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした旧公庫法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第三条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条第一項の生産方式改善資金、同条第二項の特定地域新部門導入資金、同条第三項の経営規模拡大資金、同条第四項の農家生活改善資金及び同条第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)
第六条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十条第二項」を「第十四条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第一項」を、「第二十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二

農林水産委員長 常田 享詳
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るために、農業法人に対する投資育成事業を當もうとする株式会社が、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣から承認を受けることができるものとす

ることともに、事業計画の承認を受けた株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの資金の出資、農事組合法人の組合員資格の特例、農業生産法人の構成員資格の特例等農業法人に対する投資の円滑化を図るために特別の措置を講じようとするものであって、おもむね妥当な措置と認め

る。

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第律第六十五号)第三十五条

一 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法二十条

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第八条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二条第一項の生産方式改善資金」を「第二条の農業改良資金(同法第五条第一項の特定地域資金を除く。)」に、「同法第五条第一項」を「同項」に改める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十四年度一般会計予算(農林水産省所管)に、農業法人投資育成株式会社出資補助金一億円が計上されている。

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)
第八条 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

審査報告書

附帯決議

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営の発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図る

ときは、当該承認会社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第七条 農林水産大臣は、承認会社が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第八条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第二項に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農業法人投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第一項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九条

及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第八条第一項」とする。

(農業協同組合法の特例)

第九条 承認会社が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二号)第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び当該農事組合法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六条に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第一項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行つた同法第五条に規定する承認会社」とする。

事業計画に従つて同法第二条第一項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行つた同法第五条に規定する承認会社」とする。

(罰則)

第十二条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 承認会社の代表者又は承認会社の代理人、使用者その他の従業員が、その承認会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その承認会社に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第二条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「配当金」の下に「農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。」を加える。

(農地法の特例)

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第一条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六条に規定する承認

官 報 (号 外)

平成十四年五月二十一日 参議院会議録第一十六号(その1)

104

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物認可日

発行所	〒110-0005
二番四都港	虎ノ門二丁目
財務省	虎ノ門二丁目
印 刷 局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	(本体一部 配送 料四百円 別)